



DBJ

CSR・ディスクロージャー誌 2007



日本政策投資銀行
Development Bank of Japan



日本政策投資銀行

日本政策投資銀行 (DBJ) のプロフィール (平成19年3月31日現在)

設立	平成11年(1999年)10月1日 (旧日本開発銀行 (旧北海道東北開発公庫	昭和26年(1951年)設立 昭和31年(1956年)設立)
総裁	小村 武	
職員数	1,347名 (平成19年度)	
資本金	12,722億円 (全額政府出資)	
本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目9番1号	
URL	http://www.dbj.go.jp/	
支店・事務所	支店10カ所、事務所8カ所、海外駐在員事務所6カ所	
総資産	13兆739億円	
貸出金	12兆1,464億円	
当期純利益	751億円 (平成18年度)	
自己資本比率	19.19%	
財投機関債格付	Aaa (Moody's)、AA- (S&P)、AA (R&I)、AAA (JCR)	

(総資産、貸出金、当期純利益、自己資本比率は企業会計基準準拠・単体)

目次

1	■ 日本政策投資銀行 (DBJ) のプロフィール
2	■ 財務ハイライト
3	■ 総裁メッセージ
4	■ DBJの民営化について
8	■ DBJの特長
10	■ DBJの役割
12	■ DBJのCSR
14	■ DBJのマネジメント機能
15	経営体制
15	コーポレートガバナンス
17	内部監査
18	コンプライアンス (法令等遵守)
19	リスク管理
23	ディスクロージャー
24	■ 投融資業務の概要
25	DBJの投融資
28	平成19年度投融資計画
29	■ 社会の課題を解決する金融サービスの提供
30	地域再生支援
36	環境対策・生活基盤
42	技術・経済活力創造
46	対日投資の促進および地域の国際化支援
47	セーフティネットとしての取り組み
48	その他の取り組み事例
50	情報機能の活用
53	■ 社会の一員として果たすべき責任
54	社会とのコミュニケーション
56	人材育成と職場環境づくり
58	DBJの環境マネジメント
61	■ 知的資産報告
62	知的資産経営
65	時代の要請に応える基盤「金融プラットフォーム」
69	■ 財務の状況
71	企業会計基準準拠決算
137	特殊法人等会計処理基準準拠決算
142	参考：特殊法人会計／企業会計の差異説明
143	■ 政策金融評価報告書
144	平成18年度政策金融評価報告書の概要
147	■ 資料編
148	法律等
172	■ コーポレート・データ
172	役員
173	組織図
174	沿革
175	本支店・事務所等 所在地
176	本支店・事務所等 照会先
178	■ 用語解説

本誌の計数について

計数は各項目ごとに単位未満を切り捨てているため、各計数の和は合計に一致しないことがあります。また、単位に満たない場合は「0」で、計数の全くない場合には「-」で示しています。

財務ハイライト

財務ハイライト (企業会計基準準拠決算・単体)

(単位：億円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
業務粗利益	1,078	970	943
経費	△269	△256	△250
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	809	714	692
臨時損益	△212	△41	△472
経常利益	597	672	219
特別損益	528	254	531
当期純利益	1,125	926	751
資本金	12,154	12,722	12,722
純資産	18,750	20,106	19,815
総資産	144,658	136,821	130,739
貸出金	138,607	128,732	121,464
有価証券	3,911	4,295	3,664
自己資本比率 (国際統一基準) (%)	13.90	16.07	19.19
銀行法基準リスク管理債権比率 (%)	2.9	1.6	1.2
自己資本利益率 (ROE) (%)	6.20	4.77	3.91
総資産利益率 (ROA) (%)	0.77	0.67	0.57
経費率 (OHR) (%)	24.94	26.38	26.51
職員数 (人)	1,362	1,357	1,352

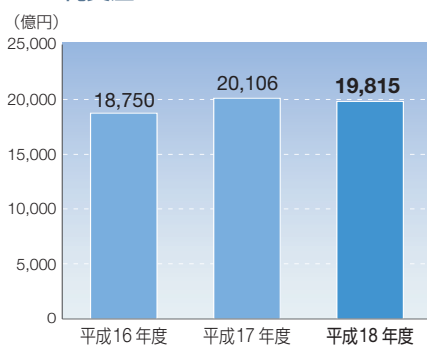
(注1) 平成16年度、平成17年度の「純資産」の欄には、「資本の部」の合計の数値を記載しています。

(注2) 「自己資本比率」は、平成16年度と平成17年度は旧BIS基準ベース、平成18年度は新BIS基準ベース。

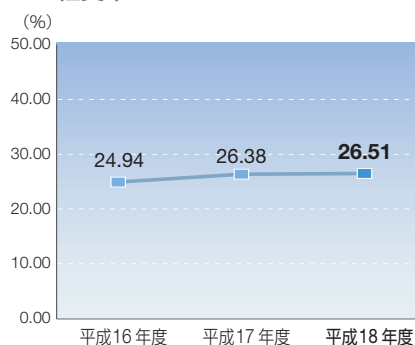
(注3) ROE、ROAは当期純利益ベース。

(注4) OHR=経費/業務粗利益

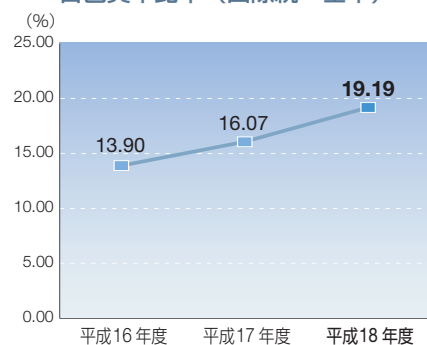
純資産



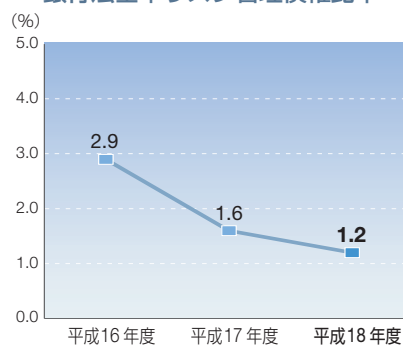
経費率



自己資本比率 (国際統一基準)



銀行法基準リスク管理債権比率



総裁メッセージ

私ども日本政策投資銀行（DBJ）は、わが国の経済・社会の発展に金融面から寄与することを使命とする政策金融機関です。

政策金融改革の議論のなかで、平成18年5月に成立した「行政改革推進法」により、DBJについては民営化の方向性が決定され、本年6月には「株式会社日本政策投資銀行法」が国会で可決・成立しました。

こうした経緯を踏まえ、DBJは平成20年10月の株式会社化（特殊会社）、そしてその後の完全民営化に向けて、自立的な経営を行うべく準備を始めているところです。

新DBJは、「金融力で未来をデザインする銀行」を目指すという目標を設定いたしました。この金融力の礎となるのが、私どもの持つ3つのW、すなわち、「長期性」「中立性」「パブリックマインド」および「信頼性」という4つのDNAを核とする志（Will）、審査能力や新金融手法を駆使した智（Wisdom）、それから4,000社のお客さま、地方自治体、学界等との連携（With）です。これにより、短期の利益にとらわれず長期的かつ中立的な視点を持ち、お客さまの課題を解決し、お客さまが描く未来像を形にしていまいります。そうした創造的金融活動を通じて、経済価値のみならず社会価値も創造し、地域社会の、ひいては日本社会の豊かな未来づくりに貢献してまいります。

今後はさらに、既存の融資の枠にとらわれないリスクマネー（エクイティ、メザニン・ファイナンス、各種アドバイザリーサービス等）の提供など、一体的でシームレスな投融資を行うことにより、お客さまの抱える課題に対してどこよりも適切なソリューションを提供してまいりたいと考えております。

私どもは、DBJ自身が社会の一員として責任ある行動をとり、一つひとつの業務を適切に遂行していくことが、DBJのCSR（企業の社会的責任）であると考えております。そのため、DBJは本業を通じたCSRの取り組みを進め、企業価値の向上に努めつつ、持続可能な社会の実現に尽力しております。



なお、『CSR・ディスクロージャー誌 2007』は、これまで発行してきた「ディスクロージャー誌」に、「CSRレポート」と「プロジェクトレポート」を統合したものです。また、DBJの活動はそのすべてが社会、環境、経済に結びつくものであり、そうした活動そのものがDBJの社会的責任を果たすためのものである、という考えから、「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、DBJの活動を皆さまにご紹介するものです。

今後も皆さまのご期待にお応えしつつ、長期性・中立性・パブリックマインド・信頼性という4つのDNAに加え、革新と挑戦を継続するという志を全役員で保ち続けながら、「小さくてもピリッとした存在感のある金融機関」になるべく、完全民営化に向けてしっかりと自立していけるよう企業体力の向上を図ってまいります。また民営化にともない、さまざまなお客さまの課題に向き合う姿勢を徹底させるとともに、より自由で先進的な取り組みを拡大し、課題解決力をアップさせてまいります。役員一同、懸命に努力してまいりますので、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月

日本政策投資銀行
総裁

小村 武

DBJの民営化について

金融力で 未来をデザインする銀行

新DBJのビジネスモデル

新DBJでは、「融資」「投資」「コンサルティング／アドバイザーサービス」の3つの核となる業務を通じて、お客さまの課題の解決に取り組んでまいります。

中長期の融資／仕組み金融など

- 中長期の融資を継続
- 独自の高付加価値の金融サービスを提供（環境・社会的責任投資、防災・安全対策、技術の事業化等の評価付き金融など）
- さまざまなニーズに対応するためノンリコースローン、担保・仕組みを工夫したファイナンス（DIP、在庫担保、知的財産権担保など）をさらに開発・提供

投資／メザニン・ファイナンスなど

- 事業再生・再編、成長戦略、国際競争力強化、インフラ事業向けに、メザニン・ファイナンス、エクイティなどのリスクマネーを提供

お客さまの
課題解決へ

コンサルティング／アドバイザーサービス

- 産業調査力と新金融技術開発力を活用した提案
- 仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント

株式会社日本政策投資銀行法の成立と民営化のプロセス

平成19年6月6日、第166回通常国会・参議院本会議において、「株式会社日本政策投資銀行法」（以下「新DBJ法」）が可決、成立しました。これにより、日本政策投資

銀行（DBJ）は平成20年10月に民営化（株式会社化）、その後、市場の動向を踏まえつつ、概ね5～7年後を目途に完全民営化されます。

「株式会社日本政策投資銀行法」の概要

■新DBJの金融サービス

出資と融資を一体的に行う手法
高度な金融手法

ソリューションのご提供

お客さま固有の課題

規定

■株式会社への移行時期：平成20年10月

■政府保有株式の処分：設立から概ね5～7年後（目途）

（処分後、直ちに移行期に関する特別の法律を廃止するための措置が講じられる）

（長期の事業資金に係る投融资機能の根幹が維持されるよう、株式の処分方法等について検討し、必要な措置を講ずることを規定）

■業務の範囲

・現行業務（出融資・債務保証等、財政融資資金借入・政府保証債等）を基本として、資金調達面での補完的手段（譲渡性預金受け入れ、金融債発行など）、新金融技術開発に必要な業務を規定

■政府関与を最小限に縮小

・予算統制の廃止、社債・借入金の包括認可制、投資目的の子会社保有について規制しない 等

■資金調達

・移行期間内は財政融資資金借入、政府保証債の発行などで、自力調達へ円滑に移行する措置がとられる
・また、民間金融機関からの長期借入も可能

■その他

・現在のDBJを活用する諸制度は、移行時期に他の法律においてイコールフットイングを検討する
・経過措置の規定
・危機対応時は、指定金融機関として対応するための措置が規定される

※「株式会社日本政策投資銀行法」についてはP.168をご参照ください。

民営化までのプロセス

	平成18年度	19	20	21	22	23	24	25～27	28	
		準備期間 (政府系金融機関)		移行期間(概ね5～7年：市場の動向を踏まえつつ) (政府が株式を保有する特殊会社)					完全民営化後	
		平成19年6月 新DBJ法 成立	平成20年10月 民営化 (株式会社化)					完全民営化		
株主		政府100%		政府			民間		民間100%	
会社形態		政府系金融機関(特殊法人)		株式会社(特殊会社)					株式会社	
業務		現行DBJ法に基づく		新DBJ法に基づく					一般金融法令に基づく	
資金調達		政府保証債・財政融資資金借入・自己調達		自己調達・政府保証債・財政融資資金借入					自己調達	

※完全民営化後の業態については、移行期間における業務運営を踏まえ、最も適合した業態を選択します。

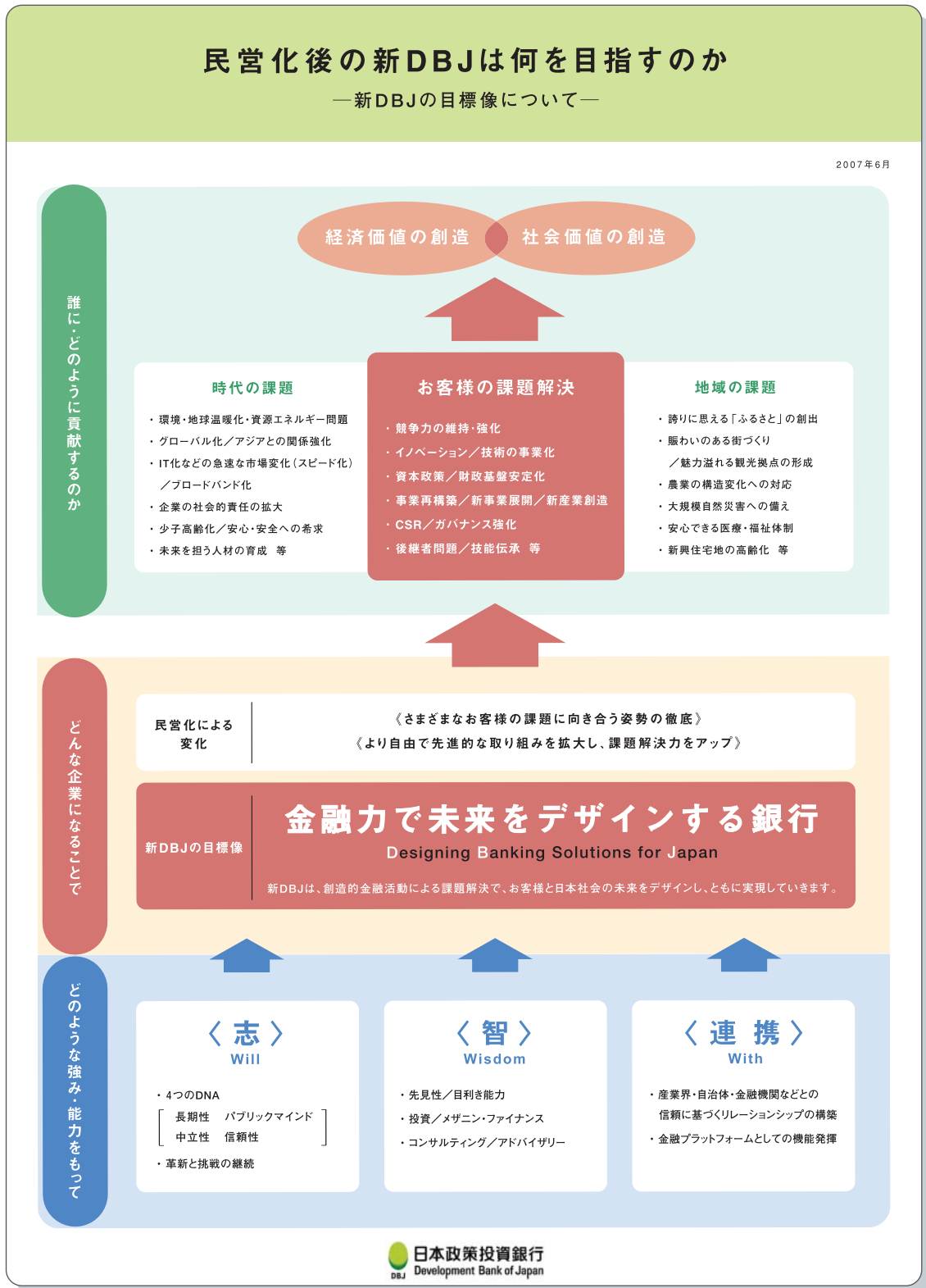
新DBJが目指すのは「金融力で未来をデザインする銀行」

新DBJは、平成20年10月の民営化に向けて、「金融力で未来をデザインする銀行」を目標像として掲げます。

DBJが今まで培ってきた強みや能力を活かした「金融力」を発揮しながら、お客さま第一主義を徹底することで、お客さまが描く未来像（目標）の達成に向けて、とも

に考え、ともに実現していく——これを「デザイン」という言葉で表現しています。

新DBJは、そうした創造的金融活動を通じて、地域社会の、ひいては日本社会の豊かな未来づくりに貢献することを目指し、たゆまぬ努力を続けてまいります。



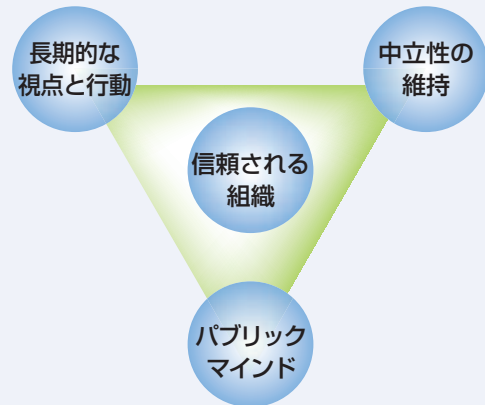
新DBJは・・・

Q 企業理念について教えてください。

A 新DBJ法において、新DBJは、現DBJの「長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする」と定められており、お客さまの固有の課題を解決していく金融機関を目指していきたいと考えております。

またDBJでは、①長期的な視点と行動、②中立性の維持、③パブリックマインド、④信頼される組織、の4つを共有する価値観、DNAと位置づけており、これらを活かしてまいります。

DBJの4つのDNA



Q どのような業態となるのでしょうか？

A 当面は投融資一体の幅広い業務を行う特殊会社となりますが、その間に広くお客さまのニーズに沿えるように検討を行い、各機能を有するグループ会社となることも含め、最終的な業態を決めてまいります。

Q 政策金融は行わないのですか？

A 行革推進法では、「政策金融の機能を、新たに設立する^{いつ}の政策金融機関に担わせることにより行われるものとする」と規定されており、DBJは民営化後は政策金融を行いません。今後は民間金融機関として、お客さまのニーズに応えるべく努力してまいります。

ただし、制度設計においては「国の政策上真に必要な場合には、他の民間金融機関とのイコールフットイングに配慮しつつ新機関を活用する」とされていることを受けて、新DBJ法附則第67条では「政府は、新DBJの長期の事業資金に係る投融資機能を平成20年10月1日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする」と規定されております。

なお、危機対応業務等については、指定金融機関が危機に対処するための資金の貸付等を行います。新DBJは指定金融機関となることになっており、必要な資金の貸付、リスクの一部補完、利子補給等を実施することができます。財源等の裏打ちについては、株式会社日本政策金融公庫法のなかで整備されています。

Q 海外業務についてはどうなりますか？

A 海外業務については法律上の制約はなく、この分野も視野に入れた対応を行います。

投融資金額に占める「新金融手法」の割合

29.7%

(平成18年度)

DBJの特長

DBJは、社会的課題の解決に貢献する総合政策金融機関として
培ってきた長期性・中立性・パブリックマインド・信頼性と
ノウハウ・能力を活かした
特色ある金融サービスの提供を通じて、
お客さまの課題解決のサポートをしています。

「地域再生支援」「環境対策・生活基盤」
「技術・経済活力創造」の重点3分野への投融資額

1.1兆円

(平成18年度)

業務協力協定締結金融機関数

106機関

(平成19年3月末現在)

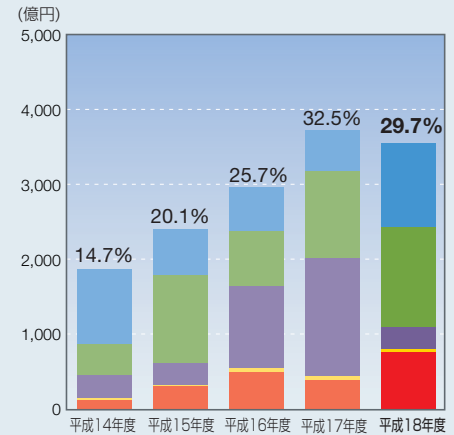
● 特色ある金融サービスの提供

▶ P.14
ほか

DBJは、長期的視点からのアドバイスや投融資一体の金融サービスのほか、通常の金融機関では対応しにくい分野、ツールへの高い対応力を有しています。

- 新金融手法の開発
- 健全な財務基盤に立脚したリスクテイク
- 金融プラットフォームとしての機能発揮
- 産業界・自治体・金融機関等との連携

■ 新金融手法投融資実績 (年度フローベース)



降順に ■ ファンド ■ ノンリコースファイナンス
■ シンジケートローン ■ ベンチャー融資
■ 事業再生融資

(注) %は年度投融資金額に占める新金融手法投融資の割合

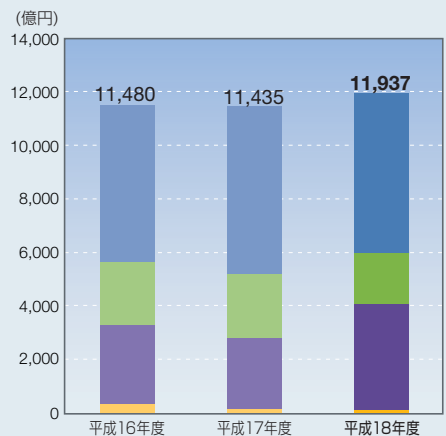
● 社会の持続的な成長を後押しする ノウハウ・能力の蓄積

▶ P.61
ほか

DBJは、地域との協働や行内の人材、長年蓄積してきたノウハウ等の知的資産を最大限活用した先駆的取り組みを行うほか、社会に影響を及ぼす緊急事態への対応を行っています。

- 地域金融機関等と協調し、地域経済に貢献
- 環境配慮型事業・防災対策での取り組みを推進
- 産業・技術振興、インフラ整備、金融市場育成等の分野での貢献
- 震災などの危機発生時におけるセーフティネットとしての役割

■ 分野別投融資額



降順に ■ 地域再生支援 ■ 環境対策・生活基盤
■ 技術・経済活力創造 ■ 社会資本整備促進

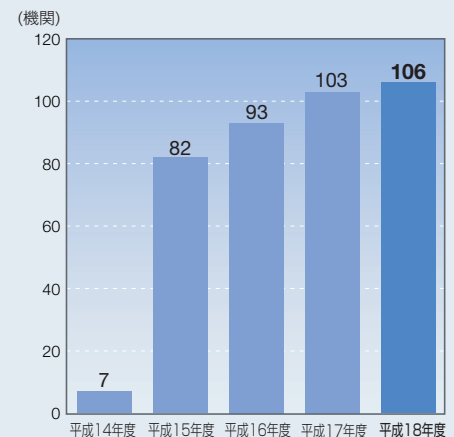
● 社会的課題の解決に貢献する 金融機関

▶ P.14
ほか

DBJは、社会のさまざまな課題解決に向けた取り組みを強化し、経済価値のみならず、社会価値の創造に努めています。

- 4つのDNAを核とする志 (Will)、審査能力や新金融手法を駆使する智 (Wisdom)、お客さま・地方自治体・学界等との連携 (With) により社会の課題解決に向き合う金融機関

■ 業務提携金融機関数の累計



50.1%

地域再生支援の投融資額割合

(平成18年度)

DBJの役割

DBJは、日本における持続的な経済成長軌道を確立するため、時代の要請に応じた長期資金の提供やプロジェクト支援をしています。現在は、「地域再生支援」「環境対策・生活基盤」「技術・経済活力創造」を投融資における3つの大きな柱としており、投融資業務を中心としつつ、政策立案やプロジェクト形成をサポートする調査・研究、情報提供活動にも適切かつ機動的に対応しています。

15.8%

環境対策・生活基盤の投融資額割合

(平成18年度)

33.3%

技術・経済活力創造の投融資額割合

(平成18年度)

● 社会の持続的な経済成長を目指した 投融資重点3分野

DBJでは、3つの投融資重点分野を核に、経済活力創造、豊かな生活創造、自立型地域創造の視点に立脚した長期資金の供給等を行っています。

● 地域再生支援

地域資源の活用
地域の金融機能の高度化
地方自治体の事業の民営化
良好な都市環境の整備
地方交通の整備・維持



● 環境対策・生活基盤

省エネルギーの達成
環境負荷の低減
温室効果ガスの削減
廃棄物の削減・リサイクルの推進



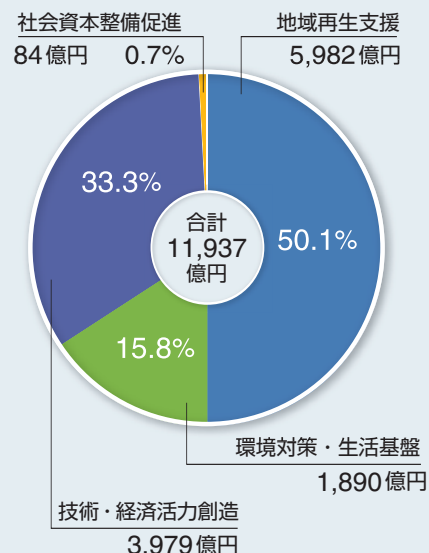
● 技術・経済活力創造

新技術の事業化
知的財産権の活用
新たな金融手法の活用・普及
事業再生・産業再生・緊急対応



P.29
ほか

■重点分野別投融資実績(平成18年度)



● 広範なネットワークを活用した質の高い情報発信

国内・海外の広範なネットワークを活用し、経済、社会、産業、地域等に関する調査・研究活動を行うことで、情報の蓄積と問題解決能力の向上を図り、企画・提言やプロジェクト形成の支援に役立てています。

P.29
ほか

● 多面的な機能を活かしたプロジェクト支援

投融資機能を有効に発揮するうえで、長期的な視点から、先進的金融手法も活用した投融資はもちろんのこと、単なる資金供給にとどまらない企画・提言、事業形成支援、アドバイザーなど多面的な機能を活用し、経済・社会的に有意義なプロジェクトをサポートしています。

DBJは投融資機能と、情報発信機能のシナジーにより、社会的課題の解決に向けて重要な役割を果たしています。

P.29
ほか

雇用機会確保
10.9万人

(平成17年度投融資案件の政策金融評価結果)

DBJのCSR

DBJのミッションは、投融資をはじめ、あらゆる業務を通じて、経済・社会の持続的発展や豊かな国民生活の実現、地域経済の自立的発展などを支援することです。

このミッションを達成するために、一つひとつの業務を適時・適切に遂行することが、DBJにとってのCSRであると考えています。

風力・水力発電の推進による自然エネルギー発電量

230.7万kW

(平成17年度投融資案件の政策金融評価結果)

投融資事業を通じた売上増加額

1.7兆円

(平成17年度投融資案件の政策金融評価結果)

● 本業を通じたCSR

金融機関は、経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供することにより、世代を超えて調和のとれた社会を形成する役割を担っています。

DBJは、知的資産や金融プラットフォームを活用した投融資をはじめ、業務の一つひとつをさまざまな分野の皆さまとともに推進することが、最も重要なCSR活動であるとしてとらえています。そのため社会の課題を正しく把握し、“社会の声”を日々の業務に反映するよう、適切なマネジメントサイクルにより業務の見直しを行っています。



■投融資の対象事業がもたらす政策効果 (平成17年度)

■社会 ■環境 ■経済

対象事業による売上増：1.7兆円 ■■■

雇用機会創出：10.9万人 ■■■■

建物のバリアフリー化：20.7万m² ■■

撤去された踏切数：206カ所 ■

廃棄物処理施設の整備：年間処理量 62.7万t ■■

風力・水力発電の推進：発電量 230.7万kW ■■

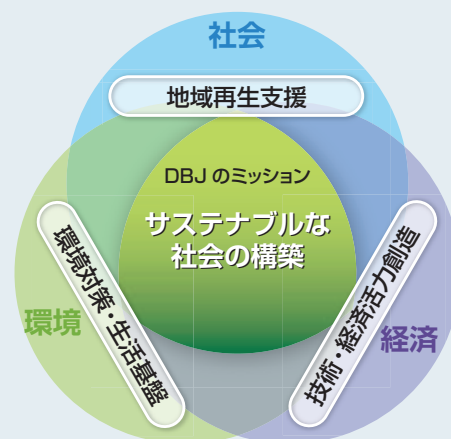
● 投融資重点3分野とトリプルボトムライン

トリプルボトムラインとは、社会・環境・経済の3要素を基盤として人々の生活や企業の活動が成り立っているという考え方のことです。

(1) 地域再生支援 (個性ある自立的な地域づくりのお手伝い)



■投融資重点3分野とトリプルボトムラインの関係



● 社会の一員としての責任ある行動

DBJが政策金融機関として、業務を通じたCSR活動を実践するうえでは、DBJ自身が社会の一員として責任ある行動をとり、信頼される存在であることが前提となります。

役職員一人ひとりが日常業務のなかで常に社会・環境・経済の3要素を意識して活用することが必要であり、それにより社会から信頼される存在となることができると考えています。



DBJのマネジメント機能

DBJは、金融機関の一員として公共性を踏まえた社会的責任を果たし、社会からの信頼を得ることを第一ととらえています。“社会の声”を業務に反映するべく、特に長期的視点から社会の課題を適時・適切に把握し、収益性だけでなく経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供するため、適正な業務運営のマネジメントサイクルを遂行しています。そして、投融資をはじめ一つひとつの業務を誠実かつ公正に遂行していくことが、DBJにとってのCSRであると考えています。

■経営体制

日本政策投資銀行（DBJ）は、現行の日本政策投資銀行法のもと、いわゆる会社法を念頭におき、コンプライアンス（法令等遵守）の徹底をマネジメントの基本原則と

して位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない誠実かつ公正な活動を遂行していきます。

■コーポレートガバナンス

DBJは、政府（主務大臣）が策定する、3年ごとの中期の政策に関する方針（「中期政策方針」、P.151参照）に従って業務を行い、事業年度ごとに「投融資指針」（P.157参照）を作成・公表しています。さらに、外部有識者による「運営評議員会」を設置し、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討・公表しています。

また、DBJは以下のような業務運営上の特色を有しています。

①民間金融機関の補完・奨励

日本政策投資銀行法では、民間金融機関との競争の禁止が規定され、民間金融機関の行う金融を補完・奨励することとされています。

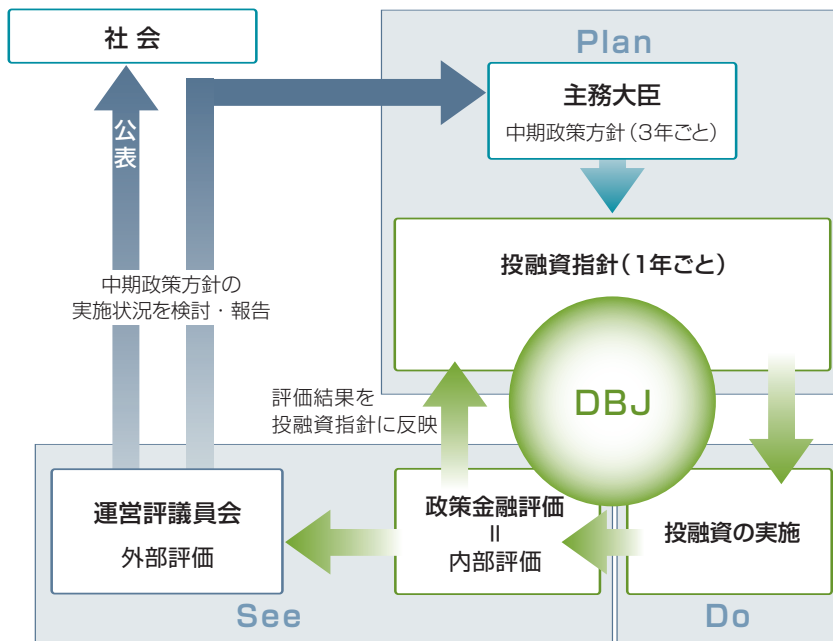
②財務の健全性の確保

DBJは、償還の確実性および収支相償の原則のもと、リスクの一層厳格な管理およびALM（Asset Liability Management：資産・負債の総合管理）体制の充実を図り、政策金融機関として健全かつ効率的な業務運営に努めています。

③政策効果等の評価

DBJは、政策金融の政策効果等を客観的に評価し、政府機関としてアカウンタビリティの確保に努めています。

日本政策投資銀行法に基づく業務運営のマネジメントサイクル



一方、DBJは、適正な業務運営およびその成果に対するアカウントビリティを全うするため、Plan（企画立案）→Do（実施）→See（評価）→フィードバックというマネジメントサイクルを活用し、業務の改善を絶えず行っています。

Plan（企画立案）プロセス

Planプロセスは、政府が「中期政策方針」を策定し、それを踏まえて、DBJが「投融資指針」を作成する、という2段階から構成されます。

（1）政府による中期政策方針の策定

まず、主務大臣（財務大臣および国土交通大臣）により3年ごとに中期政策方針が定められます。これには、DBJの業務運営に関する基本的な考え方や寄与すべき経済・社会政策に関する事項などが明記されます。

Do（実施）プロセス

Doプロセスでは、Planプロセスにおいて作成した投融資指針に基づき、実際に投融資を行います。

DBJが手がける投融資案件は、1件ごとの個別性が強いため、Doプロセスの内容も指針・制度の単なる機械的適

また、金融機関として抱えるさまざまなリスクの管理にも取り組み、お客さま、そして社会の信頼を得られるよう努力しています。

（2）投融資指針の作成

中期政策方針を踏まえ、DBJは事業年度ごとに投融資指針を作成します。これは、投融資制度の内容、対象となる事業、条件などを具体化したもので、投融資を行う際の基本方針となります。

See（評価）プロセス→フィードバック

Seeプロセスは、DBJが自ら行う内部評価と「運営評議員会」によって行われる外部評価の2段階に分かれています。

（1）内部評価（政策金融評価）

DBJでは、①個別案件評価（すべての投融資案件について、個別案件ごとに政策効果等を評価）、②投融資制度評価（投融資制度の有効性等を評価）、③プロジェクト評価（特定案件・業務分野、特定テーマ等の詳細評価）を行い、それらの結果を政策金融評価報告書にとりまとめ、財務の健全性等を表す財務諸表とともに、総括評価として運営評議員会に報告したうえで公表しています。

DBJでは、こうした内部評価が恣意的な結果に陥らないよう、行内に評価専門セクションとして政策金融評価室を

用では対応しきれず、事業形成や情報提供、モニタリング等も含む幅広いものとなっており、それにふさわしい評価システムも構築されています。

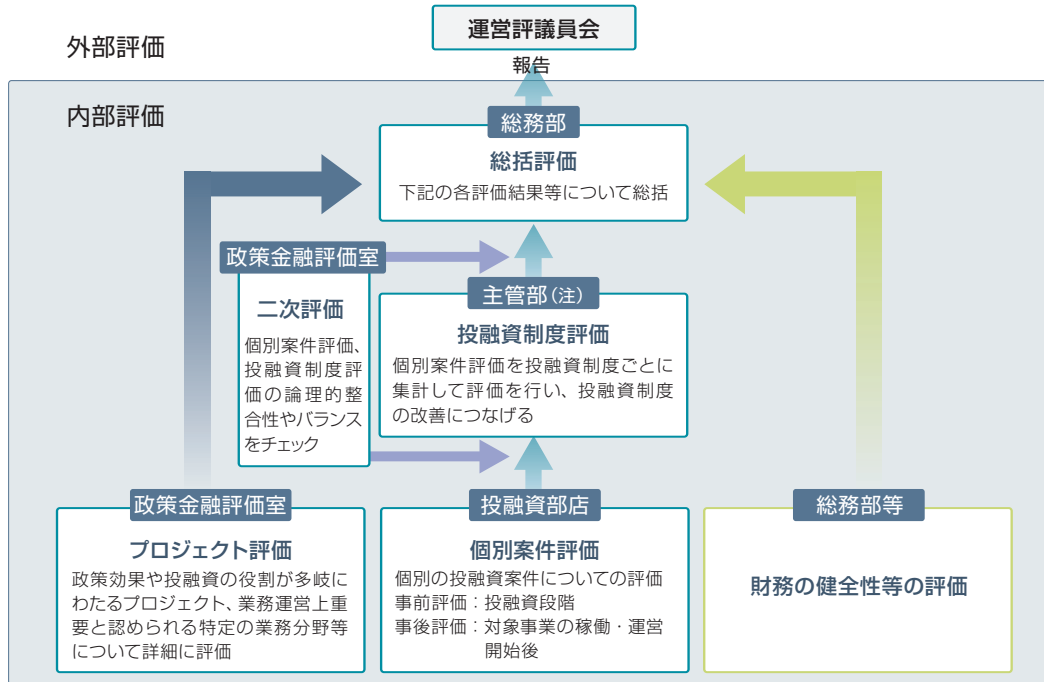
設置して評価制度の適正な運用に努めるとともに、学識経験者からなる委員会を設置して評価制度の改善を図っています。

（2）外部評価（運営評議員会）

DBJでは外部有識者で構成される「運営評議員会」を設置し、「中期政策方針」に記載された事項に係る業務の実施状況について、透明性向上の観点から、評議員による検討結果を公表しています。

そのほか、毎年度、予算が国会の議決を受け、決算についても国会へ提出されるとともに、業務全般について会計検査院、財務省、金融庁等の検査が行われています。

内部評価システム



■：各類型の内部評価を実施する DBJ の内部セクション

(注) 主管部とは、各投融資制度に係る投融資の方針・計画の立案等をつかさどるセクションのこと。

例えば、都市開発部 (P.173 の組織図参照) は都市開発関連の投融資制度の主管部である。

評価の視点

- ①対象事業の政策性：投融資対象事業が、実際に政策目的を実現するものであるか否か、国民や地域住民にとってどのような有効性を持ち、どの程度の成果を上げられるものであるか。
- ②投融資の役割：DBJの投融資が、民間金融の補完・奨励原則に基づきつつ、対象事業の実施に際してどのような役割を果たしているか。

内部監査

内部監査とは

内部監査とは、行内のすべての部門から独立した立場で、組織の内部管理態勢の適切性を総合的・客観的に評価するとともに、抽出された課題等に関して改善に向けた提言とフォローアップを実施する一連のプロセスです。

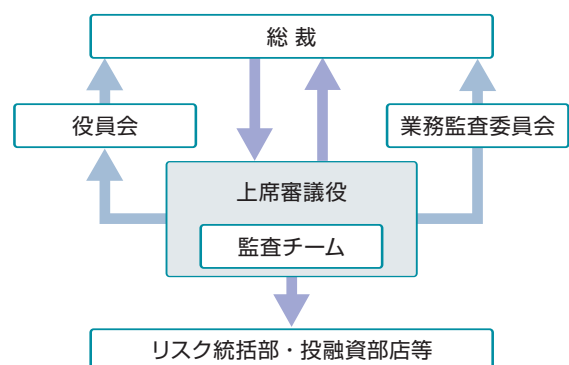
DBJには、業務運営にあたり、政府関係機関として社会的使命を果たすとともに、金融機関として健全性を維持することが求められており、内部管理の適切性を確保するため、内部監査機能が重要であると考えています。

内部監査体制

DBJでは、内部監査部門として他部門から独立した総裁直属の上席審議役／監査チームを設置して、リスク管理の有効性・効率性、財務報告の信頼性および法令等の遵守の維持・向上を図るため、内部監査を実施しています。

また、監査計画等の基本計画については、役員会の審議を受けたくて総裁が決定することとしています。さらに、監査結果をはじめ内部監査に関する重要な事項については、業務監査委員会の審議を受けたくて総裁に報告することとしており、公正かつ適切な監査を行う体制を整えています。

内部監査体制の概要



■コンプライアンス（法令等遵守）

基本的な考え方

DBJでは、コンプライアンスについての方針を、以下のように定めています。

①役職員は、当行の社会的使命および銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為および不正な業務が当行全体の信用の失墜を招き、日本政策投資銀行法第一条に定める当行の目的の履行に多大な支障を来すこと

を十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

②役職員は、業務の適法性および適切性に関して当行が国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

コンプライアンス体制

DBJでは、コンプライアンスに関連する事項の企画・立案、およびコンプライアンスの総合調整を行うコンプライアンス統括部として法務・コンプライアンス部を設置しています。

また、コンプライアンス等に関する審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの実践

状況の把握や行内体制の改善等について審議します。全部店に設置されたコンプライアンスオフィサーは、各部門、各支店・事務所において遵守状況の確認を行うとともに、コンプライアンス関連事項の報告・連絡窓口として機能しています。

コンプライアンス活動

DBJでは、コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルを作成し、全役職員に配布しています。また、行内においてコンプライアンスに関する基本的事項の周知・徹底を図るため、全役職員を対象に研修・説明会を実施しています。

さらに、コンプライアンス実践のための具体的な行動計画として、年度ごとにコンプライアンスプログラムを策定し、一般リスク管理委員会において審議し、総裁が決定することとしています。

個人情報保護宣言

当行は、お取引先さま等からお預かりした個人に関する情報を、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律を遵守の上、以下の通り取扱います。

なお、当行の保有する個人情報の取扱いについてのご意見、苦情等につきましては、日本政策投資銀行個人情報保護窓口までお願い致します。

1. 個人情報を利用する目的

当行は、日本政策投資銀行法に定められた業務を確実にを行うために、お取引先さま等から必要な情報をお預かりし、利用させていただきます。

2. 利用目的による制限

当行がお取引先さま等からお預かりした個人情報は、上記の目的以外には使用いたしません。なお、具体的な利用目的については、当行ホームページ上で公表し、それ以外の利用目的につきましては、それぞれ取得の際に明示いたします。

3. 適正な取得

当行は、お取引先さま等から個人情報をお預かりする場合には、虚偽の目的を伝えたり不正な方法で取得したりすることはありません。

4. 個人情報の内容の管理

当行は、お取引先さま等の個人情報の正確性を確保するよう務め、お取引先さま等にもご協力をお願いしております。

5. 個人情報の安全管理

当行は、お預かりしているお取引先さま等の個人情報が漏洩することがないように、安全管理を講じており、今後も継続的に改善措置を講じてまいります。そのためにお取引先さま等の個人情報を扱う当行役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては守秘義務契約を締結するなど、厳格な取扱いに務めております。

6. 第三者への情報提供

当行は、お取引先さま等からお預かりしている個人情報については、ご本人さまの同意がある場合や同意が推定できる場合を除いて外部に提供いたしません。ただし、法令等で定められている場合やご本人さまご自身や公共の利益のために必要な場合には提供することがあります。

7. 個人情報の開示

当行は、お取引先さま等からお預かりしている個人情報について、ご本人さまからその開示請求があった場合には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に定められた手続を実施いたします。

8. 個人情報の訂正、利用停止

当行は、お取引先さま等からお預かりしている個人情報のうち法律に定められた手続により開示したものについて、ご本人さまから訂正や利用停止のご依頼があった場合には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に定められた手続を実施いたします。

■リスク管理

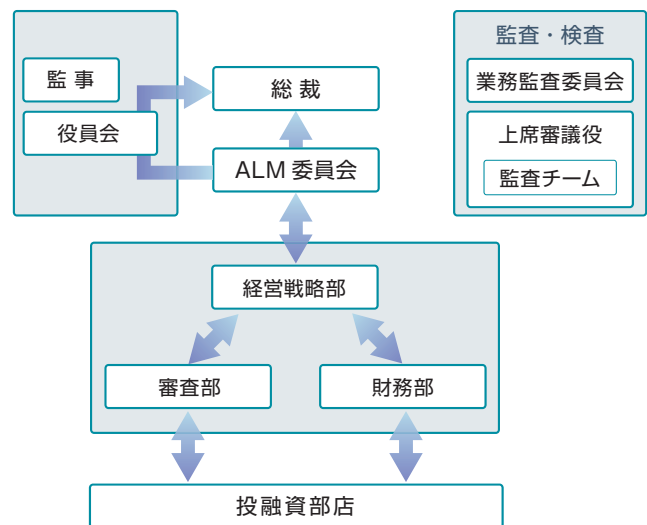
金融の自由化、コンピュータ技術の発達にともなう金融の機械化の推進、金融技術の革新等により、金融機関の抱えるリスクはますます多様化・複雑化しています。また、DBJの業務におけるリスクも例外ではなく、リスク管理の果たす役割は従来にも増して重要なものとなってきています。

DBJでは、経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

ALM・リスク管理態勢

DBJでは、業務を継続的に遂行する前提となる財務の健全性維持と業務の効率性改善の両立を図るため、ALM・リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、経営戦略部を統括部門とするALM・リスク管理態勢を構築しています。ALM委員会は、総合的なALM・リスク管理に関する基本方針を定めるとともに、各リスクについて定期的にモニタリングを行っています。

ALM・リスク管理態勢の概要



信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別案件の与信管理および銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

(1) 個別案件の与信管理

DBJは、投融資にあたっては政策意義や効果に加え、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。またDBJは、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、金融庁の「金融

検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「債務者格付」および「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか、ALM委員会に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

DBJでは、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く態勢としています。また、貸付決定委員会、貸付金管理委員会および投資委員会を随時開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

①債務者格付制度

DBJの債務者格付は、取引先等の信用状況を効率的に把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」とを統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

②資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、または価値の毀損の危険性の度合に応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

債務者格付区分表

債務者区分	債務者格付	定義	
正常先	1 格	業況は良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる債務者。	債務履行の確実性は極めて高く、複数の優れた要素がある。DBJの最上級の格付。
	2 格		債務履行の確実性は非常に高く、優れた要素がある。
	3 格		債務履行の確実性は高い。
	4 格		債務履行の確実性は十分であるが、将来、事業環境が大きく変化した場合、上位の格付に比べてより影響を受けやすい。
	5 格		債務履行の確実性は問題ないが、将来、事業環境が大きく悪化した場合、債務履行能力が低下する可能性がある。
	6 格		債務履行の確実性は当面問題ないが、将来、事業環境が悪化した場合、債務履行能力が低下する可能性が高い。
	7 格		現在の業況および財務内容に特段大きな問題はないが、将来、事業環境や財務状況が悪化した場合、債務不履行となる可能性がある。
	8 格		現在の業況および財務内容の一部に留意すべき要素があるが、一定の債務履行能力が認められるもの。創業時期にあるため本来の事業実態が格付に現れないが、債務履行能力に問題のないものを含む。
要注意先 A	9 格	業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者。	損益や財務内容に重大な問題はないが、懸念が払拭されていない場合。
要注意先 B	10 格		業況が低調または財務内容に問題がある場合。
要注意先 C	11 格		1年以内に延滞・条件変更の可能性がある場合、または、他の金融機関に対して延滞・条件変更中である場合。実質債務超過でも資金支援が認められる場合。
要管理先	12 格	要注意先のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者。	
破綻懸念先	13 格	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。具体的には、現状事業継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元本および利息の最終の回収について重大な懸念があり、したがって損失の発生の可能性が高い状態で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	
実質破綻先	14 格	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状況、あるいは天災、事故、経済情勢の急変などにより多大な損失を被り（または、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しが無い状況で、元金または利息について実質的に長期間延滞している債務者。	
破綻先	15 格	法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者。具体的には、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。	

(2) ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、デフォルト実績など債務者格付や資産自己査定に用いたデータ等を統計的に分析し、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失 (EL : Expected Loss) と、一定の確率で生じ得る最大損失から

ELの額を差し引いた非期待損失 (UL : Unexpected Loss) によって把握され、ELとULの計測結果をALM委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御およびリスクリターンの改善について鋭意検討を進めています。

市場リスク・流動性リスク管理

(1) 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債 (オフバランス取引を含む) の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、DBJでは主に金利リスクと為替リスクに大別されます。

①金利リスク

金利リスクとは、金利の変動にともない損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。DBJは、融資 (バンキング) 業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析 (ギャップ分析)、VaR (Value at Risk)、金利感応度分析 (Basis Point Value) 等に基づいたリスク量の計測・分析を実施しています。また、この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、DBJはトレーディング (特定取引) 業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

②為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。DBJの為替リスクは外貨建融資および外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップを利用することによりリスクヘッジを行っています。なお、スワップにともなうカウンターパーティリスク (スワッ

プ取り組み相手が義務を履行できなくなるリスク) については、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

(2) 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク (資金繰りリスク) と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク (市場流動性リスク) があります。

これらのリスクに関して、まず、DBJにおける資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債、財投機関債などの長期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り調整等に備え、手元資金は安全性と流動性を勘案した短期資金を中心としているほか、複数の民間金融機関との間で当座貸越枠の設定等も行っています。

さらに、日銀決済のRTGS (Real Time Gross Settlement : 1取引ごとに即時に決済を行う方式) を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

DBJでは、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、ALM委員会において審議を行っています。

オペレーショナルリスク管理

DBJでは、内部プロセス・人・システムが不適切もしくは機能しないこと、または外性的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーショナルリスクと定義しています。DBJにおいては、リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーショナルリスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナルリスク管理のうち、特に事務リスク管理およびシステムリスク管理については、以下のとおりです。

(1) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。DBJにおいては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

(2) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備等にともない損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをさします。DBJにおいては、適切なシステムリスク管理のために次のような内部体制を整備しています。

情報資産を適切に保護するための基本方針である「情報セキュリティポリシー」を制定し、一般リスク管理委員会においてシステムリスク管理に関する事項について審議を行います。また、情報セキュリティの維持管理を一元的に行うために、セキュリティ総括・管理部門を設置し、各部門・支店における安全対策実施の責任者として情報資産管理者を置くことでポリシー遵守体制を構築しています。

具体的なシステムリスク管理策として、システム開発手順の標準化による障害の未然防止および信頼性の向上、アクセス権およびパスワード管理による不正侵入の防止、情報資産管理の徹底による情報漏洩の防止等、各種対策を推進しています。また、主要なハードウェア/ソフトウェアの二重化を行っていることに加え、バックアップセンターを構築し、「業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）マニュアル」を策定して障害や災害の発生時に備えています。

新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）への対応

平成19年3月末より、新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）が導入されました。バーゼルⅡは、預金取り扱い金融機関（銀行・信用金庫・信用組合ほか）を対象としており、DBJは直接の規制対象ではありませんが、リスク管理の高度化につなげるべく対応を行っています。

バーゼルⅡは、以下の3つの柱からなっています。

第1の柱 最低所要自己資本比率

バーゼルⅡにより定められた方式により、リスクアセット（リスク量）を計算し、自己資本比率が国内基準行で4%以上、国際統一基準行では8%以上を求められています。バーゼルⅡでは、信用リスクアセットの計算がより精緻化されるとともに、オペレーショナルリスクが新たに規制の対象となりました。DBJの自己資本比率は連結ベースで18.90%と、高い安全性を維持しています。

第2の柱 金融機関の自己管理と監督上の検証

金融機関自身が第1の柱の対象となっていないリスクを含めて主要なリスクを把握したうえで、経営上必要な自己資本額を評価し、当局がそれを検証するものです。DBJは、統合リスク管理により自己管理の態勢を構築し、対応しています。

第3の柱 情報開示による市場規律

各リスク量とその計算方法などの開示を充実することで、市場規律を高め、結果として金融機関のリスク管理の高度化を進めようとするものです。「財務の状況」のP.125以降が該当する開示項目になります。

■ディスクロージャー

DBJは、経営の透明性を高め、お客さま、地域社会、民間金融機関、地方自治体、政府をはじめとするあらゆるステークホルダーの方々に一層ご理解・ご信頼いただ

けるよう、コミュニケーションの拡充と、公正かつ適時・適切な情報開示に努めています。

ディスクロージャー体制

DBJは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報開示に関して適切に対応する体制を整えています。

また、ディスクロージャーを行うにあたっては、その対象ごとに担当部署の役割の明確化を図っています。投資

家に対しては財務部、マスコミに対しては総務部（報道）、その他マスメディア等に対しては経営戦略部（広報）が中心となり、インターネットや出版物などさまざまなツールを利用した情報開示を行っています。

情報開示資料など

DBJは、次のような各種開示資料や広報誌、ホームページ等を通じて、幅広い情報開示を行っています。

①法令等に基づく情報開示資料

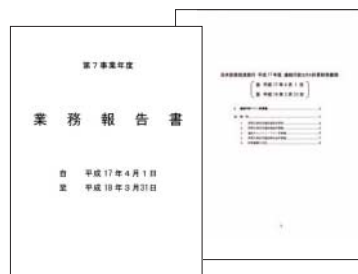
- 財務諸表等
- 業務報告書
- 決算報告書
- 行政コスト計算書

②自主的な情報開示資料

- CSR・ディスクロージャー誌
- Annual Report
- 債券報告書

③その他

- 『DBJournal』（広報誌）
- ホームページ <http://www.dbj.go.jp/>



ダウンロードセンター

各種情報がダウンロードできます



かんたんDBJ講座

DBJについて簡単に説明しています



DBJの取り組み

プロジェクトへの取り組みについて紹介しています



DBJの民営化について

DBJの民営化について説明しています



このほかにもさまざまな情報を掲載しています



投融資業務の概要

DBJでは、「地域再生支援」「環境対策・生活基盤」「技術・経済活力創造」の3分野を投融資における大きな柱とし、時代の要請に応えてきました。

今後も先進的な取り組みを拡大し、都市・地域再生、防災対策、環境と経済の両立を図るプロジェクトの支援を推進するなど、社会の持続的な成長を金融面から支えていきます。

■DBJの投融資

総合政策金融機関としての使命

日本政策投資銀行（DBJ）は、総合政策金融機関として、一般の金融機関が行う金融等を補完・奨励することを旨とし、

- 経済・社会の活力の向上および持続的発展
- 豊かな国民生活の実現
- 地域経済の自立的発展

に資するため、長期資金の供給等を行い、もってわが国の経済・社会政策に金融上の寄与をすることを使命としています。

業務内容

DBJは、以下のような機能を複合的に発揮することにより、総合政策金融機関としてわが国の経済・社会政策上、望ましいプロジェクトを支援しています。

①長期資金の供給等（出融資、債務保証等）

長期・固定の良質な資金供給などにより、民間金融機関と協調して国の政策に沿う政策性の高いプロジェクトの支援を行っています。

②プロジェクト支援

政策性が高いプロジェクトの円滑な形成を促進するた

めに、さまざまなノウハウや出融資機能などを活用しつつ、構想・計画段階から事業化段階まできめ細かく支援しています。

③情報発信

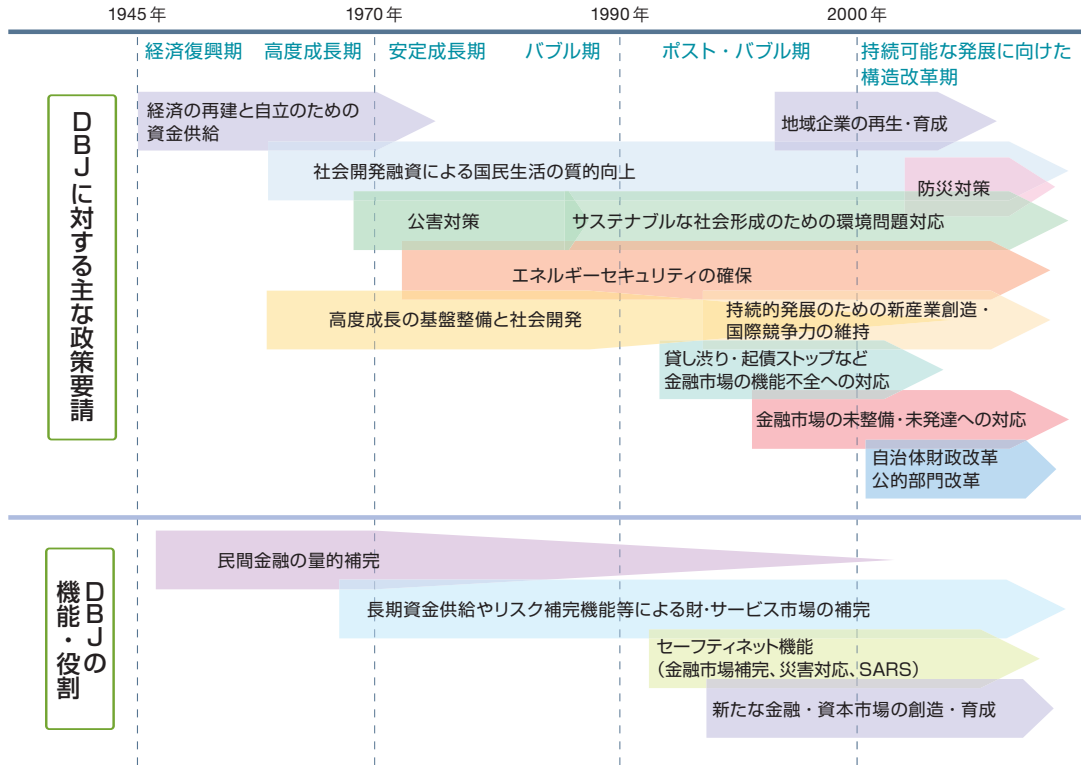
国内・海外のネットワークを活用し、内外の経済・社会・産業の重要テーマや国内各地域の経済・社会・産業などに関する調査・研究活動を行うとともに、幅広い情報提供を行っています。

時代の要請に応える役割・機能

DBJは時代の要請に応え、さまざまな分野において総合政策金融機関としての役割・機能を果たしてきました。近年では、先進的な金融手法を活用した新たな市場の創造（ファンドを通じた事業再生やベンチャー企業育成、プロジェクトファイナンス等）、地域金融における新たな試み（コミュニティクレジット、私募債への保証等）、災害・

テロ発生時のセーフティネットとしての対応など、役割を大きく転換しています。これからも、わが国の経済・社会の持続的な発展に向けて、「地域再生支援」「環境対策・生活基盤」「技術・経済活力創造」といった分野において解決が必要とされている課題に積極的に取り組みます。

政策課題とDBJの対応



中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

平成17年度から平成19年度までの「日本政策投資銀行中期政策方針」においては、以下の3つの視点に立脚して長期資金の供給等を行うこととされています。

①経済活力創造

経済構造改革、知的基盤の整備の推進等のため、産業の空洞化を防ぎ、未来産業の創造に向けて、新技術開発、新規産業の育成および事業再構築・再生支援等の円滑な促進等を図ること。

②豊かな生活創造

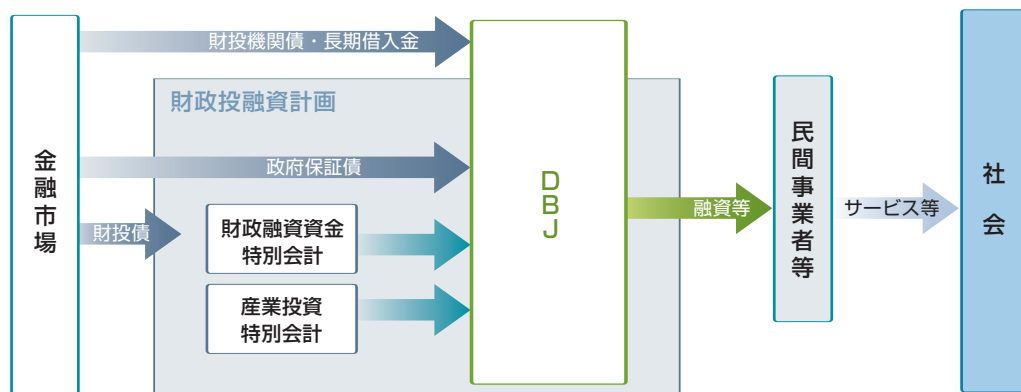
環境対策、エネルギーセキュリティ対策、福祉・高齢化対策、交通・物流・情報通信ネットワークの整備の促進等のため、環境配慮型経営の促進、リサイクルの促進、安全で暮らしやすい社会の実現に向けた施策等に取り組むこと。

③自立型地域創造

地域の社会基盤整備、活力創造、連携と自立支援等のため、各地域の特性と個性を踏まえ、地域再生、都市再生、社会資本整備、雇用機会の創出、地域産業の活性化等を図ること。その際、地方の公共セクター、地域金融機関等との連携を深めながら、PFI等の手法を重点的に活用すること。

なお、金融・資本市場が十分に機能しない場合あるいは災害が発生した場合など、内外の経済・社会の緊急時における政策的要請に対しては、適切かつ機動的に対応することとされています。

資金調達の仕組み



年度別投融資金額

(単位：億円)

	平成17年度	平成18年度	(参考) 平成18年度末 投融資残高
地域再生支援	6,249	5,982	66,220
地域経済振興	2,399	2,653	13,714
地域社会基盤整備	1,599	1,201	18,776
広域ネットワーク整備	2,250	2,127	33,728
環境対策・生活基盤	2,402	1,890	36,914
環境・エネルギー・防災・福祉対策	2,402	1,890	36,914
技術・経済活力創造	2,656	3,979	19,182
先端技術・経済活性化	1,028	1,569	4,212
経済社会基盤整備	1,628	2,410	14,970
小計	11,308	11,853	122,317
社会資本整備促進	126	84	4,332
合計	11,435	11,937	126,650
(うち出資)	(558)	(1,133)	(4,057)
債務保証等	701	2,031	3,349

(注1) 平成17年度投融資金額については、平成18年度項目区分に従い、区分を組み替えています。

(注2) ファンドに対する投資は約諾額ベースで計上しています。

(注3) 平成18年度は、上記のほかクレジットデリバティブ取引を活用した債務負担行為を行っています(平成18年度末の信用リスク引受契約額 6,979 億円、引渡契約額 6,148 億円)。

(注4) 平成18年度末残高には、上記のほか苫小牧東部開発(株)、むつ小川原開発(株)等からの代物弁済による株式取得409億円があります。

■平成19年度投融資計画

平成19年度投融資計画の重点と特徴

平成19年度は、政策金融改革の趣旨を踏まえ、引き続き民業補完に努めつつ、新金融手法への取り組みや成長力・競争力の強化を推進し、また、都市・地域再生のため

のリスクマネーを供給します。さらに、防災・減災対策や、環境と経済の両立を図るプロジェクト等を支援し、国民の安全・安心の確保を金融面から支えます。

平成19年度投融資計画と各分野の対象事業例

(単位：億円)

	当初計画額	投融資対象事業(例)
地域再生支援	5,900	
地域経済振興	1,700	地域再生、地域競争力強化、寒冷地産業活動活性化、雇用対策、地域の特性に応じたまちづくり・観光振興 等
地域社会基盤整備	1,600	都市再生、民間資金活用型社会資本整備(PFI)、公営事業民間化等促進、市街地再開発 等
広域ネットワーク整備	2,600	基幹交通整備、航空輸送体制整備、情報・通信網整備 等
環境対策・生活基盤	3,000	
環境・エネルギー・防災・福祉対策	3,000	環境スコアリングによる環境配慮型経営促進、防災格付による企業の防災力強化促進、京都メカニズム活用事業促進、エネルギーセキュリティ対策、新エネルギー開発、都市治水事業 等
技術・経済活力創造	3,600	
先端技術・経済活性化	1,500	新技術開発、新産業創出・活性化 等
経済社会基盤整備	2,100	事業再生・産業再生、対日アクセス促進、総合セキュリティ対策支援、危機管理対応金融普及促進 等
小計	12,500	
社会資本整備促進	—	
合計	12,500	
調達	財政投融資	7,440
	(うち財政融資資金借入金)	3,640
	(うち政府保証債(国内債))	1,900
	(うち政府保証債(外債))	1,900
	自己資金等	5,060
	(うち財投機関債)	2,900
	(うち民間借入金)	1,000

(注) 平成19年度当初計画額には、以下の業務相当分を含んでいます。

旧北海道東北開発公庫：1,288億円、旧地域振興整備公団の貸付業務：100億円、旧環境事業団の貸付業務：75億円

平成19年度資金計画の特徴

資金調達については、民営化後の安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財政投融資資金借入に加え、他の民間金融機関からの長期借

入を先行的に実施するなど、調達手段の多様化に取り組めます。また、財投機関債の発行規模を拡大します。

社会の課題を解決する 金融サービスの提供

DBJでは、社会が抱えるさまざまな課題の解決に向けて、長期資金の供給、事業形成支援や情報提供などの多様なアプローチにより、有用なプロジェクトの円滑な実施を支援しています。近年は、新しい金融手法を開発・導入することで金融市場の機能の拡張を図るなど、より効率的な資金供給がなされる金融市場の創造に向けて鋭意取り組んでいます。

DBJの活動はすべて「社会」「環境」「経済」に結びつくものであり、本業である金融業務を通じたCSRの取り組みを進めています。

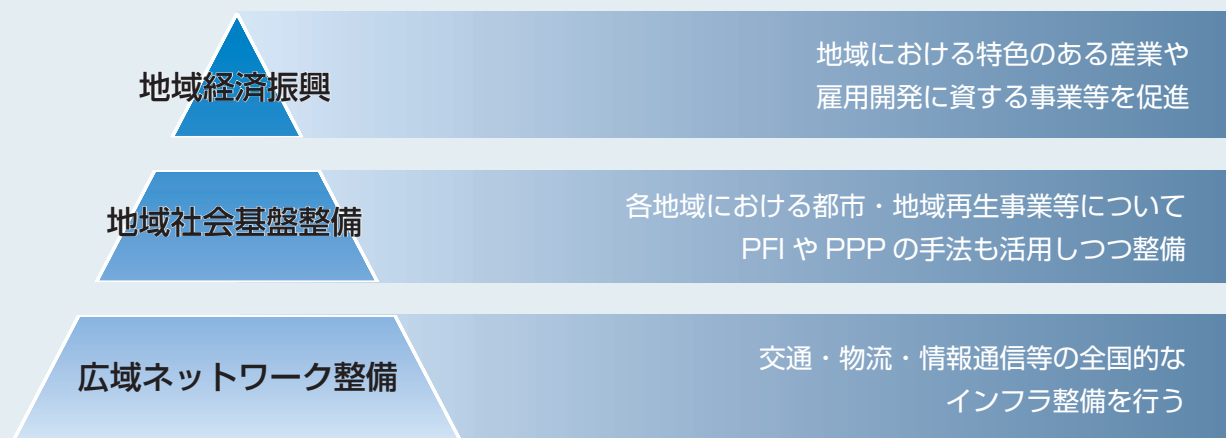
地域再生支援



事業再編ニーズ、交通の利便性向上、地域再生や新たなビジネス機会の創出など、社会のさまざまな課題に対して、地域や企業と連携しつつ行ったさまざまな取り組み例をご紹介します。

地域再生への貢献

- 若年層の雇用・就業に貢献する地域の中核事業に対する支援
- 過疎など条件が不利な地域における雇用機会の増大に資する事業への支援
- 景観・街並みに配慮した地域づくりの促進
- 地域の中堅企業の合理化・効率化投資に対する地域金融機関との協調支援 等





事業再編・事業承継ニーズにMBO手法により応える

社会的課題

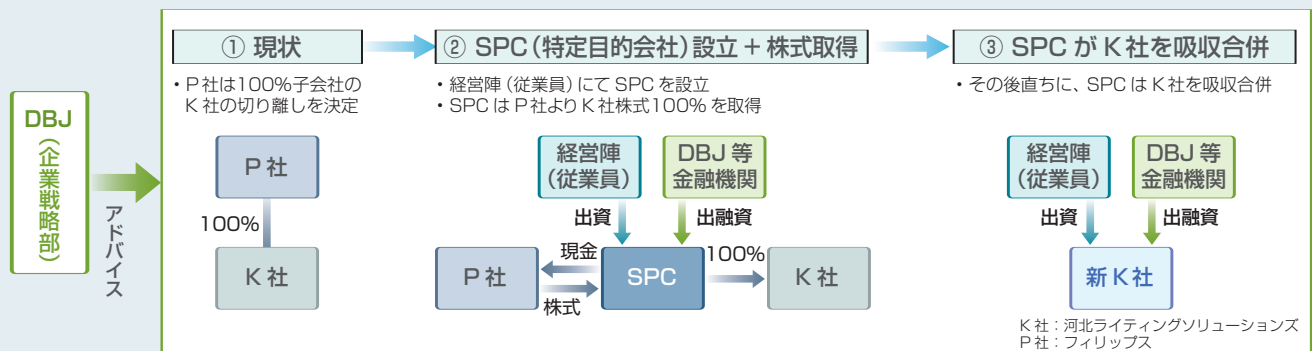
経済のグローバル化の進展などから、企業を取り巻く事業環境の変化が加速しています。こうした変化は、大企業に経営の選択と集中を促し、切り離し対象となった多くの傘下企業は、事業を清算するのか、新規株主を確保し独立して事業を継続させるのか、その選択を迫られています。このような

企業が事業を継続させるための有効な方策として注目されているのが、現在の経営陣が外部の投資ファンドなどとグループを組んで、本社や親会社から事業や株式を買い取るMBO (Management Buy Out) です。

河北ライティングソリューションズ(株)のケース

河北ライティングソリューションズ(本社：宮城県石巻市)は、同社の経営陣と従業員が出資し、フィリップスグループの傘下から平成18年8月に独立した、業務用特殊光源の専門メーカーです。フィリップスグループの光源事業の戦略変更を受け、世界でもトップクラスの技術開発力と強い顧客基盤を活かすべく、MBOによる独立を選択しました。

しかし、MBOのスキーム構築にあたっては、長期的な視野で技術力に投資し堅実な成長を図ろうと考える経営陣と、極めて短期間で成長を求め投資ファンドの姿勢が相容れず、一方、経営陣を中心とするスキーム構築には時間を要し、一部借入で調達する買い取り資金のファイナンスも大きな課題でした。



DBJの取り組み

このケースでは、DBJは独立後の新会社の事業性を綿密に評価し、経営陣に加えて従業員からも出資を募ることで、投資ファンドを入れずに成立するMBOのスキーム提案をはじめ、さまざまなアドバイスをを行いました。また、買い取り資金の一部を地域金融機関と連携して融資し、新会社への適切なファイナンスを実現しました。

MBOは、地方のオーナー企業で大きな課題となっている、世代交代の際のスムーズな事業承継にも応えられる手法であり、今後ますますニーズが高まると考えられています。DBJとしても、このような事業再編・事業承継ニーズにこれからも積極的に取り組んでいきます。



独立系の技術指向型企業として生まれ変わった河北ライティングソリューションズ



プロジェクトファイナンスによる共通ICカード乗車券導入の支援

社会的課題

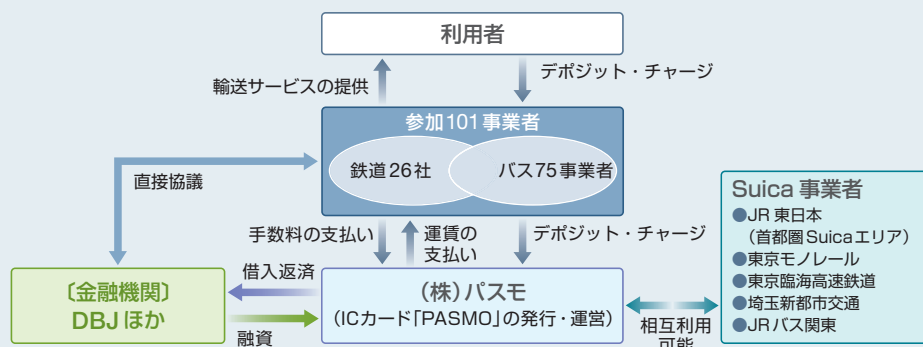
首都圏では多数の鉄道・バス事業者が公共交通網を形成しており、異なる事業者間の乗り換えの利便性向上がかねてから求められていました。利用者のそうした要望に応える

ために開発・導入されたのが、それ1枚で加盟する鉄道・バス事業者のすべての交通網を利用できる共通ICカード乗車券「PASMO（パスモ）」です。

(株)パスモのケース

PASMOの発行・運営を行うパスモは、平成16年2月に複数の鉄道・バス事業者の共同出資により設立されました。加盟事業者間の運賃精算等を行う決済センター機能を主要業務とし、設立以来、センターシステムの構築や、利用者の利便性を飛躍的に高めるサービスを可能にする各事業者の駅務機器等の共通プログラムの開発を進めてきました。そして平成19年3月、100を超える鉄道・バス事業者の交通路線を1枚のカードで利用できる待望の新サービスをスタートさせました。

Suicaとの相互利用も実現し、オートチャージサービス、紛失しても再発行できる記名式の導入など、乗車券としての利便性が高いPASMOは、電子マネーカードとしてショッピングにも利用できます。また、膨大な量の情報を記録でき、セキュリティも高いという特性を活かし、各グループ系カード、他企業、地元商店街等との連携により、乗車券の枠を超えた多様な付加サービスを提供することで、生活カードとしてより幅広く利用されることが期待されています。



DBJの取り組み

DBJは、長期的視点に基づくプロジェクトメイキングや事業性評価のノウハウ、中立的な立場といった特徴を活かして、関係者間の利害調整が鍵となるストラクチャードファイナンスに取り組んできました。

パスモのケースでは、加盟事業者数が非常に多いうえに、大規模な事業であることから、各加盟事業者が合理的かつ公平にコストを負担できるスキームを構築することが課題でした。DBJは、プロジェクトファイナンスの手法を用い、中立的な立場からプロジェクト形成に関与することで、安定的に事業を継続させ必要かつ十分な開発資金を調達できる仕組みの構築をサポートしました。



平成19年3月よりサービスを開始した
共通ICカード乗車券「PASMO」



日本初となるPFI手法による刑務所整備・運営のサポート

社会的課題

PFI (Private Finance Initiative) 事業は、従来、地方自治体等が担ってきた公共施設などの整備等について、民間の資金、経営能力および技術能力を活用して社会インフラの建設、維持管理、運営等を行うものです。PFIの手法は、英国で初めて導入され、日本では平成11年にPFI法が制定された後、広がっていきました。PFI手法を導入するメリットとしては、地方自治体にとっては事業コストの削減、利用者・地域住民に

とっては民間のノウハウを活かした質の高い公共サービスの提供、民間事業者にとっては新たなビジネス機会の創出などが挙げられます。その一方、複数事業者間の責任分担など事業実施体制上の課題、あるいはファイナンス上の課題も多く、事業遂行能力だけでなく、関係者間の調整能力や管理能力も求められます。

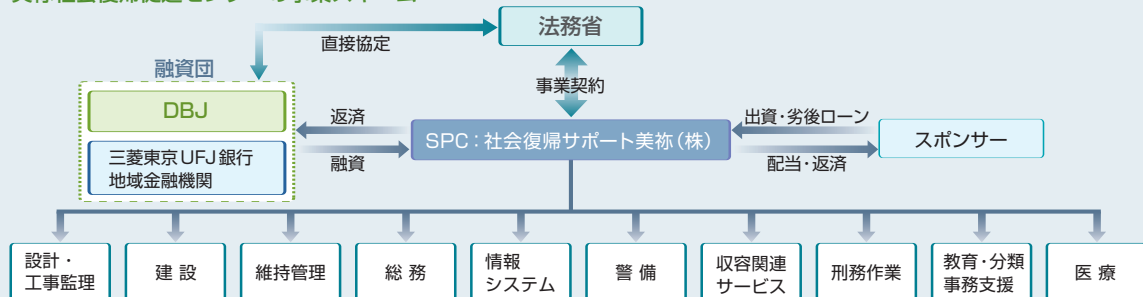
美祿社会復帰促進センターのケース

美祿社会復帰促進センター（山口県美祿市）は、日本で初めてPFI手法を用いて整備・運営される新設の刑務所です。事業者に選定された美祿セコムグループは、SPCとして社会復帰サポート美祿（株）を設立、保安警備の機械化をはじめとするノウハウを活かした施設の整備・運営の効率化により、20年の契約期間にかかる建設費・運営費を含めた総費用を約48億円節約し、さらには「人材の再生」につながる矯正教育や収容状態の改善も図ります。

こうした試みにより受刑者の円滑な社会復帰を促すことは、再犯を防止するとともに、過剰収容問題の改善にも役立ちます。

また、この事業では、「国民に理解され、支えられる刑務所」という基本理念のもと、地域との共生による運営を目指し、地元資源の有効活用、受刑者のみならず周辺環境にも配慮した開放的な施設・環境整備を行っています。

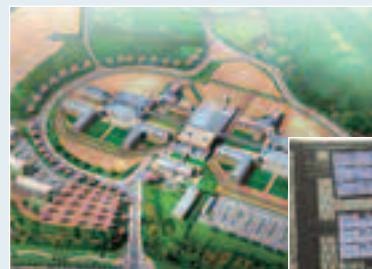
美祿社会復帰促進センターの事業スキーム



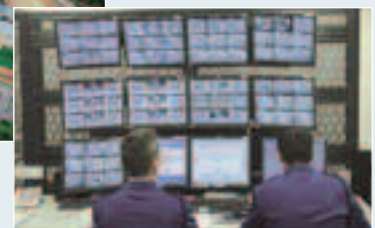
DBJの取り組み

DBJは、PFI法の制定前からこの手法を日本に紹介し、金融機関として培ったストラクチャードファイナンスのノウハウや、官民にわたる幅広いネットワークを活用して、水道事業、住宅事業、宿泊施設、学校給食などさまざまなPFI事業を支援してきました。特に、DBJの特徴である長期的視点に基づくプロジェクトメイキングと事業性評価は、長期契約が基本となるPFI事業に適しているといえます。美祿社会復帰促進センターのケースでは、三菱東京UFJ銀行と共同で、美祿セコムグループと十分な協議・検討を重ね、最適なファイナンスストラクチャーの構築に努め、地域金融機関も参加のうえ、総額150億

円のプロジェクトファイナンス方式による融資契約を組成しました。



完成全体図



美祿社会復帰促進センター



魅力ある地域の実現に向けて—「地域再生計画」に基づく事業の支援

社会的課題

均衡ある地域の発展や、個性ある地域の活力なしには、わが国全体の活性化は図れません。しかし、少子高齢化の状況や地域格差をはじめ、地域ごとに事情が異なり、画一的な振興策には限界がありました。このため、地域経済の活性化と雇用機会の創出などによる地域の活力再生を目的に、国は平成15年10月に「地域再生本部」を設置しました。設置の狙いは、

国の施策を全国に課すのではなく、地方公共団体が独自に策定する「地域再生計画」を認定し、その計画を支援することで地域再生の実現を図ることにあり、DBJの融資もその支援メニューに含まれています。ちなみに、地域再生法施行（平成17年4月）後、平成19年3月末までに、全国で802件の計画が認定を受けています。

函館市のケース

函館市では、地元企業の雇用調整、大手企業の撤退等により厳しい雇用環境が続いています。これに対して函館市は、北海道策定の「函館地域高度技術産業集積活性化計画」や市の観光基本計画に基づき、企業誘致、地場産業の活性化、基幹産業たる観光業の振興策など、さまざまな

取り組みを行ってきました。これら市独自の取り組みを一層促進するため、平成17年7月に「函館雇用創出計画」を策定し、地域再生本部の認定を受け、同年12月にはDBJの融資メニューが計画に追加されました。

DBJの取り組み

「地域再生計画」に基づく投融资案件	23件	同計画に基づく事業への投融資金額（平成19年3月末）	81億円
-------------------	-----	----------------------------	------

函館市の観光名所のひとつである五稜郭において展望台および飲食・物販施設からなる「五稜郭タワー」を運営する五稜郭タワー（株）は、老朽化の著しかった高さ60mの旧タワーから、五稜郭の全景が見渡せる高さ107mの新タワーへの建て替えを行いました。アトリウムや売店、地元老舗洋食店のカレーショップなどを備えた新タワーの建設は、函館市の基幹産業である観光産業の活性化、ひいては地域再生の推進に資する事業であり、DBJは北洋銀行など地域金融機関とともに協調融資を実行しました。

旧タワーをはるかにしのぐ眺望の良さから、新タワーの来訪者は予想を上回るペースで増えています。今後も、アトリウムを交流の場として充実させるほか、3年後には五稜郭内にも箱館奉行所が復元されるなど、2015年の北海道新幹線の新函館・新青森間の開業を控え、観光の街・函館の魅力アップへの取り組みは続きます。

DBJとしても、今後も地域金融機関と連携し、地域再生計画および地域密着型金融推進計画に基づき、地域再生の推進に資する事業を支援していきます。

函館市の街並みと五稜郭タワー





流動化手法を用いた病院の建て替え事業

社会的課題

病院経営をめぐるのは、現在、高齢化の進展、医療制度改革、医療法人のM&A、老朽化した病院の建て替えなどさまざまな課題が存在します。持続的な医療の提供を行うためには、

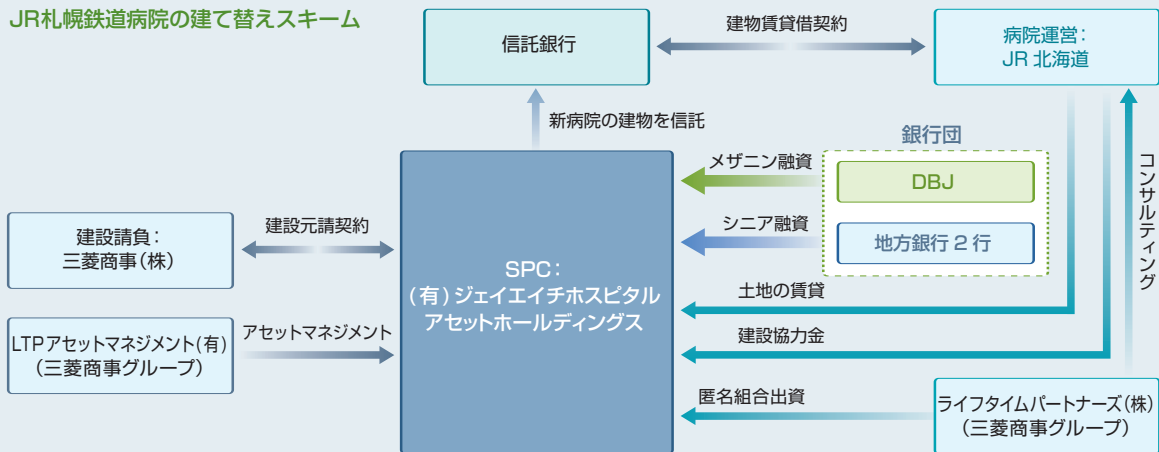
医師の技能や医療機器等の向上に加え、財政面の課題の解決も重要なポイントになっています。

JR札幌鉄道病院のケース

JR札幌鉄道病院は、JR北海道が運営する大型総合病院で、内科・呼吸器科・循環器科・耳鼻咽喉科に強みを持つ地域中核医療機関です。病院建物の老朽化が進んだことか

ら、三菱商事グループ（ライフタイムパートナーズ（株）ほか）との提携により、全面的な建て替えおよびその後の病院運営を行っていくこととなりました。

JR札幌鉄道病院の建て替えスキーム



DBJの取り組み

このケースでは、資金調達を流動化の手法、すなわち新築する病院をSPCを利用して現金化するプロジェクトファイナンスの手法を活用しました。アレンジャーをライフタイムパートナーズが、共同アレンジャーをDBJがそれぞれ務め、シニア融資を地域金融機関、メザニン融資（メザニンは中2階という意味）をDBJが実施し、総額40億円の融資となりました。メザニン融資は、銀行が従来取り組んできたシニア融資より返済順位が下位にある資金のことをさし、ややリスクが高い資金ですが、米国をはじめ幅広い投資家層を抱えるマーケットでは重要な役割を果たしています。DBJとしても、多様な資金調達手段を備えたマーケットの発展に貢献するため、積極的にメザニン融資を行っていきます。



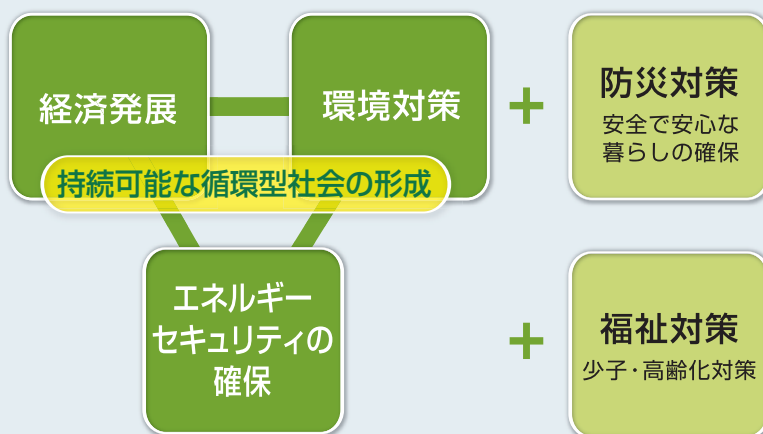
JR札幌鉄道病院の建て替え完成予想図

環境対策・生活基盤

環境に配慮した経営の促進、企業の防災対応支援、地球温暖化対策、交通問題、エネルギーの安定供給など、社会のさまざまな課題への取り組み例をご紹介します。

環境問題等への積極的な取り組み

- 地球温暖化対策に資する事業への支援
- 省エネルギー対策に向けた包括的な取り組みに対する支援
- 環境スコアリングシステムの適用範囲の拡大
- 防災対策の促進による暮らしの安心・安全の確保 等





「環境格付」による環境配慮型経営の促進

社会的課題

世界的に環境問題が喫緊の課題となり、企業には業種を問わず環境に配慮した事業運営を行うことが求められています。また、そのことは金融機関においても例外ではなく、環境

に配慮した投融資活動を行うことで、企業が環境配慮型経営を推進するのを支援し、サステナブル（持続可能）な社会の実現に資することが大きな使命として課せられています。

日本フィルム（株）のケース

全国で高いシェアを有する自治体指定ごみ袋をはじめ、各種プラスチック加工品を製造する日本フィルム（本社：大分市）は、昭和47年の設立以来、「工夫は無限」を経営理念に掲げ、環境や安全に配慮した、特徴のある先進的なものづくりに取り組んでいます。主な製品としては、

ごみ袋の上下に取っ手（グリップ）をつけ、ごみ回収者の作業安全面に配慮した「安全グリップ付きごみ袋」（2003年度グッドデザイン賞受賞）や、ごみ袋への再利用が可能なトイレトペーパー包装ポリ袋「らびっとぱっく」（2005年度同賞受賞）などがあります。

DBJの取り組み

環境格付件数 94件 平成19年3月末の投融資実績 約1,200億円

DBJは、平成19年2月、「環境配慮型経営促進事業」融資制度により、日本フィルムに融資を行いました。この融資制度は、DBJが開発したスクリーニングシステムにより企業の環境経営度を評点化して優れた企業を選定し、得点に応じ段階的な適用金利を設定するもので、「環境格付」の専門手法を導入した世界初の融資制度です。

日本フィルムは、最初にスクリーニングを行った平成17年1月時点では、環境方針の作成や目標・計画策定等の環境マネジメントシステムが整備途中であり、DBJの環境格付の認定ラインに達することができませんでした。しかしその後、外部事業者と連携したモーダルシフトによる環境負荷の低減、地道な資源の有効活用によるゼロエミッションの実質達成に加え、全社ベースで中長期の環境目標を設定し、内部監査制度により全従業員の環境意識の向上を図るなど、環境マネジメントシステムの

基盤構築を進め、DBJの環境格付に再チャレンジし、格付の取得を果たしています。

日本フィルムのケースは、DBJの環境格付が企業の環境に対する意識や、環境配慮型経営に向けた取り組みを刺激した好例です。DBJでは、環境に配慮した企業の取り組みを支援することが脱温暖化社会や循環型社会構築への近道であると考え、そうした企業の取り組みを金融面からサポートしていきます。



日本フィルムの主要製品：
安全グリップ付きごみ袋（上）
らびっとぱっく（下）





「防災格付」による企業の防災対応支援

社会的課題

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震といった大災害は、莫大な経済被害をもたらし、長期にわたり営業停止を余儀なくされ、事業の継続に支障をきたした企業も少なくありませんでした。人や物の被害対策だけでなく、災害時の事業中断に

よる利益の減少、顧客の流出を防ぐ業務継続計画（BCP: Business Continuity Plan）を策定し、企業の事業継続という観点から経営基盤を強固なものにすることが、企業の重要な経営課題となっています。

(株) オークワのケース

近畿圏で大型ショッピングセンターやスーパーマーケットを展開するオークワ（本社：和歌山市）は、地域住民に生活必需品を提供する事業特性から、地域貢献を企業の使命ととらえ、積極的に防災対策に取り組んでいます。平成17年には、経営トップ直轄のプロジェクトチームを組成し、建物・設備、保険・資金、情報システム、危機管理体制の4つをテーマに、東南海・南海地震への総合対策の検

討を進めました。社内横断的な取り組みのなか、店舗ごとのリスク分析を行ったことで、費用対効果の最大化が期待できる対策が実施できたほか、全社的な防災マニュアルの再整備、各部署のチェックリスト形式の行動計画の策定が進められました。



DBJの取り組み

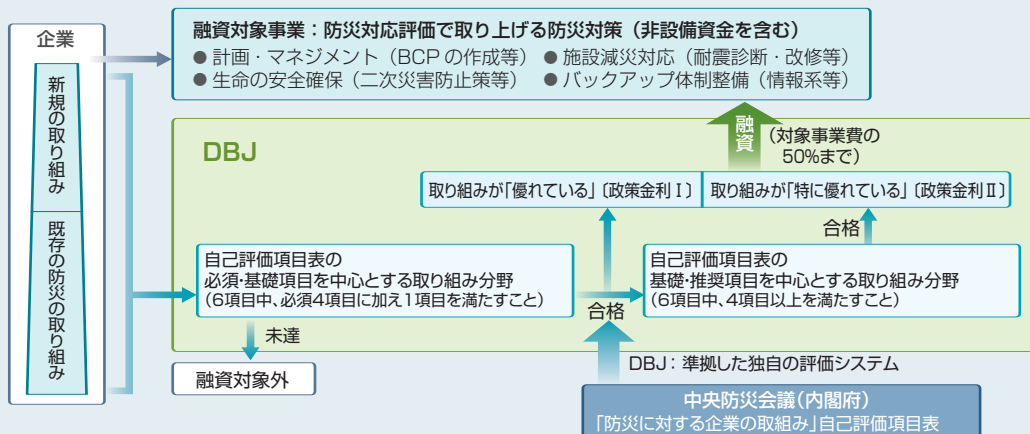
このような防災経営を促進するため、平成18年度より開始された「防災対応促進事業」融資制度は、内閣府中央防災会議の「『防災に対する企業の取組み』自己評価項目表」をベースとしたDBJ独自の「防災格付」手法により、防災に対する取り組みが優れている企業を評価・選定し、当該企業の防災対策に必要な事業資金を優遇金利で融資する世界初の仕組みです。

オークワのケースでは、耐震補強工事やシステム回線の二重化等が対象となり、災害時の来客の安全確保に加

え、営業の継続による地域住民への生活必需品の安定供給等の防災体制が一層促進されるものと期待されます。

評価シートによる格付は、企業の自己診断に役立つとともに、将来における改善の状況によっては格付を上げることも可能なため、取り組みを促進する契機となります。また、外部評価により、企業内での防災意識の向上やIR効果が期待されるとともに、制度適用が公表されることで優れた取り組みが広く知られ、社会全体の防災対策への意識醸成につながることも期待されます。

防災格付による「防災対応促進事業」融資制度





地球温暖化対策への取り組み

社会的課題

地球温暖化による気候変動は、生態系、農業、社会基盤、人の健康などさまざまな局面で地球環境に甚大な影響を与えることが予想されるため、国際的な枠組みで温室効果ガスの削減に向けた取り組みが進んでいます。1997年12月に採択された「京都議定書」では、日本は温室効果ガスの排出量を第一約束期間（2008～2012年）の年平均で、基準年（1990年）と比較して6%削減する義務を負っています。しかし、2005年度

の日本の排出量は基準年と比較して8%程度増加しており、その結果として年平均約14%の削減が必要となっています。

日本の二酸化炭素排出量の3分の1を占める産業界においては、日本経済団体連合会が1997年に環境自主行動計画を掲げ、温室効果ガスの排出削減に向けて不断の努力を続けています。しかし、日本の産業界の省エネレベルはすでに世界の最高水準にあり、削減の余地は限られています。

京都議定書に定める「京都メカニズム」とは

こうしたなか、費用対効果に優れ、かつ途上国の持続的発展に貢献する削減手法として注目されているのが、各国の削減数値目標達成の補助的手段である「京都メカニズム」です。その中核となるCDM/JI（クリーン開発メカニズム/共同実施）は、先進国が途上国等への技術支援や融資などを通じて温室効果ガスを削減し、その削減分を

途上国等から「排出権」として受け取り、自国の目標達成にカウントできる仕組みです。CDM/JI事業は、有効な手段である反面、経験の蓄積がない新しい制度であり、カントリーリスクや建設リスクなど途上国等での事業にともなう多様なリスクも想定され、個別企業が取り組むにはハードルが高いのも事実です。

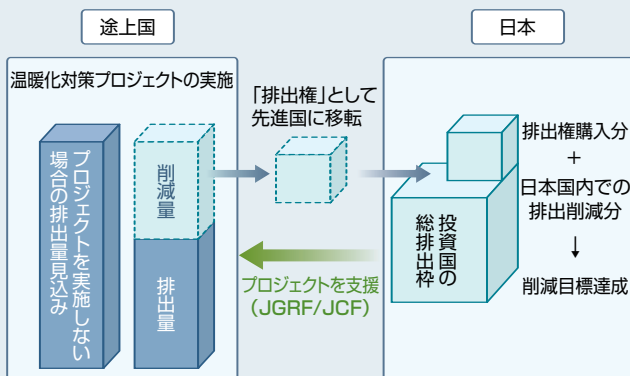
DBJの取り組み

温室効果ガスの排出削減が日本企業の至上命題となるなか、DBJは、安定的にまとまったボリュームの排出権を獲得するスキームとして、「日本温暖化ガス削減基金（JGRF）」および「日本カーボンファイナンス株式会社（JCF）」を考案しました。ファンドという枠組みを利用することで効率的に優良プロジェクトを発掘し、数十件のプロジェクトに分散投資することでリスク分散を図ることを可能にしました。さらに、出資企業と途上国事業者

との間に株式会社を介在させることにより、先進国の潤沢な資金を狙った訴訟リスクの遮断を図りました。

官民協調のもと2004年末に始動したJGRF/JCFは、その後、DBJのファンド関連業務のノウハウや民間企業の温暖化ガス削減に関する実務面でのノウハウを最大限に活用し、中国やインド等のアジア諸国をはじめ中南米・アフリカ諸国などで幅広いポートフォリオを組成しつつ、着実に排出権購入契約の締結を進めています。

排出権移転スキーム



スリランカのチャコール製造会社リコジェン社：従来のチャコール製造風景と新たに開発したチャコール製造プラント



震災時発動型融資予約スキームによる企業の防災体制構築支援

社会的課題

サプライチェーンや情報ネットワークがますます拡大する現在、それらの断絶により企業が被る影響は計りしれず、自然災害・事故等の緊急時における企業のリスクマネジメントは、その企業に関係する投資家、取引先、地域社会をはじめさまざまなステークホルダー（関係者）にとって重要な問題です。災害大国といわれるわが国における自然災害についての知識や対策は、世界的に見て進んでいると考えられていますが、対策の多くは事前防止策に重点が置かれており、災害・事故

発生後の備えは必ずしも十分ではないのが実情です。近年、企業の業務継続計画（BCP）の重要性については、ようやく認識が高まりつつあります。しかし、緊急時に損害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を可能にするために必要な運転資金・事後対策資金・復旧資金等を、事前に手当てしておくリスクファイナンスの重要性については、まだ十分に認識されているとはいえません。

鈴与（株）のケース

国内・国際・港湾物流を担う総合物流会社の鈴与（本社：静岡市）は、物流施設等の耐震補強工事、BCPの策定を通じたグループ全体の事業継続体制の構築などの防災対策を進めています。また、地域社会とともに緊急支援物資の荷役・輸送体制を構築し、津波避難訓練を住民と共同実施

するなど、事業特性上期待される、災害発生後における被害の軽減化、地域復興への貢献に向け、自社対策にとどまらない多面的な対策も進めています。そして、これらの対策の実効性を高めるべく、災害時の資金確保策として有効な手段がないか、さまざまな検討がされていました。

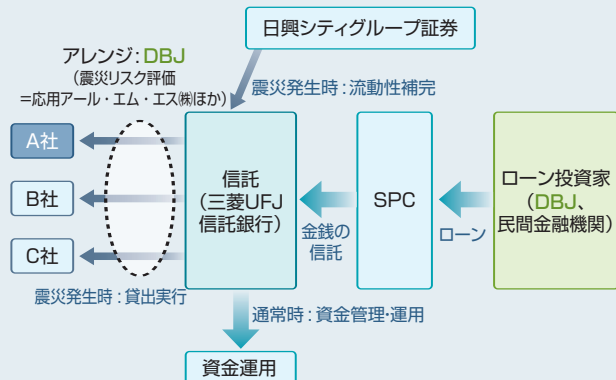
DBJの取り組み

DBJは、三菱UFJ信託銀行および日興シティグループ証券と連携し、大規模地震発生時に発動する融資予約（クレジットライン）の仕組み（通称「EQ-LINE」）を組成しています。

このケースでは、DBJは、防災対応促進事業融資（防災格付融資）制度を用い、鈴与に物流施設等の耐震補強工事とBCP策定費用を対象とした融資を行うとともに、震災後の資金確保に向けた新たなリスクファイナンスの選択肢としてEQ-LINEを提供しました。

EQ-LINEはひとつの信託を利用して複数の企業への対応が可能な仕組みで、さまざまな地域の企業から期待が寄せられています。DBJは今後とも、防災格付融資制度とEQ-LINEの活用を通じて、幅広い業界・地域の企業の防災体制の構築を総合的に支援し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

EQ-LINE（震災時発動型融資予約）



鈴与の物流施設の耐震補強工事



鉄道立体交差化プロジェクト

社会的課題

鉄道の立体交差化は、慢性的な交通渋滞、遮断時間の長い踏切での歩行者のくぐりぬげなど、踏切をめぐる多くの問題点を解消し、道路・鉄道それぞれの安全性の向上を図るととも

に、これまで鉄道により隔てられていた地域の一体的なまちづくりに役立ちます。

東京急行電鉄(株)のケース

目黒線立体交差化事業で撤去される踏切件数

18件

総工事費

878億円

東京急行電鉄の鉄道事業の路線は、東京・神奈川の人口集中地帯の住民に利用される都市生活路線です。踏切ゼロの鉄道を目指し、地元自治体と協力しながら、積極的に立体交差化を進めています。

DBJの取り組み

立体交差化などの鉄道事業の安全・防災対策は、巨額の費用がかかる一方、増収を見込みにくい事業です。DBJは、長期資金の安定供給により、こうした社会的に有用なプロジェクトの実現に協力しています。



立体交差化前



地下化による立体交差化後



核燃料サイクル構築プロジェクト

社会的課題

エネルギー資源の大部分を輸入に依存し、エネルギーの長期的な安定供給の確保が政策上重要な課題となっているわが国にお

いては、使用済み燃料の再処理で得られるプルトニウム等の再利用を可能にする核燃料サイクルの構築が待たれていました。

日本原燃(株)のケース

日本原燃(本社:青森県六ヶ所村)は、核燃料サイクルの商業利用を目的に設立された会社で、ウラン濃縮、使用済み燃料の再処理および放射性廃棄物管理等を行います。

DBJの取り組み

DBJは、多額の資金と長期の建設期間を要するサイクル施設に対し、長期資金の安定供給を行うことによりプロジェクトの推進を図り、ウラン資源の有効利用および放射性廃棄物の適切な処分に資する使用済み燃料再処理事業の実現に寄与し、核燃料サイクルの確立、ひいてはエネルギーの長期的な安定供給の確保に貢献しています。



六ヶ所村の核燃料再処理施設

技術・経済活力創造



企業再生、財務再構築、技術事業化といった社会のさまざまな課題に対して、多様なツールを用いた資金供給と技術を活かす銀行としての取り組み例をご紹介します。

技術開発支援、産業振興等を通じた経済活性化の促進

- 新産業の創造、新技術開発等による産業振興に対する支援
- 経済活力の創造に向けた市場型間接金融機能の一層の充実
- 情報技術等を活用した暮らしの安心・安全対策の支援 等

先端技術・経済活性化

次世代の経済発展を担うとともに、社会・生活など各分野への波及効果が大きいグローバル公共財としてのテクノロジー開発を促進する

経済社会基盤整備

先端的金融手法等を活用しつつ、事業再生、産業再生等を通じて経済の活性化を図る



動産を担保とする新金融手法を用いた企業再生

社会的課題

1990年代後半の不良債権問題の発生以降、企業再生は大きな課題となりました。なかでも、民事再生法や会社更生法の申し立て手続き後、計画が認可決定されるまでの間の資金繰り支援は、事業性確認の困難さに加え、担保として提供できる資産が少ないなど多くの課題を抱えています。法的整理下にあるとはいえ事業性を有する企業の再生をいかに円滑に

進めるかは、再生事業者、金融機関にとって大きな課題となっています。

ちなみに、平成18年度上期の倒産件数は6,531件（前年同期比2.2%増）、負債総額は2兆5,305億円（前年同期比12.6%減）でした。

(株) 中村醸造元のケース

中村醸造元（本社：青森県藤崎町）は、江戸末期から約140年続く老舗の醤油メーカーです。代表的な商品である「昆布しょうゆ」は北海道を中心に好調な売れ行きを記録し、「カネカメ濃口醤油」は“日本料理の鉄人”神田川俊郎氏の料理店でも採用されるなど、その商品力は非常

に高いものがあります。しかし、過去の過剰な設備投資や資金繰りの行き詰まりを背景に、平成18年1月に民事再生法の適用を申請、新たなスポンサーの目途もつき再建に着手したものの、運転資金の確保が障壁となっていました。

DBJの取り組み

DBJは、民事再生法や会社更生法の申し立て手続き後、計画が認可決定されるまでの間、企業が事業を円滑に継続できるように、「DIPファイナンス」（DIP: Debtor In Possession 占有継続債務者、法的手続き後も債務者が業務を執行）に積極的に取り組んできました。

また、担保の多様化にも早くから取り組みを始め、土地・建物などの不動産担保に加え、知的財産権、売掛金、意匠権などの無形資産に対象を広げてきました。

中村醸造元のケースでは、「生醤油」という商品在庫を担保とするDIPファイナンスの取り組みを行いました。商品在庫などを担保とする融資は増えていますが、通常は「添え担保」的な意味合いが強く、業況が良い会社向けのもものがほとんどです。しかし、DBJの場合は在庫そのものを主要担保とし、適切な担保評価に基づき客観的な処分可能価格を算出することで、業況が厳しい会社の在庫も対象とすることができるため、中村醸造元のようなケースへの適用も可能になりました。DBJの融資や関係者の支援、そしてなによりも中村醸造元の努力の甲斐があって、平成18年11月には民事再生手続きの終結決定を受けることができました。

商品在庫などの動産担保は緒についたばかりで課題も多いものの、今後も取り組み事例を積み上げ、新しい市場の開拓に努めていく所存です。また、平成18年7月には米国ゴードン・ブラザーズ社と共同で日本初の本格的な在庫評価・処分会社である（株）ゴードン・ブラザーズ・ジャパンを設立しましたが、これにより動産担保のフィールドの拡大も図っていきます。

中村醸造元の醤油は、独自の匠技「吟醸六段仕込み」によってつくり出された生醤油を時間をかけてゆっくりと絞り、製造されます





リファイナンスプランによるテーマパークの財務再構築

社会的課題

ホテル、旅館、テーマパークなどの観光インフラは地域社会に大きな影響を及ぼします。特にテーマパーク事業は、成功した場合の集客力、それにとまなう宿泊・飲食等の面での地域への波及効果、交通手段などへの経済効果といった点で、極めて大きな影響力を持ちます。しかし、この事業は初期費

用として多額の資金を必要とするだけでなく、魅力を維持するために定期的な更新投資が必要であり、長期的な集客予測の難しさ、営業不振に陥った場合の対策など、高いリスクがともないます。

(株) ユー・エス・ジェイのケース

映画テーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」(大阪市此花区)を運営するユー・エス・ジェイは、大阪市が出資する第三セクターとして設立されました。営業面では、開業後6年が経過するなか、最近3年間は連続して来訪者数が増加、平成19年3月期には870万人に達し、地域活性化プロジェクトとして高い評価を得るだけな

く、国内にとどまらず海外でも知名度を上げています。しかし、財務面では、債務返済に要するキャッシュフローの確保、債務依存度の低減、株主である大阪市や米国ユニバーサルによる支援からの自立が課題となっており、株式上場を視野に入れた経営基盤強化への取り組みが検討されていました。

DBJの取り組み

このケースでは、DBJはゴールドマン・サックス証券会社等とともに、財務の抜本的な再構築のために優先株出資と借入金を組み合わせたリファイナンスプランを作成しました。ユー・エス・ジェイの場合、高水準のキャッシュフローを生み出しているながら、借入期間とのミスマッチから追加投資への余力が削がれている面がありました。

今回、リファイナンスにより財務面の問題を解決し、平成19年3月には上場を果たし、さらに新アトラクションも導入するなど、来訪者、大阪市、各株主などすべての関係者にとって望ましい結果となりました。



UNIVERSAL STUDIOS JAPAN™
ユニバーサル・スタジオ・ジャパン™
Universal Studios Japan™ & © Universal Studios





「技術を活かす銀行」へ——技術事業化支援センターの取り組み

社会的課題

自動車、電機などの製造業（ものづくり）は、日本経済の発展の原動力となってきました。しかしながら、ものづくり企業は、技術の多様化、多品種小ロット生産、BRICsなどの国際競争、後継者の育成などの課題に直面しています。今や技

術力のみでは事業を成功に導くことは難しくなっており、ものづくり企業は技術力と経営力を総合的に高めていく必要に迫られています。

DBJの「ものづくり戦略インデックス®」

DBJでは、金融機関の立場から、ものづくり企業の成長力の源泉となる技術経営力を適切に判断し、強み・弱みを“見える化”するツールとして「ものづくり戦略インデックス®」を開発しました。「ものづくり戦略インデックス®」

は品質、コスト、納期、技術対応力、経営力に係る約100のインデックスから構成され、技術を事業に結びつける経営の仕組みや、自社のビジネスモデルの特徴、解決すべき経営課題などを客観的に把握できるようになっています。

（株）伊藤精密製作所のケース

伊藤精密製作所（本社：岐阜県海津市）は、通信・電子機器用部品、ガス器具部品を中心に、真鍮・アルミ・ステンレス等の精密切削加工を主たる事業とし、最近では自動車部品事業の展開や多品種少量生産ニーズへの対応を進めてい

ます。ISO9001の取得をはじめ生産管理力の強化に注力していますが、さらなる企業成長に向けて、自ら持つ技術力、カイゼン活動などの取り組みを経営戦略の観点から再整理したいとの思いがありました。

DBJの取り組み

DBJでは、企業の技術開発成果の事業化を、地域金融機関等との連携によりサポートするため、本店と関西および東北支店に技術事業化支援センターを開設しています。このケースでは、DBJは大垣共立銀行と連携し、伊藤精密製作所の「技術経営力診断」を行いました。この診断を通じ、自社開発設備を有効活用した工程設計や全員参加型経営に向けた企業文化づくりなどの客観的な観点から、伊藤精密製作所の強みと課題を再確認し、それを踏まえて、カイゼン活動の目標設定とマネジメントのポイント、事業多角化への取り組み方に関して、経営陣と大垣共立銀行、DBJの3者で意見交換を行い、今後の経営戦略上の課題について技術、経営管理、財務それぞれの観点から分析と検討を行いました。

伊藤精密製作所は、診断結果を叩き台として社内の議論を深めることで、問題意識と経営目標の共有化を図り、自社の技術をビジネスに結びつける技術経営力のさらなる向上と人材育成を目指しています。また、大垣共立銀行

も、「ものづくり戦略インデックス®」を活用することで財務分析とは異なる切り口から企業の成長を後押しし、さらなる地域密着型金融の機能強化を図る方針です。そしてDBJは、「技術を活かす銀行」として、ものづくり企業の価値向上にさらに貢献していきます。



「技術経営力診断」により技術経営力の向上と人材育成を進める伊藤精密製作所

■対日投資の促進および地域の国際化支援

社会的課題

外国資本による投資は、先進的な技術やノウハウの交流、雇用の創出が期待されることから、日本経済の活性化のみならず、地域経済の発展に資するものと考えられます。

一方で、外国資本企業が日本に進出する際には、日本国内

での知名度の低さ、実績の不足、言語の相違など、さまざまな非関税障壁が存在し、また、投資に必要な資金の調達や必要な情報の入手が困難な場合も多く、対日投資促進の阻害要因となっています。

(株)ヤクン・ジャパンのケース

シンガポールで朝食やおやつの定番メニューとして広く親しまれているのが「カヤトースト」。その味を、シンガポール国内はもちろん、インドネシア、台湾、韓国などでもカフェを展開して提供しているのがヤクン・インターナショナルです。ヤクン・インターナショナルが次に目指したのは日本でしたが、国内マーケットに関する情報不足、資金調達の困難さなど、多くの外国資本企業が日本進出にあたり直面するのと同様の課題を抱えていました。DBJは、シンガポールの民間銀行DBS Bank、シンガポール国際企業庁および国内有力デベロッパーとの連携のもと、資金・情報の両面からヤクン・インターナショナルの日本進出をサポートし、2006年10月、アーバンドックららぽーと豊洲に1号店がオープンしました。



DBJの取り組み

DBJは、対日投資の推進を図るため、外国資本企業の対日進出を資金・情報の両面からサポートしています。対日投資セミナー、地域国際化セミナーといったセミナーの開催や駐在員レポート等による情報の提供、投資計画へのアドバイスをはじめとするコンサルティングのほか、自治体やJETROなど対日投資関連機関と連携し、外国資本による投資を側面から支援することにより、対日投資を促進するとともに地域の国際化に寄与しています。

DBJは、海外駐在員事務所を通じて各国の公的機関とも深いつながりを持ち、シンガポールにおいても2006年7月にシンガポール国際企業庁と業務協力協定を結び、シンガポール企業の日本進出にあたっては情報・資金面で連携することを確約しました。ヤクン・ジャパン設立による「ヤクン・カヤ・トースト」の日本国内への進出は、この協定に基づく共同サポートが実現した一例です。

一方、DBJはこうした対日投資への直接的な支援のほか、対日投資の促進につながる環境整備のサポートにも注力しています。インターナショナルスクール向け融資もそのひとつです。外国資本企業の従業員・子弟のための教育インフラの整備は、対日投資を後押しする環境整備の一環として重要です。平成18年度には、神戸市のカネディアンアカデミーおよび東京都のセント・メリーズ・インターナショナル・スクールの増改築を支援しました。

■セーフティネットとしての取り組み

DBJはこれまで、地震や台風といった大規模自然災害が発生した場合の復旧・復興支援や、SARSやBSE等の疫病、テロ、金融システム不安など広範な影響を及ぼす

緊急事態が発生し、平時の金融プラットフォーム（P.65参照）が機能しない場合における緊急対応のための投資を行っています。

金融危機対応

社会的課題

金融危機対応には、①連鎖倒産防止のための機動的かつ幅広い対応、②中小零細企業への波及作用が大きい大企業・

中堅企業への対応、③金融危機等に乗じた企業延命策を防止するための公平・中立性および高い審査能力が必要です。

DBJの取り組み

DBJは、貸し渋りや金融市場の機能不全に苦しむ自動車・鉄鋼・エネルギー・商社・鉄道などさまざまな分野の企業の設備投資資金や、設備投資に係る民間金融機関へ

の返済資金、長期運転資金、社債の償還資金への対応を実施してきました。

【参考】貸し渋り等への対応融資実績累計 1兆6,106億円

災害復旧対応

社会的課題

災害復旧対応には、①被災地域について十分な知見を有する者が地域事情を勘案して対応にあたること、②重要な基盤インフラの毀損には極めて速やかな復旧対応が必要であるこ

とから、基盤インフラ関連の業界・事業について日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ長期資金の供給ノウハウを有する者が対応することが必要です。

DBJの取り組み

DBJは、阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）や新潟県中越地震（平成16年10月発生）などの災害復旧に対応しました。電気・ガス・鉄道・通信・放送・都市開発事業などのインフラ産業から、小売・食品関連などの生活関連事業、地域の雇用や経済活性化に大きな役割を果たす製

造業等まで、さまざまな分野の復旧事業への対応を実施しました。

【参考】災害復旧融資実績累計 阪神・淡路大震災 1,848億円
新潟県中越地震 203億円

テロ災害等対応緊急ファイナンス

社会的課題

テロ災害など緊急事態へのファイナンスは、日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ運転資金も含めた資金供

給ノウハウを有する者が機動的に対応することが必要です。

DBJの取り組み

DBJは、平成13年度には「緊急対応等支援制度」を創設し、米国同時多発テロ（平成13年9月発生）、SARSなどにより事業環境が急速に悪化した航空業界などに対し、

交通・物流体制の維持を図るため、緊急融資を実施しました。

【参考】テロ・SARS対応緊急融資実績累計 4,370億円

■その他の取り組み事例



DBJはこれまで培ってきた事業形成・事業性評価のノウハウや新金融手法の開発機能を駆使し、中立的立場からプロジェクトの各段階できめ細かい支援を行い、資金供給と合わせたトータルなソリューションを提供しています。

P.30～P.46でご紹介した取り組み事例のほかにも、全国各地でさまざまな金融サービスを提供しています。

地域再生支援

- ◆**地場企業の事業再生** 旧(株)新潟鐵工所
DIPファイナンス、M&A、事業再生ファンドの考え方を活用した手法により、地場企業の持つ優れた技術や雇用の維持を図りながら事業再生を支援
- ◆**温泉旅館の事業再生** (株)くつろぎ宿
会津東山温泉の中心部に位置する3旅館を統合して一体同時に事業再生を図り、同温泉の面的再生および観光産業の基盤の維持・強化に貢献
- ◆**地域の子育て支援計画の推進** 福島印刷(株)
石川県が策定した「企業と地域の協同による新たな子育て支援計画」に積極的な取り組みを行う事業者に対して、地域金融機関と協調融資を実施
- ◆**社会インフラ資産の有効活用** 箱根ターンパイク(株)
豪マッコーリー銀行と共同で日本初のインフラ投資専用ファンドを設立し、箱根ターンパイク有料道路の営業譲渡取引に対して出資
- ◆**超低床車両の導入促進** 広島電鉄(株)
広島市民の足として定着している路面電車へのバリアフリー型車両の導入を支援し、利用者の利便性および住民福祉の向上に寄与

環境対策・生活基盤

- ◆日本最大の風力発電所の整備 (株)グリーンパワー郡山布引
電源開発(株)が手がける国内最大の風力発電所に対して融資を実施し、CO₂削減効果が期待される大規模クリーンエネルギー事業を支援
- ◆環境配慮型生産システムの推進 マツダ(株)
環境への取り組みが特に先進的と認められる環境配慮型経営促進事業に対して融資を行い、地域や産業界全体の環境対策の高度化を支援
- ◆産業廃棄物中間処理施設の整備 三光(株)
ダイオキシン規制に対応する産業廃棄物の中間処理施設整備事業に対して融資を実施し、適正な廃棄物処理および環境負荷の低減を促進
- ◆難処理古紙リサイクル設備の導入 九州製紙(株)
難処理古紙のリサイクル設備を導入する製紙メーカーに融資を行い、資源循環機能を持つ製紙業の環境負荷低減を通じて循環型社会の形成を支援
- ◆省CO₂型都市デザイン推進事業の促進 池袋地域冷暖房(株)
地球温暖化対策に積極的に取り組む熱供給事業者に対して京都議定書目標達成計画促進事業融資制度を初めて適用し、温室効果ガス削減を支援



技術・経済活力創造

- ◆炭素繊維複合材の開発・事業化 サカイオーベックス(株)
産業競争力強化を目指す福井県の地域再生計画に合致し、今後の事業化が期待される公的研究機関との共同開発プロジェクトを、資金面から支援
- ◆高付加価値レンズ工場の設備強化 (株)タムロン
精密微細加工技術を駆使するレンズ工場の生産体制強化を目的とした設備投資に対して融資を実施し、地域における高度技術の蓄積を促進
- ◆日本法人のスタートアップ支援 上海新致軟件有限公司
オフィスの入居保証金、ソフトウェアの開発資金など、上海のITベンチャーが日本法人を立ち上げるのに必要な資金を提供
- ◆コンテンツ産業の育成 (有)アニメイノベーション東京
東京都などとともに出資を行う一方、アニメのパイロット版制作では初のLLP(有限責任事業組合)を活用した新スキームの構築を支援
- ◆デザインを評価した支援 アッシュコンセプト(有)
「アニマルラバーバンド」等の斬新なデザインや商品群で注目を集めるデザインベンチャーに対して、日本で初めてデザイン権担保融資を実施



■ 情報機能の活用

情報提供活動

DBJでは、投融資を中心とする幅広い活動を通して、社会と多面的な接点を持っています。企業をはじめ、国内外の政府、政府機関、国際機関、地方自治体、大学など、

多岐にわたる情報チャネルや人的ネットワークを活かし、経済・社会が抱える課題の抽出、中立的な立場からの提言などを行い、質の高い情報発信を行っています。

● 産業調査

産業界との広範な事業を背景に、DBJでは各業種・業界の事情や市場動向、国際競争などについて調査・研究を行っています。それとともに、各産業個別の状況報告書、技術開発等の動きや新産業・イノベーションに関するレポートを作成するなどして、その成果をお客さまを中心とする社会に対してフィードバックしています。



〔調査例〕

- ・「新エネルギーの導入・拡大に向けた動き～バイオエタノール燃料などの動向～」

（『DBJ Monthly Overview』 No.105、2007/2/1）

エネルギーの長期需給見通し、自動車燃料に関するわが国の代替エネルギー導入状況、世界のバイオエタノール動向、わが国のバイオエタノール導入に向けた動きなどを調査し、世界的に広がりを見せるバイオエタノールの現状について報告しました。

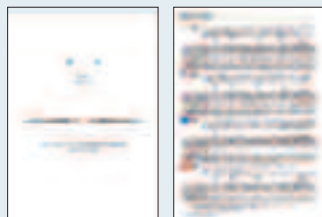
- ・「インターネット関連ビジネスの動向」

（『DBJ Monthly Overview』 No.107、2007/2/22）

近年急速に拡大するインターネット関連ビジネスについて、その市場規模、インターネット広告の変化、インターネット関連事業者の提携関係等を調査しました。

● 経済調査

DBJは、主な業務のひとつとして長期設備資金の供給に取り組んできました。そのため、企業の設備投資に関する情報と研究の蓄積には定評があり、国内外の経済活動の状況や展望に関する報告に対して各方面から高い評価を得ています。なかでも、「設備投資計画調査（アンケート調査）」は、昭和31年以来半世紀に及ぶ長い歴史を持ち、地域別の投資動向の調査、企業についての生きた情報を踏まえた分析などにより、国の経済運営や企業経営、あるいは研究機関や大学における研究・教育などさまざまな場面で活用されています。



〔調査例〕

- ・「2005・06・07年度設備投資計画調査報告（2006年6月調査）」

（『調査』第92号、2006年9月）

企業の設備投資動向をアンケート調査で把握する「設備投資計画調査」の実施後、その分析を踏まえた調査結果を公表しています。

- ・「投資から見た経済のグローバル化」

（『DBJ Monthly Overview』 No.106、2007/2/22）

世界や日本の直接投資の現状、直接投資拡大の背景にある投資協定の締結状況等を整理するとともに、今後有望と思われる投資先国について分析を行いました。

●調査・研究と投融資活動の融合

DBJの調査・研究活動の成果は、資料の公表のみならず、全国各地の講演会やセミナー等で紹介されています。さらに、全行的なネットワークを通じた投融資機能にその成果を反映させることで、新たな金融ソリューションとして企業のCSR活動や技術事業化などに役立てられています。

(1) 環境分野

環境分野では、地球温暖化対策、循環型社会形成、企業経営の持続可能性などのテーマに対し、国内外の各部門が調査レポートや講演会、専門誌・新聞・雑誌への寄稿などさまざまな形で活動を続けた結果、その成果が平成16年度から開始した「環境配慮型経営促進事業」(環境格付)や地球温暖化対策等の融資メニューとして結実し、多くの企業に活用されています。

●地域への情報提供

(1) 地域振興に向けた情報提供活動

少子高齢化や市町村合併、財政難など、地域を取り巻く環境は厳しさを増し、今まで以上に知恵や工夫が求められる時代になっています。DBJでは、国内19カ所、海外6カ所のネットワークを活用し、地方自治体、各地域の経済団体、企業など内外のさまざまな事業主体との情報交換等を通じて得られた情報の分析を行っています。その対象は、PPP(Public Private Partnership:官民パートナーシップ)、観光振興、地域づくりやまちづくり、地方財政など多岐にわたり、分析結果は各種レポート、刊行物、寄稿、講演などの形で提供しています。



DBJの刊行物

(2) 防災分野

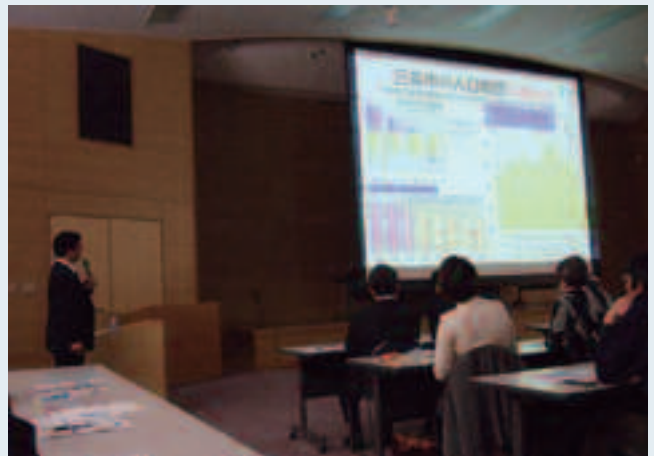
地震をはじめとする自然災害が発生した場合、いかに対応し事業を継続すべきか—こうした課題に対して、企業には災害等への対策と備えをあらかじめ整えることが求められています。DBJでは、業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)をめぐる動向に関する調査や、企業の防災への取り組み調査などを行い、その結果として平成18年度より「防災格付」に基づく融資を開始しました。

(3) 技術分野

技術関連では、バイオエタノールなどの動向調査のほか、技術事業化支援センターが技術評価に関する活動を行い、企業の持つ技術の事業化の支援をしています。

(2) 地域づくり支援

地域づくりにDBJのノウハウを活かすため、「地域づくり健康診断」を行っています。「地域づくり健康診断」は、地域診断チームがあらかじめ公表データなどから把握可能な地域の現状分析をもとに、現地取材情報を加え、独自の分析による診断を行い、その結果を解説するものです。診断結果については地域の方々とディスカッションを行い、それを通して地域の方々自らが地域の課題と可能性を発見し、今後の方向性の検討や行動の契機となるよう支援しています。



セミナーにおける地域の方々との交流

●産・学・官連携支援

DBJでは、大学等におけるビジネス教育をサポートするTLO（Technology Licensing Organization：大学等の技術の民間移転を促進する技術移転機関）の設立支援、環境・防災分野をはじめとする広範な分野での業務連携の締結など、全国規模で産・学・官連携を推進しています。平成19年3月末までに21の国公立大学等と連携協定を締結し、双方の機能および運営資源を幅広く活用しています。

大学等との連携協定

連携先機関	締結日
立命館アジア太平洋大学	平成16年 1月
(有)金沢大学 TLO	平成16年 1月
岩手大学、岩手県立大学、岩手県、ほか 4 研究機関、3 金融機関	平成16年 5月
北海道大学	平成16年 7月
東北福祉大学、仙台市、仙台市産業振興事業団	平成16年 8月
九州大学	平成16年 10月
東洋大学 Urban Land Institute	平成16年 12月 平成17年 2月
立命館大学 大学院経営学研究科	平成17年 4月
新潟大学	平成17年 7月
信州大学	平成17年 8月
亜細亜大学	平成17年 8月
金沢大学共同研究センター、小松市	平成17年 11月
名古屋市立大学	平成17年 12月
広島大学	平成18年 1月
富山県立大学	平成18年 2月
三重大学	平成18年 3月
鹿児島大学	平成18年 6月
大阪大学 金融・保険教育研究センター	平成18年 6月
宇都宮大学	平成18年 6月
国際医療福祉大学大学院	平成19年 2月

国際協力活動

世界的な金融活動のグローバル化とアジア経済危機を契機に、開発金融機関を含む金融セクターのあり方があらためて問い直されており、また、経済開発における官・民の役割分担の再検討が世界的潮流になっています。

こうしたなか、アジアを中心とする開発途上の国々の民間セクターの育成と経済の自立的発展に、DBJは大きな役割を果たしてきました。また、DBJが政策立案や融資などを通じて深くかかわってきた環境問題、民間活力によるインフラストラクチャー整備などは各国で普遍的

な命題となっており、わが国で積み上げた経験に強い関心が寄せられています。

DBJではこうした期待に応え、1967年以降、韓国・中国・ASEAN・ラテンアメリカ・アフリカ・東欧等の開発金融機関を対象に東京で「開発金融研修」を毎年開催するなど、質の高い研修および調査等を軸に国際協力に取り組んでいます。

そうした取り組みに対して、DBJは、平成18年5月、アジア太平洋地域の開発金融機関の協調促進、開発金融の調査・研究などを目的とするADFIAP（アジア太平洋開発金融機関協会）より、地方経済開発部門でADFIAP Awards、国際協力活動について功労賞を受賞しました。ADFIAP Awardsは、域内の優秀かつ啓発性の高い案件の周知と、金融手法・技術の共有を図る目的で設けられたものです。



開発金融研修

社会の一員として 果たすべき責任

DBJにとってのCSRとは、本業である金融業務を通じて社会に貢献することはもちろん、社会の要請を真摯に受けとめ、社会の一員としての責任を果たしていくことです。そのためには、役職員一人ひとりが日常業務のなかで常に「社会」「環境」「経済」を意識して活動することが必要であり、それにより社会から信頼され、好まれ、選ばれる金融機関になることができる、と考えています。

■社会とのコミュニケーション

日本政策投資銀行（DBJ）では、多岐にわたる社会・環境問題を解決するには、さまざまな分野の皆さまとともに考え、意見を交換することが重要であると認識し、セミナーやシンポジウム、講演会等を通じ、できるだけ多くの方々とのコミュニケーションを図るよう心がけています

(<http://www.dbj.go.jp/japanese/environment/commu/index.html>参照)。

DBJでは、今後ともサステナブルな社会を皆さまとともに構築していけるよう努めていきます。

環境をテーマとしたコミュニケーション

地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に向けては、一人ひとりが正しい問題認識を持つことが必要となっています。

DBJでは国内最大規模の環境イベント「エコプロダクツ展」への出展や、関係機関と連携してセミナーやシンポジウムを開催することを通じ、環境と金融とのかかわり、環境と企業活動とのかかわりへの理解の促進に取り組んでいます。

「エコプロダクツ展」には、平成13年度に銀行として初めて参加して以来、毎年継続的に出展しています。平成18年度は、「環境配慮型経営促進事業」融資制度やUNEP FI (P.58参照) との連携などDBJのさまざまな活動を紹介するパネルの展示をはじめ、環境に関する各種レポートなどをブース内に用意し、理解を深めていただけるよう努めました。また、小・中・高校生向けには、環境問題に対して金融が果たす役割について理解が深まるよう、パネルと連動したクイズを用意するなどの工夫もしました。

また、同時にシンポジウム「環境金融が生み出す新しい社会の潮流」を日本経済新聞社と共催しました。UNEP FI特別顧問である末吉竹二郎氏の基調講演「環境社会における金融の役割」のほか、「金融機関のCSRを本業にどのように活かすべきか」をテーマとするパネルディスカッションを行いました。

このほか、DBJは環境問題に対する企業のかかわりをテーマとするセミナーやシンポジウムを関係機関とともに開催しています。CDP（カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）、UNEP FIとの共催による特別セミナー「地球温暖化対策と企業経営～カーボン・リスク情報の開示と企業の温暖化対策を考える～」の開催（平成18年9月）や、NPO法人社会的責任投資フォーラム（SIF-Japan）との共催によるシンポジウム「責任投資原則～持続可能な社会の実現に向けて～」の開催（平成18年11月）などを通じ、環境に配慮した企業経営の促進に努めています。

地域活性化に向けたコミュニケーション

DBJは、地域の自立的な発展を支えるには、地域の方々とともに「その地域に合った地域づくり」が重要であると認識し、地方自治体や大学と連携してセミナーやシンポジウムを開催しています。

また、DBJの職員が現地に出向き、客観的な指標と独自の分析手法をもとに、地域の方々とのディスカッションを行い、その地域の課題と可能性を地域の方々自身が発見

するのをお手伝いする「地域づくり健康診断」を行っています。このプログラムでは、事前に関係者ヒアリングやその地域に存在する地域資源の調査を行い、最終日に、地域の方々に参加するワークショップを実施しています。

こうした活動に加え、地域の金融機関との連携も強化しており、これらの成果をもとに、地域づくり活動中期ビジョンがまとめられています。

国際協力でのコミュニケーション

開発途上国や市場経済移行国では、経済発展を推進するなかで政策金融が重要視されています。DBJは、日本の高度経済成長を通じて得た政策金融の知見を、内外の国際機関と協力して行う研修や調査を通じて、これらの国々に還元しています。

平成17年8月に、10回目となるSDF (Seminar on Development Finance) 研修を開催し、カンボジア、ラ

オス、ベトナム、ミャンマーの各国中央銀行、開発金融機関のトップを対象に、DBJが培ってきた開発金融に関するノウハウや環境に対する取り組み等を紹介しました。また、研修期間中のワークショップでは参加者から各国の経済および金融事情に関するプレゼンテーションを受け、情報交換を行い、アジアにおける開発金融機関の相互理解を深めています。

その他のコミュニケーション

●情報発信活動

CSRレポートの発行

DBJでは、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを深めるため、平成15年度には政策金融機関として初の「社会環境報告書」を、平成16・17年度には「サステナブルな社会づくりレポート」を、そして平成18年度には「CSR Report 2006」を発行しました。

今年度より、「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、ディスクロージャー誌と統合しての発行となりましたが、今後とも、サステナブルな社会の実現に向けたDBJの取り組みを報告していきます。

●地域活動への参加

花のおもてなし運動

DBJは、名古屋市中心部において、街に彩りを添える「花のおもてなし運動」に参加しています。官民連携の取り組みである「アダプト制度」を利用したこの活動では、中部経済同友会の企業とともに、花の植え込みや世話をし、美しいまちづくりに取り組んでいます。

環境配慮型バスの運行支援

DBJは、大手町・丸の内・有楽町地区を無料で巡回する環境配慮型バスの運行に平成15年度より協賛しています。環境配慮型バスの運行はビジネス街の環境意識の向上に貢献しています。また、環境配慮型バスには、環境負荷の低減だけでなく、低床のバリアフリー化、低騒音化もなされています。



■人材育成と職場環境づくり

職員一人ひとりの能力を最大限に引き出すために

DBJが最も誇るべき資産は「人材」です。そのため、体系的な人材育成制度の構築と安心できる職場環境づくりに積極的に取り組むことで、職員一人ひとりの能力を最大限に引き出しています。こうした取り組みによりも

たらされる職員の質の高いパフォーマンスが、日本の金融分野を先駆者として牽引するDBJの力の源になっています。

人材開発ビジョン

DBJは、時代の要請に応えてその役割を大きく進化・発展させてきました。こうした革新性は、日進月歩の金融分野において、常に時代をリードすることを求められるDBJにとって極めて重要です。

このためDBJにおいては、最も重要な資源である「人材」の開発に関し、「ゼネラリストを超えたスペシャリスト」というビジョンを掲げ、金融のプロフェッショナル

としての自律的かつ先駆的な行動を促す人材育成を行っています。スペシャリティを身につけることはもちろん重要ですが、刻々と変化する時代のニーズに対応するためには、幅広い経験と奥深い知見、そして全体を俯瞰する力も必要です。こうした考えのもと、ジョブローテーション、人事評価および教育・研修などの人材育成制度を構築しています。

「目標マネジメントシステム」の導入

DBJでは、職員が自律的に業務に取り組み、かつその行動を変革していけるよう、また、そうした取り組みを適正に評価するため、「目標マネジメントシステム」を導入しています。これは、職員一人ひとりが、上司との面談を通じて目標設定を行い、フィードバックを受けることで、自律的にPDCA (Plan-Do-Check-Act) サイクルを回す仕組みで、その充実に力を入れています。特に目標設定については、中長期的な視点で行内外の価値向上

に取り組むことも重視しており、実績の賞与等への反映と併せ、職員のモチベーションアップも図っています。



安心できる職場環境づくり

DBJでは、安心できる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。

職員が働きやすい環境を整えるため、セクシャルハラスメントの防止に関しては、周知徹底を図るとともに、相談窓口を設置して対応しています。また、心身の健康サポートに関しては、定期健康診断に加え、研修やセルフ

チェックを通じたメンタルヘルス面でのサポート体制も構築しています。

そして、意欲のある人が長く仕事を続けられるよう、出産・育児に係る休暇制度、介護休暇制度および定年後継続雇用制度等を率先して導入しています。

充実した人材育成制度

金融のプロフェッショナルとして活躍する職員を支えるのは、充実した教育・研修制度です。DBJでは、階層等に応じた必須研修と職員のスキルや志向に応じて選択できる自己啓発研修を組み合わせることで、職員一人ひとりが計画的に自己のキャリアを描くことが可能となっています。

また、年齢にかかわらず責任ある仕事を任せる実践的なOJTに加え、複数の部署を経験した後、スキルやキャ

リアに応じて中長期的な配属を実施するジョブローテーションにより、中長期的なビジョンを持って実務経験を積み、能力開発を行うことができます。

さらに、グローバル化が進むなか、国内外を問わず活躍できる職員の育成を図るため、欧米の大学院、海外研究機関、国際機関、関係諸官庁、国内研究機関など多様な外部機関に積極的に職員を派遣して、能力開発とネットワーク拡充の支援をしています。

DBJの人材育成制度

	階層別必須研修	選択制研修			業務関連（自己啓発）			外部派遣等							
↑ 職位	ライフプラン研修	<ul style="list-style-type: none"> ・投融資実務研修 ・格付・資産査定研修 ・貸付金利基礎研修 ・債権管理研修 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律実務研修 ・会社法・金融関連法務研修 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業再生実務研修 ・ストラクチャードファイナンス研修 ・シンジケートローン研修 ・新産業創造セミナー ・環境・防災セミナー 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス理論研修 ・ファイナンス・ケーススタディ研修 ・バリュエーション研修 ・エクイティ関連研修 ・RM業務研修 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス等 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通スキル分野 ・問題解決、コミュニケーション ・ロジカルシンキング 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信教育、夜間通学講座、公的資格取得 							
	キャリア・ディベロップメント・プラン研修								マネジメント研修	経理システム等研修	法律研修	財務分析研修	新人基礎ファイナンス研修		
	入行2次研修														
	新人導入研修														
	トップマネジメント研修														
自律的なキャリア開発	マネジメント能力・リーダーシップ等の涵養	行内手続き・基本実務の習得	金融法務の習得	金融スキルの習得など戦略・重点分野	民営化を踏まえた金融スキルなど重点強化分野	財務会計知識の習得	業務遂行の基礎となる能力の習得	金融知識等	業務関連知識の涵養、専門的知識の習得、人材育成						
計画的・継続的な人材開発		業務上必要な知識・スキルの習得		戦略・重点分野への対応	民営化への対応	業務上必要な知識・スキルの習得									

より高いモラルを求めて

半世紀にわたり総合政策金融機関として日本経済を牽引し、今後は、今まで培った長期的視点、中立性、パブリックマインド、信頼性を大切にする民間金融機関へと変貌するDBJにおいて、職員一人ひとりにはより一層高いモラルが求められます。

DBJでは、以前から、法令等遵守を徹底させる「コンプ

ライアンス研修」、ISO14001への理解を深め環境に配慮した行動を促す「ISO研修」、不正アクセスや情報漏洩等のリスクに対応するための「情報セキュリティ研修」などの受講を義務づけ、職員のモラル向上に努めています。今後も、こうした取り組みに一層注力していきます。

■DBJの環境マネジメント

DBJの環境への取り組みは、オフィスからの環境負荷を低減するだけでなく、業務を通じた環境活動を積極的

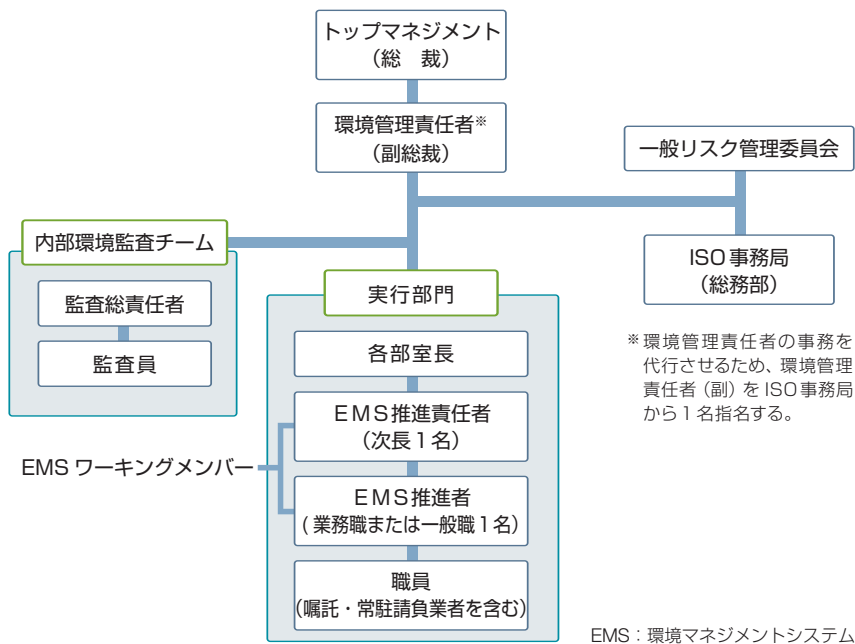
に推進している点に特徴があり、全員参加で環境に配慮した活動を行っています。

環境マネジメントの推進

DBJは、平成13年6月、日本の銀行として初めてUNEP（国連環境計画）の金融機関声明に署名し、UNEPと金融機関の自主的協定に基づく団体UNEP FI（Finance Initiatives）に加盟しました。さらに、平成14年11月には

政府系金融機関として初めてISO14001の認証を取得するなど、環境保全とサステナブルな社会の実現に関する取り組みを組織的に推進してきました。

環境マネジメントシステム



環境方針

DBJでは、平成14年7月に環境方針を策定しました（P.60参照）。DBJの環境方針の特色は、紙・電気の使用量とごみの排出量の削減などオフィスにおける環境活動だけでなく、投融資活動やナレッジバンク活動という業務

を通じた環境活動の推進を明記していることです。平成16年4月に新設した「環境配慮型経営促進事業」融資制度（P.67参照）は、この方針に基づいた活動のひとつです。

UNEP FIとの連携

DBJは、前述のように、平成13年6月に日本の銀行として初めて、金融機関が経済発展と環境保全の調和を目指し、協力して環境問題の解決に努力することを宣言したUNEPの金融機関声明に署名し、UNEP FIに加盟しました。そしてそれ以来、UNEP FIや他の機関と協力しながら、声明の趣旨に沿った取り組みを続けてきました。

そうした取り組みの一環として、DBJはUNEP FIに加盟する日本の金融機関を代表して、「Sustaining Value：金融が持続可能な社会と価値の実現に向けて果たす役割」をテーマに平成15年10月に「2003 UNEP FI 東京会議」を共催しました。この会議の成果として発表されたのが、コンファレンス・ステートメント「東京原則」です。

この会議を契機に、日本のみならずアジア各国において金融機関の環境問題に対する意識が高まりを見せ、平成17年1月には地域における自主的活動の母体として「アジア・太平洋地域タスクフォース」が設立されました。DBJは同タスクフォースの議長を平成18年10月まで務めたほか、同タスクフォースの日本グループの議長を引き続き務めています。また、平成18年5月には東京で「責任投資原則並びに署名機関の公表に関する記者会見」を開

催し、同原則の広報用小冊子の作成に協力するなど、積極的にイニシアティブを発揮しています。

さらにDBJは、平成17年10月にニューヨークで開催された「UNEP FI 2005グローバルラウンドテーブル」において、気候変動問題に関する日本の取り組み等についてプレゼンテーションを行ったほか、気候変動ワーキング・グループにもアジア地域を代表して参加するなど、UNEP FIにおいて積極的な情報発信に努めています。

【東京原則】 (1) 環境・社会に望ましい投融資や保険を選定する、(2) 環境・社会に資する金融商品の開発・販売に努力する、(3) 経営方針など、ガバナンス全般で最適な体制をとる、(4) ステークホルダーとの対話を通じ持続可能な社会の実現に努力する。

【責任投資原則】 世界の機関投資家の投資決定プロセスに、環境・社会・ガバナンスの問題を反映させることを目的に制定され、この原則に賛同する署名機関が協働してその普及に努めていくこととされています。詳しくは <http://www.unpri.org/> を参照。

省資源・省エネルギーへの取り組み

DBJでは、環境マネジメントシステムの一環として、数値目標を定めて紙・電気の使用量の削減、ごみの排出量の削減に取り組んでいます。具体的には、ポスターな

どで職員を啓発し、両面コピーの励行、裏紙の使用、印刷部数の適正化、エレベーターの利用抑制、リサイクルボックスの活用などの取り組みを進めています。

グリーン購入への取り組み

DBJでは、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称「グリーン購入法」)に基づき、毎年度、数値目標を定めて環境負荷の低減に効果のある物品やサービスの購入に取り組んでいます。

また、環境負荷の少ない製品などの購入を普及させることを目的に結成されたグリーン購入ネットワークに、平成13年に政府系金融機関として初めて加盟し、以降そのガイドラインを参考に、自主的な取り組みも進めています。

DBJの調達方針や過去の実績は次のウェブサイトで公表しています。
<http://www.dbj.go.jp/japanese/environment/office/enviro01.html>

代表的品目についてのグリーン調達実施状況

		平成18年度 調達実績	平成19年度 調達目標
紙類	コピー用紙等	100%	100%
文具類	ファイル、事務用封筒、ノート等	100%	100%
機器類	いす、机、棚、ホワイトボード等	100%	100%
OA機器	コピー機、プリンター、ファクシミリ等	100%	100%
照明	蛍光灯等	100%	100%
インテリア	タイルカーペット等	100%	100%

省資源・省エネルギーへの取り組み状況

	平成18年度		平成19年度 目標
	目標	実績	
コピー用紙使用量	2% 減	2.4% 減 (50.1t)	2.5% 減
印刷用紙使用量	4% 減	15.5% 減 (39.4t)	5% 減
廃棄物排出量	5% 減	18.1% 減 (101.5t)	10% 減
電力使用量	0% 減	1.7% 減 (4,333MWh)	0% 減

(注)平成18年度目標・実績値、平成19年度目標値はすべて平成16年度比。



JQA-EM2770

DBJ設立以降の環境分野への主な取り組み

平成11年	10月	新銀行法の目的に「持続的発展」を明記
平成13年	4月	グリーン調達、環境研修開始
	6月	UNEP（国連環境計画）の「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名（邦銀初）
	10月	UNEP環の国金融機関環境会議主催
平成14年	3月	UNEPリオ総会にて基調講演
	7月	「環境方針」策定（平成17年4月に一部改訂）
	11月	ISO14001認証取得
平成15年	10月	「社会環境報告書」（第1号）発行 金融と環境に関する国際会議「UNEP FI東京会議」を共催
平成16年	4月	「環境配慮型経営促進事業」融資制度開始
	9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行（社会環境報告書 第2号）
	11月	日本カーボンファイナンス（JCF）設立
	12月	日本温暖化ガス削減基金（JGRF）設立
平成17年	1月	UNEP FI「アジア・太平洋地域タスクフォース」の議長に就任
	4月	「省エネ法トップランナー機器普及促進」融資制度開始
	9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行（社会環境報告書 第3号）
	10月	UNEP FIグローバルラウンドテーブルにて発表
	11月	ISO14001認証取得（更改）
平成18年	4月	「京都議定書目標達成計画促進事業」融資制度開始
	5月	「責任投資原則並びに署名機関の公表に関する記者会見」開催
	8月	「CSR Report 2006」発行（社会環境報告書 第4号）
平成19年	4月	「環境配慮型経営促進事業」融資制度のうち地球温暖化対策部分に対する利子補給制度開始

日本政策投資銀行 環境方針

私たちは、日本政策投資銀行法に明記された「経済社会の持続的発展」への寄与という使命にもとづき、国連環境計画（UNEP）金融機関声明にもとづき、次の業務活動を通じて、環境に配慮した経済社会の形成に貢献します。

1. 投融資業務を通じた環境対策の推進

政策金融機関として、我が国の環境政策を踏まえ、環境対策事業を支援します。

- 循環型社会形成や地球環境対策等を促進するプロジェクトへの長期資金の供給
- 個別案件や投融資制度の評価にもとづく、投融資業務の継続的・質的改善
- 投融資業務にともない発生する環境面でのリスクの評価

2. 環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進

知的貢献や情報発信などの「ナレッジバンク」機能の発揮により、環境意識の向上や課題解決に貢献します。

- 環境問題についての継続的な調査研究、幅広い提言
- 我が国の環境への取り組みの紹介等を通じた国際協力の展開
- 環境方針を含めた私たちの環境への取り組みについての情報発信

3. オフィスにおける環境配慮活動の推進

業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境法規制を遵守し、環境に配慮した活動を推進します。

- 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
- グリーン購入法等に基づく環境配慮物品の調達の促進
- 環境汚染の予防

以上について、目標の達成、継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを推進するとともに、本行で働くまたは本行のために働くすべての人に環境方針を周知し、環境意識の向上に努めます。

知的資産報告

DBJの役職員は、「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」という4つのDNAを承継し、挑戦を続けています。DBJがこれまで蓄積してきた知的資産の有効活用により、単なる資金供給にとどまらず、時代の要請に応える基盤(金融プラットフォーム)を整備し、企業のCSR経営の高度化を促す役割を果たしていきたいと考えています。

■企業価値と知的資産経営

知的資産とは

企業が持続的に利潤・利益を確保するためには、自社の強みを維持・強化し、提供する商品やサービスの個性を伸ばして他社との差別化を図り、それを自社の重要な経営資源・競争軸として認識し、「差別化の状況を継続」することが必要です。差別化を可能にするものは具体的には技術、ノウハウ、人材、ビジネスモデルなどであり、

目に見えないものではあるものの企業独自の強みとして評価し得るものです。これらは企業価値の源泉として有しているものであり、将来的に企業の経済的利益として実現されることが期待されるもので、有形ではなく無形であり、何らかの形で知的な活動が介在して生まれてくるという意味で「知的資産」と総称できるものです。

企業価値向上に不可欠な知的資産経営

知的資産は、目に見えない資産（無形資産）であり、またこれに関する情報は一部を除いて財務諸表に表れない非財務情報ですが、企業価値の源泉であり経営の根幹でもあることから、企業はこれを有効に活用すべく明確に認識し、企業価値の向上に結びつける経営（知的資産経営）を行うことが不可欠であると考えられています。

さらに公開企業にとっては、このような知的資産を積極的に開示することが、市場の適正な評価を得る有効な方法であると見なされるようになっており、非財務情報の開示を促進・義務化する法制度の導入が欧州を中心に世界的に進められています。

■DBJにとっての知的資産

日本政策投資銀行（DBJ）は、その前身機関の時代から、お客さまそして社会の信頼を得ることが第一ととらえ、官民にわたる幅広いネットワークを築いています。

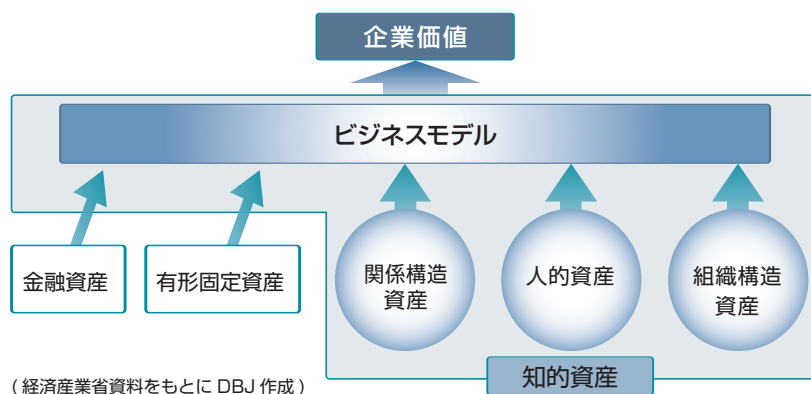
DBJの役職員は、これまでの業務で培われた長期性、中立性、パブリックマインド、信頼性という4つのDNAを承継しており、時代の要請に応え、挑戦を続けてきました。

また各役職員は、長期的に企業やプロジェクトを評価する目利き能力を有しており、時代あるいは地域の課題を意識した高い視点から長期的に審査・評価するノウハウ・能力の蓄積は強みであるといえます。

このような状況は、DBJの知的資産の集大成といえます。課題解決に向けた新しい金融手法は、金融プラットフォームとして広く利用されており、経済・社会に貢献するとともに、その経験はDBJにとっての新たな財産となり、次の金融手法の開発につながっています。また、こうした財産は、DBJが変化する政策的要請に迅速に対応し、経済・社会に対して持続的に付加価値をもたらすうえで大きな役割を果たしてきました。

今後、民間金融機関として経済・社会に貢献し続けるためには、知的資産を明確に認識し、活用していくことがますます重要になると考えています。

知的資産・ビジネスモデル・企業価値との関係



■DBJにおける知的資産の活用状況

知的資産は、ネットワークや顧客基盤（関係構造資産）、経営陣や従業員（人的資産）、知的財産や業務プロセス（組織構造資産）の3つに分けて把握・報告するのが、ひ

とつの考え方となっています。以下では、この分類方法に従って、DBJにおける知的資産の内容と活用状況について紹介します。

関係構造資産

DBJでは、投融資制度の企画・立案や実際の運用を行うなかで、政策を担う中央官庁や地方自治体と連携し、問題意識を共有するとともに、政策的に意義のあるプロジェクトの支援を行っています。また、DBJは金融機関として、投融資時の審査や資金提供、各種情報発信等の活動を通じ、民間企業と直に接することで実際に各企業が直面する課題を抽出し、これを政策にフィードバックする役割も果たし、中央官庁や地方自治体の行う施策をより良いもの、より有効なものへと導いています。さら

に、海外を含む公的あるいは民間の金融機関との協働や、大学教授、弁護士、公認会計士といった各方面のプロフェッショナルとのネットワークを最大限に活用し、新たな金融手法への取り組みと普及を通じた「金融プラットフォーム」の創出・発展に努めています。このような、産・学・官と各分野のプロフェッショナルをつなぐ多面的なネットワークこそが、DBJにとっての関係構造資産となっています。

人的資産

DBJの特徴である中長期の投融資を中心とした政策金融業務を適切に遂行するためには、全役職員が長期的な視野を持ち、中立的な立場から金融判断と政策判断の両方を行う必要があります。また、経済社会が抱える課題が複雑化し、ビジネススキルが高度化する今日、事業形成や金融ストラクチャーへの関与の巧拙で、その成果は大きく変わってきます。こうしたなかで、企業にとっても経済・社会にとっても最適なソリューションをもたらすには、役職員が各々の分野のプロフェッショナルとしてパブリックマインドを持って課題に対処できる人材となることが求められます。そうすることで、お客さまおよび社会から信頼される人材になれると考えています。

さらにDBJでは、全新人職員が2カ月半にわたり独自の

審査ノウハウを学ぶ「財務分析研修」をはじめ、さまざまなテクニカルスキルを習得するための研修メニューやOJTを通じ、役職員の専門性向上を支援しています。また、DBJでは、国内外の大学院や研究機関、国際機関などのネットワーク先への留学・派遣等を行い、個人レベルのスキルアップを図るだけでなく、新たな金融手法の研究・導入やネットワークづくりを行っています。また設備投資研究所は、社会的共通資本や地球温暖化問題などサステナブルな社会づくりにかかわる研究や金融研究等を行い、中立的・長期的視点からのアカデミックな研究成果により、学界や専門家から高い評価を得ており、貴重な無形資産となっています。

組織構造資産

製造業と異なり、DBJには特許権等の明示的な知的財産はありません。しかし、新たな金融手法を日本に導入し、民間金融機関と協働して金融プラットフォームの形成に寄与し、経済・社会に独自の貢献を行っています。こうした取り組みを可能にしてきたのは、課題をいち早く把握し必要かつ適切な人材を配置するという小回りのきく組織としての機動性や、これまでの投融資業務で積

み上げてきた50年にも及ぶ長期財務データの蓄積、常にプロジェクトを経済合理性と経済・社会的意義の両面から検証する企業文化、さらには「財務分析研修」などを通じて取得した共通言語による円滑かつ迅速なコミュニケーションプロセスなど、DBJならではの組織構造資産であるといえます。

■ 知的資産を活用した新たな金融手法への先駆的取り組み

DBJは、知的資産を活用して、新しい金融手法を、わが国に先駆的に導入しています。こうした魁となる試みは、地域との協働や、行内の人材、長年蓄積してきたノウハウ等の知的資産を最大限に活用することで実現するものです。複雑な金融市場のなかにあつて、いかにしてリスクをコントロールし、分散していくかという観点から、DBJは取り組みを続けてきました。

1992年に英国で導入された手法に「PFI (Private Finance Initiative)」がありますが、わが国ではDBJが他に先駆けてノウハウの吸収・蓄積を図り、数多くの案件を手がけてきました。PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法であり、官民の適切なリスク分担を図ることにより、効率的かつ効果的な公共サービスを提供することができます。PFIにおいては、プロジェクト関

係者間で適切な役割分担を行い、事業の長期的継続を確実なものとするために、資金調達にはプロジェクトファイナンスの手法を採用するのが一般的です。

さらに事業再生の分野では、民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可までの間において、運転資金を調達できない場合に、事業の優良な部分の価値を継続させるために一時的に運転資金を融資する「DIPファイナンス」や、事業の選択と集中による事業再構築等を通じて正常化を図り、必要に応じて債務の圧縮をはじめとした抜本的対応を図ることを目的とした「事業再生ファンド」の組成等を行っています。これらは、アセットファイナンス等のノウハウを活用しながら事業の価値を高めていく金融手法であり、事業と金融の一体的再生を実現するうえで重要な役割を果たしています。

■ DBJの知的資産とCSRとの関係

DBJにとっての知的資産を、社会のなかのDBJという観点から見れば、右下の図のように、CSRと対照してとらえ、評価することができると考えられます。そのような意味で、知的資産とCSRは表裏一体の関係にあるといえます。

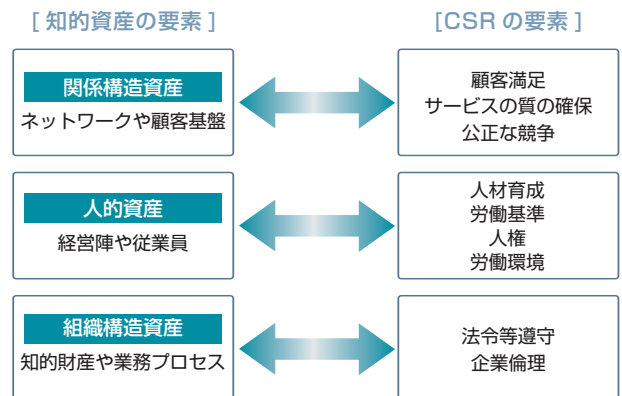
例えば、DBJが中央官庁や地方自治体・有識者・顧客等とのネットワーク、役職員のマンパワー、DBJに蓄積された経験やノウハウ等の知的資産を総動員して考案した、「環境配慮型経営促進事業」融資制度と「防災対応促進事業」融資制度は、DBJのCSRにとって重要であるだけでなく、取引先のCSRも強力にバックアップする制度として注目されています。

実際、これらの制度により環境格付融資や防災格付融資を受けることができた企業においては、各種法令等を遵守していることの再確認、安全・安心な職場環境や周辺環境の確保、適正な競争のもとで質の高い製品・サービスの提供を行うことによる顧客基盤の強化などを通じて、CSRの実践による企業価値の向上につながるものと

なっています。

DBJでは、このような知的資産の有効活用により、単なる資金供給にとどまることなく、企業のCSR経営の高度化を促す役割を果たしていきたいと考えています。

知的資産とCSRとの関係



(経済産業省資料をもとに DBJ 作成)

■金融プラットフォームの定義

日本政策投資銀行（DBJ）では、企業などのお客さまが利用できる資金の量や質、調達手段の多様性などを左右する基盤（プラットフォーム）としての制度的仕組み、金融ノウハウや慣行、市場の透明性、市場参加者の層の厚さ等を総称して「金融プラットフォーム」と呼んでいます。

金融システムの健全化がマクロ経済の活性化に不可欠であるように、金融プラットフォームの充実度は事業再生、都市・地域再生、新産業創出などの進展に大きな影響を与えます。しかしながら、一般的に利用可能で制度的な資本財ともいえるもののひとつでもある金融プラットフォームは、一朝一夕に形成されるものではありません。制度や法律が企業の経済活動を支援する仕組みや枠組み

として実効性を持つためには、それを利用する金融機関や事業者の経験や実務上のノウハウ、その結果として将来参考とされ得るような実績の蓄積（判例、取引事例など）が不可欠です。さらに、こうした法律などのハード面、ノウハウなどのソフト面が整備されても、限られた少数の参加者にしか活用されない状況では金融プラットフォームの機能は不十分であり、幅広いプレーヤーが参加するための呼び水、触媒となる存在が必要とされます。

DBJは金融プラットフォームを維持・発展させるため、触媒となる中立的かつ先行的プレーヤーとして、民間金融機関と一緒に活動しています。

■金融プラットフォームへの取り組み

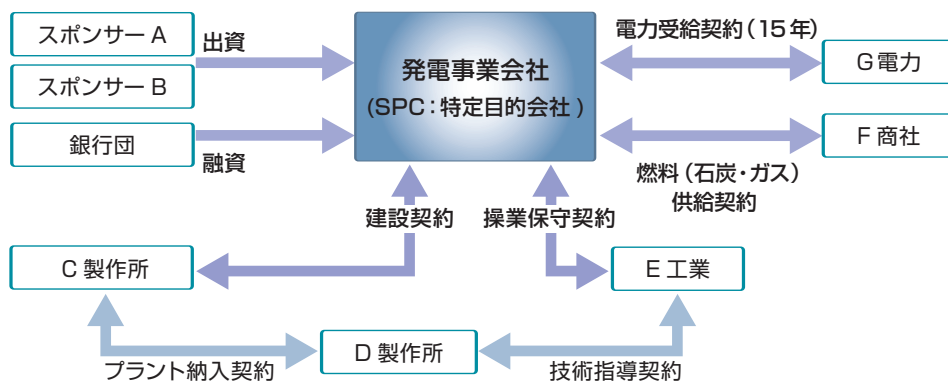
取り組み例①：ストラクチャードファイナンス

DBJは、プロジェクトのキャッシュフローのみを返済原資とするプロジェクトファイナンスや、その活用例であるPFI、不動産の流動化ファイナンスなどの「ストラクチャードファイナンス」にいち早く取り組み、プラットフォームを整備することで、わが国における金融市場の発展を支援してきました。

DBJの特徴である長期的視点に基づくプロジェクトメイキングや事業性評価の経験は、長期契約が基本であるストラクチャードファイナンスに取り組むのにもともと適した土壌であったとはいえ、短期的な利益に左右されずにプロジェクトを長期的な成功に導くために重要な

役割を果たしています。また、DBJの中立的なポジションは、関係者間の利害調整が重要であるストラクチャードファイナンスにおいて、特定の利害関係に影響されない提言・アレンジメントを行ううえで不可欠の前提であり、法制度・ルールの整備や事業形成への貢献を通じ、官民双方から調整機能への期待と信頼を寄せられてきました。こうした特性を活かしたストラクチャードファイナンスへの取り組みを、産・学・官をつなぐ幅広いネットワークを最大限に活用し、金融機関と協働して行うことで、ストラクチャードファイナンスに係る金融プラットフォームの維持・発展に貢献しています。

プロジェクトファイナンス—発電プロジェクトの例—

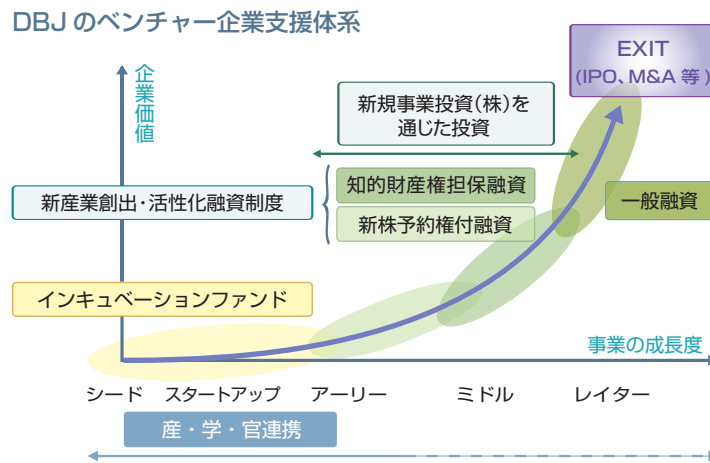


取り組み例②：ベンチャー企業支援

DBJは、10年以上にわたりベンチャー企業支援を行ってきました。その内容は、融資や保証を通じた支援、インキュベーションファンドなどを通じた出資による支援、技術事業化支援センターを通じた技術開発成果のサポートなど、多岐にわたっています。また、融資の手法についても、支援当初より行ってきた知的財産権担保融資の活用に加え、経済・金融情勢の変化や法制度の改正に機

動的に対応し、新株引受権付社債の引き受けや新株予約権付融資を開始するなど、ベンチャー企業支援にふさわしいリスク評価や支援の手法を開発してきました。

こうした成果は、長期的視点から企業やプロジェクトを審査してきたDBJの特性に加え、ベンチャーキャピタリストや技術専門家との幅広いネットワークから生み出されてきたものです。

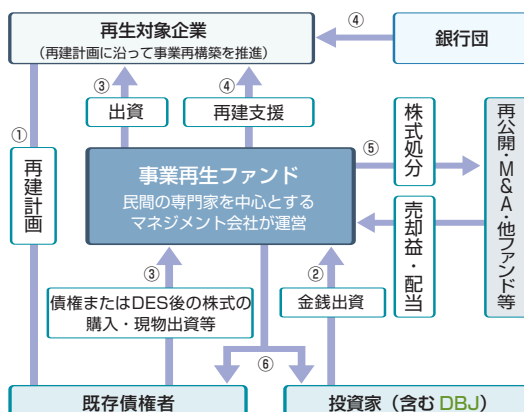


取り組み例③：事業再生

1990年代後半以降、倒産・業績不振企業の増加による不良債権問題とこれにともなう金融システム不安の克服により、資源の再配分を促進することが、日本経済活性化の重要な鍵となっていました。こうした状況下、DBJは不振企業が保有する価値ある事業の維持・発展を支援する仕組みづくりが、この課題の解決に有効であると考え、多様なツールを用いて事業再生を支援してきました。その手法には、主に法的整理を申請した企業が再生計画を策定するまでの資金を手当てする「アーリーDIP」、不振企

業の株式取得などを通じて資本の再構築を支援する「事業再生ファンド」、再建企業が通常の企業として活動するための資金手当てを行う「EXITファイナンス」などが含まれます。こうした取り組みを可能にしてきた背景として、政策金融への長年の取り組みを通じて、ストラクチャードファイナンスを踏まえた資本政策のあり方について独自の知見などを蓄積してきたことが挙げられます。事業再生で得られた経験や知識は、企業価値の向上という目的に向けてさまざまな形で応用されています。

事業再生ファンドによる再生支援



- ① 経済合理的な再生計画を策定
(←法的整理、私的整理のガイドライン等)
- ② 投資家はファンドへ金銭出資
- ③ 債務圧縮などの財務リストラと出資
例：DES(債務の株式化)後の株式等の売却(または現物出資)
(←企業価値のデューデリジェンス)
- ④ ファンドによる再生支援(新規出資等を含む)および銀行団によるDIP融資等を通じての再生対象企業の事業再構築推進
- ⑤ 企業価値の増大によりファンドの投資資産価値が増大
- ⑥ ファンドの投資利益を配分

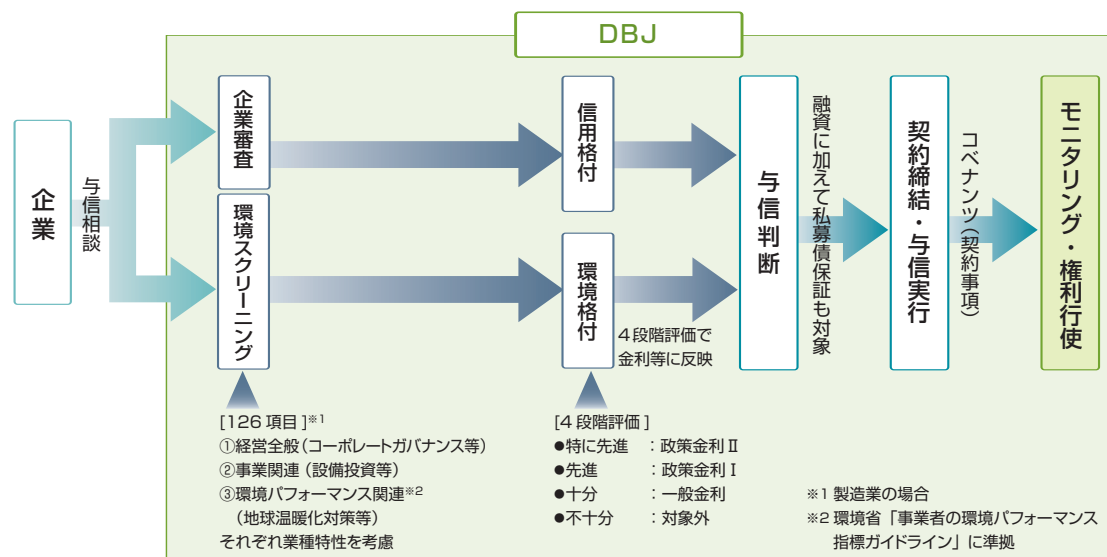
取り組み例④：環境・防災対策

DBJは従来より、環境との調和や安全・安心な社会の形成を支援しています。平成16年度には「環境配慮型経営促進事業」融資制度の運用を開始しました。この融資制度は、DBJが開発したスクリーニングシステム（格付システム）により、企業の環境経営度を評点化し、優れた企業を選定して、得点に応じて3段階の適用金利（保証料）を設定するという、「環境格付」の手法を導入した世界で初めての融資・保証制度です。また、平成18年度に開始した「防災対応促進事業」融資制度は、内閣府中央防災会

議の「『防災に対する企業の取り組み』自己評価項目表」をベースにした独自の格付システムにより、企業の防災に対する取り組みを評価し、優れた企業を選定して、当該企業の防災対策事業に優遇金利で融資を行うという「防災格付」の専門手法を導入した新しい融資制度です。

DBJでは、こうした格付プロセスから得られる情報のフィードバックやモニタリングを通じて、企業に有用な情報を提供するとともに、新たな金融手法の開発と企業支援によるWin - Winの関係を目指していきます。

「環境配慮型経営促進事業」融資制度の概要



取り組み例⑤：EQ-LINE

わが国の主要企業の間では、防災意識の高まりから業務継続計画（BCP: Business Continuity Plan）を策定するところが増えていますが、財務面での地震対策としては従来、地震保険以外に決め手となる有効な方策がありませんでした。そこで、DBJでは大規模地震発生時に発動される融資予約の仕組み（通称「EQ-LINE」）のアレンジを行っています。

EQ-LINEは、一定規模以上の震災発生時に企業の事業継続や災害復旧に必要な資金を融資することを震災発生前にあらかじめ契約しておくもので、リスクファイナンス

の1類型として、企業にとって効率的でより確実な事業継続の対策をとることを可能にするものです。こうした取り組みの実現には、震災リスク評価や震災発生時の資金供給体制など関係者の連携が不可欠であり、DBJでは三菱UFJ信託銀行、日興シティグループ証券と連携して複数企業に適用可能なスキームを構築し、効率的な運用に努めています。

DBJでは、今後とも企業の防災への取り組みを積極的に支援し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

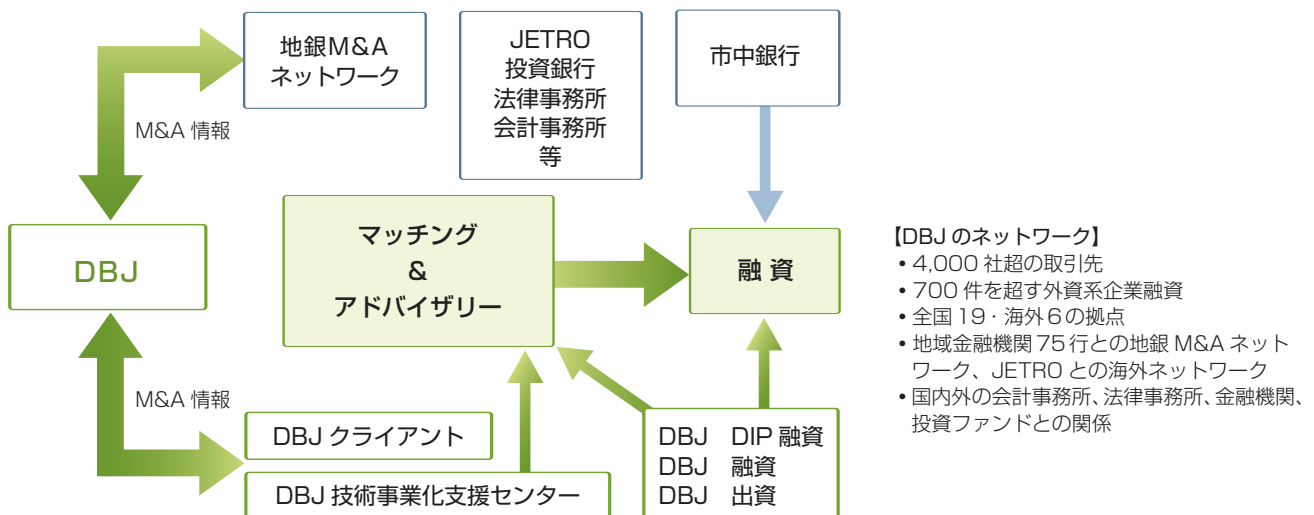
取り組み例⑥：M&Aアドバイザリー業務

企業の発展の形が多様化し、「選択と集中」に向けた事業再構築、産業再編などの動きが活発になるなか、M&A（企業の合併・買収）が脚光を浴びるようになりました。M&Aは、敵対的買収のイメージが強いものの、企業の事業を効率化しつつ、雇用の安定化や競争力の強化にもつながる点で有効な手段です。ただし価格交渉等の点で負担がかかることから、大企業中心の展開となっていました。しかしながら、M&Aに対して地域企業の間でも関心が高まっていること、外資系企業の日本進出意欲の高まりなどを背景に、DBJでは独自のネットワークによるM&Aアドバイザリー業務を開始しました。それにともない、こ

れまでの業務で培った広範なネットワークを活用し、地域金融機関との連携をはじめ、法律・会計事務所等との間に情報インフラとしてのネットワークを整備しています。これにより、多様な業種・事業規模のお客さまに対し、戦略的コンサルティング、M&Aの買い手／売り手へのアドバイザリー業務、資金供給などのサービスを提供しています。

DBJの持つ中立的なポジションや長期的な視点、関係者の利害調整に必要な信頼性などの特性を活かし、社会・経済的に望ましいM&A事業を推進していきます。

M&Aアドバイザリー業務の概要



取り組み例⑦：セーフティネット機能

地震、台風などの大規模自然災害はもちろん、SARSやBSEなど疫病関連、テロ、金融システム不安など広範囲な影響を及ぼす緊急事態においては、予想しない資金需要が発生し、平時の金融プラットフォームが機能せず、経済・社会的に有用な事業を営む企業も存亡の危機に直面

することになります。このような緊急時においても、DBJは官民とのネットワークや平時と変わらない長期的視野に基づくリスク評価能力といった知的資産を十分に活用し、経済・社会的に有用な事業のセーフティネットとして独自の役割を果たしています。

最近の取り組み			
平成7年	阪神・淡路大震災復興	平成16年	新潟県中越地震復興
平成9年	金融環境対応(貸し渋り)	平成17年	福岡県西方沖地震復興
平成12年	有珠山噴火復興 東海地方集中豪雨復旧支援	平成18年	アスベスト対策 原油価格高騰対応
平成13年	米国同時多発テロ対応 SARS対策、BSE対策	平成19年	能登半島地震復興

財務の状況

企業会計基準準拠決算

特殊法人等会計処理基準準拠決算

参考 特殊法人会計／企業会計の差異説明

当行は、日本政策投資銀行法第38条第1項の規定に基づき、財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「特殊法人等会計処理基準」に準拠した財務諸表の作成を義務づけられております。

また、アカウントビリティ確保の観点から、民間金融機関と同水準のディスクロージャーを行うべく、上記財務諸表に加えて、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、連結財務諸表規則という。）及び「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、財務諸表等規則という。）に準拠した財務諸表を作成し、証券取引法第193条の2所定の監査証明に準ずる中央青山監査法人による監査証明を受けております。

「連結財務諸表規則」及び「財務諸表等規則」に準拠した財務諸表に基づき作成した「企業会計基準準拠決算」については、P71～130をご参照下さい。

また、「特殊法人等会計処理基準」に準拠した財務諸表については、P131～135をご参照ください。

企業会計基準準拠決算

決算状況	72
連結財務諸表等	72
連結貸借対照表	73
連結損益計算書	74
連結剰余金計算書	74
連結株主資本等変動計算書	75
連結キャッシュ・フロー計算書	76
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	77
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更	83
表示方法の変更	84
注記事項	84
連結貸借対照表関係	84
連結損益計算書関係	86
連結株主資本等変動計算書関係	86
連結キャッシュ・フロー計算書関係	86
リース取引関係	87
有価証券関係	88
金銭の信託関係	90
その他有価証券評価差額金	91
デリバティブ取引関係	92
退職給付関係	97
税効果会計関係	98
セグメント情報	98
連結附属明細表	99
財務諸表等	100
貸借対照表	100
損益計算書	102
利益処分計算書	103
重要な会計方針	104
注記事項	108
附属明細表	112
参考情報	113
財務諸指標	113
開示債権と引当・保全の状況	120
金融再生法開示債権の状況	121
リスク管理債権の状況	122
自己資本比率について	123
自己資本充実の状況	125

I. 決算状況

平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財政状態および損益状況の概要は次の通りです(単体ベース)。

- 財政状態

当年度末の主要科目残高は、資産勘定では、貸出金12兆1,464億円に対し、負債・資本勘定では借入金7兆8,629億円、債券2兆6,716億円のほか、資本金1兆2,722億円等です。

- 損益状況

当年度中の損益は

業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	692億円
経常利益	219億円
当期純利益	751億円

となりました。

II. 連結財務諸表等(企業会計基準準拠)

1. 当行の連結財務諸表(企業会計基準準拠)は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に準拠しております。

ただし、前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)は、改正前の連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は改正後の連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は、連結株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前連結会計年度との対比は行っておりません。

3. 当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)の連結財務諸表については、中央青山監査法人の監査証明を受け、また、当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の連結財務諸表については、みずす監査法人の監査証明を受けております。

なお、中央青山監査法人は、平成18年9月1日付をもって名称をみずす監査法人に変更しております。

【1】連結財務諸表等

①連結貸借対照表

資産の部

(単位：百万円)

科目	年度別	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
貸出金	*3, 4, 5, 6, 8	12,873,226	94.06	12,089,812	92.44
有価証券	*1, 2, 7	433,021	3.16	420,860	3.22
金銭の信託		28,422	0.21	90,805	0.69
買現先勘定		150,003	1.10	223,829	1.71
現金預け金		28,187	0.20	40,264	0.31
その他資産	*7, 9	203,485	1.49	53,262	0.41
動産不動産	*7, 10	36,583	0.27	—	—
有形固定資産	*10	—	—	35,778	0.27
建物				15,095	0.12
土地				20,386	0.16
建設仮勘定				—	—
その他の有形固定資産				296	
無形固定資産		—	—	1	0.00
債券繰延資産		2,610	0.02	—	—
支払承諾見返	*11	161,567	1.18	273,965	2.09
貸倒引当金		△199,702	△1.46	△146,626	△1.12
投資損失引当金		△31,462	△0.23	△3,093	△0.02
資産の部合計		13,685,943	100.00	13,078,861	100.00

負債、少数株主持分及び資本の部

(単位：百万円)

科目	年度別	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
債券		2,261,799	16.53	2,671,644	20.43
借入金		9,004,474	65.79	7,923,935	60.59
その他負債		211,104	1.54	192,475	1.47
賞与引当金		1,658	0.01	1,617	0.01
退職給付引当金		30,887	0.23	29,558	0.23
支払承諾	*11	161,567	1.18	273,965	2.09
負債の部合計		11,671,492	85.28	11,093,197	84.82
少数株主持分		4,111	0.03	—	—
資本金		1,272,286	9.30	—	—
利益剰余金		734,637	5.37	—	—
その他有価証券評価差額金		3,415	0.02	—	—
資本の部合計		2,010,339	14.69	—	—
負債、少数株主持分及び資本の部合計		13,685,943	100.00	—	—
(純資産の部)					
資本金		—	—	1,272,286	9.73
利益剰余金		—	—	809,898	6.19
株主資本合計		—	—	2,082,184	15.92
その他有価証券評価差額金		—	—	21,539	0.16
繰延ヘッジ損益		—	—	△122,294	△0.93
評価・換算差額等合計		—	—	△100,754	△0.77
少数株主持分		—	—	4,234	0.03
純資産の部合計		—	—	1,985,663	15.18
負債及び純資産の部合計		—	—	13,078,861	100.00

②連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度別	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
		金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益		386,117	100.00	348,723	100.00
資金運用収益		367,600		329,480	
貸出金利息		365,949		325,844	
有価証券利息配当金		1,640		2,450	
買現先利息		6		707	
預け金利息		4		92	
その他の受入利息		0		385	
役務取引等収益		2,430		4,051	
その他業務収益		4		—	
その他経常収益		16,082		15,192	
経常費用		319,407	82.72	325,716	93.40
資金調達費用		271,421		236,812	
債券利息		30,920		33,973	
借入金利息		221,070		179,674	
その他の支払利息		19,430		23,164	
役務取引等費用		54		65	
その他業務費用		1,737		2,038	
営業経費		25,825		25,354	
その他経常費用 ※1		20,368		61,445	
経常利益		66,710	17.28	23,007	6.60
特別利益		25,767	6.67	53,008	15.20
動産不動産処分益		653		—	
固定資産処分益		—		0	
償却債権取立益		7,414		5,875	
貸倒引当戻入益		17,699		47,133	
特別損失		349	0.09	56	0.02
動産不動産処分損		12		—	
固定資産処分損		—		56	
減損損失 ※2		337		—	
税金等調整前当期純利益		92,128	23.86	75,960	21.78
法人税、住民税及び事業税		2	0.00	661	0.19
法人税等調整額		△20	△0.01	10	0.00
少数株主利益(△は少数株主損失)		△125	△0.03	27	0.01
当期純利益		92,231	23.89	75,260	21.58

③連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科目	年度別	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	
		金額	
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		653,043	
利益剰余金増加高		92,231	
当期純利益		92,231	
利益剰余金減少高		10,636	
国庫納付金		10,636	
利益剰余金期末残高		734,637	

④連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)							
	株主資本			評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	その他		評価・ 換算差額等 合計		
				有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益			
平成18年3月31日残高	1,272,286	734,637	2,006,923	3,415	—	3,415	4,111	2,014,451
連結会計年度中の変動額								
当期純利益	—	75,260	75,260	—	—	—	—	75,260
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	18,124	△122,294	△104,170	122	△104,047
連結会計年度中の変動額合計	—	75,260	75,260	18,124	△122,294	△104,170	122	△28,787
平成19年3月31日残高	1,272,286	809,898	2,082,184	21,539	△122,294	△100,754	4,234	1,985,663

⑤連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度別	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
		金額	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		92,128	75,960
減価償却費		851	779
減損損失		337	—
連結調整勘定償却額		△1	—
負ののれん償却額		—	△20
貸倒引当金の増加額		△17,699	△47,168
投資損失引当金の増加額		10,847	△44
賞与引当金の増加額		6	△40
退職給付引当金の増加額		△1,330	△1,329
資金運用収益		△367,600	△329,480
資金調達費用		271,421	236,713
有価証券関係損益(△)		△1,411	47,077
金銭の信託の運用損益(△)		△965	△1,349
為替差損益(△)		△0	△0
動産不動産処分損益(△)		△641	—
固定資産処分損益(△)		—	56
貸出金の純増(△)減		918,698	773,633
債券の純増減(△)		266,582	410,555
借入金の純増減(△)		△1,210,325	△1,080,539
買現先勘定の純増(△)減		△42,004	△73,825
資金運用による収入		375,742	334,315
資金調達による支出		△274,817	△236,130
その他		△1,011	△80,579
小計		18,807	28,583
法人税等の支払額		△795	△27
法人税等の還付額		—	321
営業活動によるキャッシュ・フロー		18,012	28,877
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△89,980	△314,948
有価証券の償還による収入		50,349	357,050
金銭の信託の増加による支出		△25,525	△64,674
金銭の信託の減少による収入		2,205	3,609
動産不動産の取得による支出		△188	—
有形固定資産の取得による支出		—	△445
動産不動産の売却による収入		700	—
有形固定資産の売却による収入		—	2
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による収入		7	90
投資活動によるキャッシュ・フロー		△62,431	△19,317
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
政府出資金の受入れによる収入		56,825	—
国庫納付による支払額		△2,836	△1,179
少数株主への配当金支払額		△129	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		53,858	△1,179
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△0	0
V 現金及び現金同等物の増加額		9,439	8,381
VI 現金及び現金同等物の期首残高		18,429	27,869
VII 現金及び現金同等物の期末残高		27,869	36,250

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 3社 DBJ事業投資(株) 新規事業投資(株) (有) DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ (有) DBJコーポレート・メザニン・パートナーズは支配権の獲得により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、DBJ事業再生投資(株)は平成17年6月、DBJ事業投資(株)に社名変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 2社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有) GADフィナンシャル・サービス (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 (株) 苫東、新むつ小川原(株) (子会社としなかった理由) 当行の主たる目的である資金供給業務の一環と</p>	<p>(1) 連結子会社 9社 DBJ事業投資(株) DBJコーポレート投資事業組合 DBJ新産業創造投資事業組合 DBJ事業価値創造投資事業組合 DBJストラクチャード投資事業組合 (有) DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ DBJクレジット・ライン(株) 新規事業投資(株) 新規事業投資1号投資事業有限責任組合 当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取り扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)を適用したことにより、当連結会計年度よりDBJコーポレート投資事業組合、DBJ新産業創造投資事業組合、DBJ事業価値創造投資事業組合及びDBJストラクチャード投資事業組合を新たに連結の範囲に含めております。なお、DBJ事業再生投資事業組合は平成19年3月、DBJコーポレート投資事業組合に社名変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 8社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有) GADフィナンシャル・サービス UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合 bhp有限責任事業組合 DBJみらい創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社DBJ日本海投資 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 同左 (子会社としなかった理由) 同左</p>

	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	して出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。	
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有) GADフィナンシャル・サービス</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 4社 (株)テクノロジー・アライアンス・インベストメント イノベーションコープアウトファンド一号投資事業有限責任組合 (株)日本エネルギー投資 (株)あすかDBJパートナーズ 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称 アドバンスねやがわ管理(株)、石狩開発(株)、(株)エイ・ディー・ディー、(株)大川荘、隠岐空港</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 8社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有) GADフィナンシャル・サービス UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合 bhp有限責任事業組合 DBJみらい創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社DBJ日本海投資</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 15社 (株)テクノロジー・アライアンス・インベストメント イノベーションコープアウトファンド一号投資事業有限責任組合 (株)日本エネルギー投資 (有)日本エネルギーキャピタル (株)あすかDBJパートナーズ 地上の星投資事業有限責任組合 知財開発投資(株) 知財開発1号投資事業有限責任組合 Bridgehead(株) ヘルスケアマネジメントパートナーズ(株) 合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン DBJ野村インベストメント(株) 都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合 合同会社トリニティヘルスケアファンド (有)エナジーバンクマネジメント 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称 アドバンスねやがわ管理(株)、石狩開発(株)、岩手トラックターミナル(株)、(株)エイ・</p>

	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	<p>ターミナルビル(株)、(株)加西北条都市開発、(株)柏崎情報開発センター、川西都市開発(株)、釧路重工業(株)、(株)釧路熱供給公社、(株)けいはんな、(株)さくら野百貨店、(株)札幌エネルギー供給公社、(株)テクノ・シーウェイズ、東北水力地熱(株)、苫小牧港開発(株)、苫小牧埠頭(株)、新潟原動機(株)、新潟トランス(株)、日本海エル・エヌ・ジー(株)、函館山ロープウェイ(株)、浜松都市開発(株)、北海道機械開発(株)、北海道トラックターミナル(株)、マイルストーンアライアメント(株)、(株)幕張メッセ、三沢空港ターミナル(株)、室蘭開発(株)、山形熱供給(株)、留萌港開発(株)、稚内港湾施設(株)</p> <p>(関連会社としなかった理由) 当行の主たる目的である資金供給業務の一環として出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先の支配を目的とするものではないためであります。</p>	<p>ディー・ディー、(株)大川荘、(株)加西北条都市開発、(株)柏崎情報開発センター、川西都市開発(株)、釧路重工業(株)、(株)釧路熱供給公社、(株)けいはんな、(株)札幌エネルギー供給公社、(株)サンサー・インターナショナル・テクノロジー、W.R.Hambrecht&Co.JAPAN(株)、(株)テクノ・シーウェイズ、東北水力地熱(株)、苫小牧港開発(株)、苫小牧埠頭(株)、日本海エル・エヌ・ジー(株)、函館山ロープウェイ(株)、浜松都市開発(株)、北海道機械開発(株)、北海道トラックターミナル(株)、幕張メッセ(株)、三沢空港ターミナル(株)、室蘭開発(株)、山形熱供給(株)、留萌港開発(株)、稚内港湾施設(株)</p> <p>(関連会社としなかった理由) 同左</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 3社</p>	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 9社</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (会計方針の変更) 「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表され、平成18年3月31日以降に終了する連結会計年度から適用することができることとされました。これに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。これにより、税金等調整前当期純利益は102百万円増加しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)(イ)と同じ方法により行っております。</p>

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
(3) 減価償却の方法 動産不動産 当行及び連結子会社の動産不動産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22年～50年 動産：3年～20年	(3) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22年～50年 動産：3年～20年 ②無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
(4) 繰延資産の処理方法 ①債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 ②債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。	(4) 繰延資産の処理方法 債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。
(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	<p>間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は95,546百万円であります。</p>	<p>期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は56,267百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>上述の「上記以外の債権」については、従来、倒産確率を基礎として予想損失額を算定する方法を採用していましたが、当連結会計年度より、貸倒実績額より算出された将来の予想損失率に基づいて計上する方法に変更しました。この変更は、貸倒実績額に関するデータが蓄積されたことによるものであります。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法と比較して、「貸倒引当金戻入益」が17,738百万円増加し、その結果、「税金等調整前純利益」及び「当期純利益」がそれぞれ17,738百万円増加しております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>時価のない有価証券に対し、投資に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建の資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同左
	(10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(10) リース取引の処理方法 同左
	(11) 重要なヘッジ会計の方針 ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券 ③ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。 ④ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。	(11) 重要なヘッジ会計の方針 ①ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券 ③ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。 ④ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。
	(12) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12) 消費税等の会計処理 同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定は発生年度において一括償却しております。	—
7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	—	のれん及び負ののれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額的に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しております。	—
9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の運用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は337百万円減少しております。なお、銀行業においては、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,103,723百万円であります。なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は3,951百万円、「その他負債」中の前受収益は1,632百万円それぞれ減少し、「社債」は同額増減しております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
—	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常収益」中「その他経常収益」に含めております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式205百万円及び出資金1,339百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは150,003百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,313百万円、延滞債権額は111,720百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式468百万円及び出資金13,498百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは223,829百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,562百万円、延滞債権額は64,065百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>

前連結会計年度
(平成18年3月31日)

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は89,301百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は205,335百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券119,652百万円を差し入れております。
また、動産不動産のうち保証金権利金は413百万円であります。
- ※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、214,022百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは53,636百万円であります。
- ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は156,837百万円、繰延ヘッジ利益の総額は10,138百万円であります。
- ※10. 動産不動産の減価償却累計額
20,003百万円
- ※11. ー

当連結会計年度
(平成19年3月31日)

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は28百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は73,624百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は145,280百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券120,705百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は399百万円であります。
- ※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、331,130百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは97,695百万円であります。
- ※9. ー
- ※10. 有形固定資産の減価償却累計額
20,355百万円
- ※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は130百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)				当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			
※1. その他経常費用には、貸出金償却5,350百万円、貸出債権の売却に係る損失591百万円、株式等償却1,568百万円及び投資損失引当金繰入額10,802百万円を含んでおります。				※1. その他経常費用には、貸出金償却2,982百万円、貸出債権の売却に係る損失890百万円、株式等償却47,713百万円及び投資損失引当金繰入額112百万円を含んでおります。			
※2. 減損損失 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。				※2. -			
用途	種類	場所	金額 (百万円)				
遊休	土地	長野県大田市	4				
	建物						
	動産	神奈川県川崎市	332				
計			337				
(経緯) 上記について、現在は遊休資産としております。今後は処分を予定しており、回収可能価額と帳簿価額に著しい乖離があることから、減損損失を認識しました。							
(グルーピングの方法) 全社をひとつの資産グループとし、処分予定資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。							
(回収可能価額の算定方法等) 正味売却価額、不動産鑑定評価基準							

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)				
(1) 国庫納付金支払額 該当ありません。				
(2) 基準日が当連結会計年度に属する国庫納付金のうち、国庫納付金の納付日が翌連結会計年度となるもの				
(決議)	国庫納付金(百万円)	基準日	納付日	
平成19年5月10日				
決算役員会	2,499	平成19年3月31日	平成19年5月31日	

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
平成18年3月31日現在	(単位：百万円)	平成19年3月31日現在	(単位：百万円)
現金預け金勘定	28,187	現金預け金勘定	40,264
定期性預け金等	△300	定期性預け金等	△4,000
財務代理人への信託金	△18	財務代理人への信託金	△14
現金及び現金同等物	27,869	現金及び現金同等物	36,250

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額		・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額	
取得価額相当額		取得価額相当額	
動産	773百万円	動産	724百万円
その他	277百万円	その他	277百万円
合計	1,051百万円	合計	1,002百万円
減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額	
動産	362百万円	動産	430百万円
その他	127百万円	その他	151百万円
合計	490百万円	合計	582百万円
年度末残高相当額		年度末残高相当額	
動産	410百万円	動産	294百万円
その他	149百万円	その他	125百万円
合計	560百万円	合計	419百万円
・未経過リース料年度末残高相当額		・未経過リース料年度末残高相当額	
1年内	227百万円	1年内	215百万円
1年超	339百万円	1年超	210百万円
合計	566百万円	合計	426百万円
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	305百万円	支払リース料	246百万円
減価償却費相当額	296百万円	減価償却費相当額	237百万円
支払利息相当額	10百万円	支払利息相当額	8百万円
・減価償却費相当額の算定方法		・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		同左	
・利息相当額の算定方法		・利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。		同左	
2. オペレーティング・リース取引		2. オペレーティング・リース取引	
・未経過リース料		・未経過リース料	
1年内	—百万円	1年内	—百万円
1年超	—百万円	1年超	—百万円
合計	—百万円	合計	—百万円

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

I. 前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	43,230	43,089	△140	185	326
その他	—	—	—	—	—
合計	43,230	43,089	△140	185	326

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	110	95	△15	—	15
債券	194,226	192,543	△1,683	32	1,715
国債	191,226	189,645	△1,580	32	1,613
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	3,000	2,897	△102	—	102
その他	—	—	—	—	—
合計	194,337	192,638	△1,698	32	1,730

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

	売却原価	売却額	売却損益
社債	349	349	—

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	13,096	2,982	3

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

	金額
満期保有目的の債券	
非上場社債	783
その他有価証券	
非上場株式	139,495
非上場社債	—
その他	56,873

7. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、連結子会社が保有し、従来満期保有目的に区分していた債券2,049百万円について一部売却を致しました。これにより当該有価証券につき、満期保有目的の債券からその他有価証券へ保有目的を変更しております。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	99,154	80,340	54,165	2,897
国債	90,120	50,360	49,165	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	9,033	29,980	5,000	2,897
その他	2,049	—	—	—
合計	101,203	80,340	54,165	2,897

II. 当連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	44,280	44,458	178	282	103
その他	—	—	—	—	—
合計	44,280	44,458	178	282	103

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	18,375	31,936	13,561	13,617	55
債券	128,902	128,682	△219	282	502
国債	120,902	120,705	△196	282	479
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	8,000	7,977	△22	—	22
その他	—	—	—	—	—
合計	147,277	160,619	13,341	13,899	558

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	4,372	1,543	34

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	
非上場社債	15,620
その他有価証券	
非上場株式	91,430
非上場社債	21,496
その他	98,344

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	43,181	93,062	69,859	4,000
国債	19,995	50,575	50,134	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	2,996	—	—	—
社債	20,189	42,486	19,724	4,000
その他	—	—	—	—
合計	43,181	93,062	69,859	4,000

(金銭の信託関係)

I. 前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	28,422	28,422	—	—	—

(注)「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II. 当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	90,836	90,773	△62	27	90

(注)「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I. 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	金額
評価差額	3,453
その他有価証券	3,453
その他の金銭の信託	—
(+ 繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債))	△29
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,423
(△)少数株主持分相当額	△8
(+ 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額)	—
その他有価証券評価差額金	3,415

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

II. 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	金額
評価差額	21,633
その他有価証券	21,696
その他の金銭の信託	△62
(+ 繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債))	△66
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	21,566
(△)少数株主持分相当額	△26
(+ 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額)	—
その他有価証券評価差額金	21,539

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

I. 前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引及び通貨スワップ取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各担当理事に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,604,155	1,504,155	△44,226	△44,226
	受取変動・支払固定	1,604,155	1,504,155	37,654	37,654
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		3,208,310	3,008,310	△6,572	△6,572

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益	
取引所	通貨先物					
	売建	—	—	—	—	
	買建	—	—	—	—	
	通貨オプション					
	売建	—	—	—	—	
	買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—	
	為替予約					
	売建	—	—	—	—	
	買建	—	—	—	—	
	通貨オプション					
	売建	—	—	—	—	
	買建	—	—	—	—	
	その他					
	売建	—	—	—	—	
	買建	—	—	—	—	
	合計		—	—	—	—

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)
該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)
該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)
該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

II. 当連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引・先物為替予約取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引・通貨スワップ取引及び先物為替予約取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきまちはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきまちは、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取組先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各担当理事に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,863,361	1,813,361	△13,458	△13,458
	受取変動・支払固定	1,863,361	1,813,361	4,219	4,219
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		3,726,722	3,626,722	△9,239	△9,239

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	—	—	—	—
	買建	2,410	—	53	53
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計		2,410	—	53	53

(注) 1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・				
	デフォルト・スワップ	1,277,705	1,277,705	261	261
	売建	697,877	697,877	130	130
	買建	579,827	579,827	130	130
	その他	—	—	—	—
合計				261	261

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

区分		前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
		金額	金額
退職給付債務	(A)	△45,000	△44,460
年金資産	(B)	14,112	14,902
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	△30,887	△29,558
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	—	—
未認識数理計算上の差異	(E)	—	—
未認識過去勤務債務	(F)	—	—
連結貸借対照表計上額純額	(G) = (C) + (D) + (E) + (F)	△30,887	△29,558
前払年金費用	(H)	—	—
退職給付引当金	(G) - (H)	△30,887	△29,558

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
	金額	金額
勤務費用	1,417	1,400
利息費用	880	897
期待運用収益	△119	△493
過去勤務債務の費用処理額	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	△1,315	△861
会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—	—
退職給付費用	864	942

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.0%	3.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	同左

(税効果会計関係)

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	180	税務上の繰越欠損金	—
未払事業税	0	未払事業税	57
投資損失引当金否認	142	投資損失引当金否認	259
その他	62	有価証券評価損	406
繰延税金資産小計	386	その他	89
評価性引当額	△386	繰延税金資産小計	812
繰延税金資産合計	0	評価性引当額	△805
繰延税金負債		繰延税金資産合計	
その他有価証券評価差額金	△29	繰延税金負債	7
その他	△20	その他有価証券評価差額金	△104
繰延税金負債合計	△50	その他	0
繰延税金資産(負債)の純額	△50	繰延税金負債合計	△104
		繰延税金資産(負債)の純額	△97

■セグメント情報

1. 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

連結会社は銀行業以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、その事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

3. 国際業務経常収益

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収支の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

I. 前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

II. 当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤連結附属明細表

債券明細表

(単位：百万円)

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率(%)	担保	償還期限	摘要
	186回 政府保証債 (国内債)	平成8年11月25日	10,000 [10,000]	—	2.90	一般 担保	平成18年11月24日	(注)2
	1回~16回 政府保証債 (国内債)	平成12年8月25日~ 平成19年2月28日	423,000	613,000	0.80~2.10	一般 担保	平成22年8月25日~ 平成33年12月22日	
	65,67次 政府保証債 (外国債)	平成8年12月20日~ 平成10年9月4日	75,000 [50,000]	25,000	1.81~2.875	一般 担保	平成18年12月20日~ 平成40年9月4日	(注)1
当行	1次~12次 政府保証債 (外国債)	平成11年11月30日~ 平成19年2月1日	664,389 (1,450,000千\$) (750,000千EUR)	848,154 (2,350,000千\$) (750,000千EUR)	1.05~6.875	一般 担保	平成22年6月21日~ 平成38年11月9日	
	186回~211回 政府引受債	平成8年5月27日~ 平成10年12月21日	109,410 [36,600]	72,810 [33,250]	1.10~3.60	一般 担保	平成17年5月20日~ 平成20年12月19日	(注)2
	1回~31回 財投機関債	平成13年9月25日~ 平成19年3月26日	980,000 [100,000]	1,115,000 [150,000]	0.40~2.63	一般 担保	平成18年9月20日~ 平成48年12月19日	
合計			2,261,799	2,673,964				

- (注) 1. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。
 2. 旧北海道東北開発公庫において発行された政府保証債及び政府引受債であります。
 3. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
 4. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 5. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額	183,250	169,560	110,000	370,000	423,621

借入金等明細表

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率	返済期限
借入金	9,004,474	7,908,646	1.92%	—
借入金	9,004,474	7,908,646	1.92%	平成19年12月~平成38年11月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	1,229,184	1,149,792	977,618	866,367	832,097

[2] その他

該当事項はありません。

Ⅲ. 財務諸表等(企業会計基準準拠・単体)

1. 当行の財務諸表(企業会計基準準拠)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に準拠しております。

ただし、前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は改正後の財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は、株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前事業年度との対比は行っておりません。

3. 当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)の財務諸表については、中央青山監査法人の監査証明を受け、また、当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の財務諸表については、みずほ監査法人の監査証明を受けております。

なお、中央青山監査法人は、平成18年9月1日付をもって名称をみずほ監査法人に変更しております。

【1】財務諸表等

①貸借対照表

資産の部

(単位：百万円)

科目	年度別	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
貸出金	※3, 4, 5, 6, 8	12,873,226	94.09	12,146,462	92.91
証書貸付		12,873,226		12,146,462	
有価証券	※1, 2, 7	429,587	3.14	366,469	2.80
国債		189,645		120,705	
社債		46,911		61,753	
株式		142,553		97,804	
その他の証券		50,477		86,206	
金銭の信託		28,422	0.21	27,836	0.21
買現先勘定		150,003	1.10	223,829	1.71
現金預け金		27,804	0.20	34,110	0.26
現金		3		3	
預け金		27,801		34,107	
その他資産	※7, 9	203,165	1.48	53,740	0.41
前払費用		99		92	
未収収益		52,155		48,610	
金融派生商品		3,083		3,316	
繰延ヘッジ損失		146,698		—	
その他の資産		1,127		1,721	
動産不動産	※7, 10	36,543	0.27	—	—
土地建物動産		36,161		—	
保証金権利金		381		—	
有形固定資産	※10	—	—	35,763	0.27
建物		—		15,089	0.12
土地		—		20,386	0.16
建設仮勘定		—		—	—
その他の有形固定資産		—		287	0.00
無形固定資産		—	—	0	0.00
権利金		—		0	
債券繰延資産		2,610	0.02	—	—
債券発行差金		2,610		—	
支払承諾見返	※12	161,567	1.18	334,965	2.56
貸倒引当金		△199,702	△1.46	△146,742	△1.12
投資損失引当金		△31,111	△0.23	△2,456	△0.01
資産の部合計		13,682,117	100.00	13,073,980	100.00

負債及び資本の部

(単位：百万円)

科目	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
債券	2,261,799	16.53	2,671,644	20.43
債券発行高	2,261,799		2,671,644	
借入金	9,004,474	65.81	7,862,935	60.14
借入金	9,004,474		7,862,935	
その他負債	211,045	1.54	191,683	1.47
未払費用	33,042		33,346	
前受収益	19,008		17,913	
従業員預り金	150		153	
金融派生商品	156,590		133,847	
その他の負債	2,253		6,421	
賞与引当金	1,658	0.01	1,617	0.01
退職給付引当金	30,887	0.23	29,558	0.23
支払承諾 ※12	161,567	1.18	334,965	2.56
負債の部合計	11,671,432	85.30	11,092,404	84.84
資本金	1,272,286	9.30	—	—
利益剰余金	734,997	5.37	—	—
準備金 ※11	1,068,918		—	—
当期末処理損失	333,921		—	—
その他有価証券評価差額金	3,401	0.03	—	—
資本の部合計	2,010,684	14.70	—	—
負債及び資本の部合計	13,682,117	100.00	—	—
(純資産の部)				
資本金	—	—	1,272,286	9.73
利益剰余金	—	—	810,163	6.20
その他利益剰余金	—	—	810,163	6.20
準備金 ※11	—	—	1,076,594	
繰越利益剰余金	—	—	△266,430	
株主資本合計	—	—	2,082,449	15.93
その他有価証券評価差額金	—	—	21,493	0.16
繰越ヘッジ損益	—	—	△122,367	△0.93
評価・換算差額等合計	—	—	△100,873	△0.77
純資産の部合計	—	—	1,981,575	15.16
負債及び純資産の部合計	—	—	13,073,980	100.00

②損益計算書

(単位：百万円)

科目	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	385,836	100.00	345,758	100.00
資金運用収益	367,824		329,710	
貸出金利息	365,949		326,472	
有価証券利息配当金	1,864		2,449	
買現先利息	6		707	
預け金利息	4		80	
その他の受入利息	0		0	
役務取引等収益	2,430		3,405	
その他の役務収益	2,430		3,405	
その他業務収益	4		—	
外国為替売買益	4		—	
その他経常収益	15,577		12,642	
株式等売却益	2,718		776	
金銭の信託運用益	966		1,350	
その他の経常収益	11,892		10,515	
経常費用	318,574	82.57	323,759	93.64
資金調達費用	271,421		236,720	
債券利息	30,920		33,973	
借入金利息	221,070		179,674	
金利スワップ支払利息	19,383		23,067	
その他の支払利息	47		4	
役務取引等費用	54		65	
支払為替手数料	5		5	
その他の役務費用	49		59	
その他業務費用	1,737		2,025	
債券発行費	777		1,521	
外国為替売買損	3		116	
金融派生商品費用	687		30	
その他の業務費用	268		356	
営業経費	25,602		25,015	
その他経常費用	19,758		59,933	
投資損失引当金繰入額	10,710		—	
貸出金償却	5,350		2,982	
株式等売却損	—		1	
株式等償却	1,568		47,713	
金銭の信託運用損	0		0	
その他の経常費用	2,127		9,235	
経常利益	67,261	17.43	21,999	6.36
特別利益	25,767	6.68	53,223	15.39
動産不動産処分益	653		—	
固定資産処分益	—		0	
償却債権取立益	7,414		5,875	
貸倒引当金戻入益	17,699		47,017	
投資損失引当金戻入益	—		330	
特別損失	349	0.09	56	0.01
動産不動産処分損	12		—	
固定資産処分損	—		56	
減損損失 ※1	337		—	
当期純利益	92,679	24.02	75,166	21.74
前期繰越損失	426,600		—	

③利益処分計算書

(単位：百万円)

科目	年度別	前事業年度	
		(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	
		金額	
当期末処理損失		333,921	
準備金積立額 ※1		7,675	
次期繰越損失 ※3		341,597	

④株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)								
	株主資本				評価・換算差額等				
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計	純資産 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計					
		準備金	繰越 利益剰余金						
平成18年3月31日残高	1,272,286	1,068,918	△333,921	734,997	2,007,283	3,401	—	3,401	2,010,684
事業年度中の変動額									
準備金の積立	—	7,675	△7,675	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	75,166	75,166	75,166	—	—	—	75,166
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	18,092	△122,367	△104,274	△104,274
事業年度中の変動額合計	—	7,675	67,490	75,166	75,166	18,092	△122,367	△104,274	△29,108
平成19年3月31日残高	1,272,288	1,076,594	△266,430	810,163	2,082,449	21,493	△122,367	△100,873	1,981,575

重要な会計方針

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号 平成18年3月30日)が公表され、平成18年3月31日以降に終了する事業年度から適用することができることとされました。これに伴い、当事業年度から同適用指針を適用しております。これにより、当期純利益は102百万円増加しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>動産不動産</p> <p>動産不動産は、定率法(ただし建物(建物付属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：22年～50年 動産：3年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし建物(建物付属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：22年～50年 動産：3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。</p>
4. 繰延資産の処理方法	<p>(1) 債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。</p>	<p>債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。</p>
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	同左
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>

前事業年度

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は95,546百万円であります。

当事業年度

(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は56,267百万円であります。

(追加情報)

上述の「上記以外の債権」については、従来、倒産確率を基礎として予想損失額を算定する方法を採用しておりましたが、当事業年度より、貸倒実績額より算出された将来の予想損失率に基づいて計上する方法に変更しました。

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
		<p>この変更は、貸倒実績額に関するデータが蓄積されたことによるものであります。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法に比較して「貸倒引当金戻入益」が18,900百万円増加し、その結果、「当期純利益」が18,900百万円増加しております。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>時価のない有価証券に対し、投資に対する損失に備えるため将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>同左</p>
	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。</p>	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">数理計算上の差異：発生年度において全額費用 処理</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>
7. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>
8. ヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金</p> <p>b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券</p> <p>③ ヘッジ方針</p> <p>金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。</p>	<p>① ヘッジ会計の方法</p> <p>金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金</p> <p>b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券</p> <p>③ ヘッジ方針</p> <p>金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。</p>

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	④ ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。	④ ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これにより、当期純利益は337百万円減少しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に基づき、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,103,942百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号 平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は3,951百万円、「その他負債」中の前受収益は1,632百万円それぞれ減少し、「社債」は同額増減しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号 平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
—	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号 平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益(又は当期末処理損失)は、「その他利益剰余金」の「準備金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>※1. 子会社の株式総額 7,612百万円</p> <p>※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。前連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは150,003百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,313百万円、延滞債権額は111,720百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は89,301百万円であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 23,809百万円</p> <p>※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは223,829百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,562百万円、延滞債権額は64,065百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は28百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は73,624百万円あります。</p>

前事業年度
(平成18年3月31日)

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は205,335百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券119,652百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は381百万円であります。

※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、214,022百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは53,636百万円であります。

※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は156,837百万円、繰延ヘッジ利益の総額は10,138百万円であります。

※10. 動産不動産の減価償却累計額
19,997百万円

※11. 当行における準備金は、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第1項の規定に基づいて積み立てられているものであり、任意積立金として「利益剰余金」に計上しております。

当事業年度
(平成19年3月31日)

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は145,280百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券120,705百万円を差し入れております。

また、有形固定資産のうち保証金権利金は382百万円であります。

※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、331,113百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは97,695百万円であります。

※9. ー

※10. 有形固定資産の減価償却累計額
20,347百万円

※11. 当行における準備金は、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第1項の規定に基づいて積み立てられているものであり、任意積立金として「利益剰余金」に計上しております。

※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は130百万円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)				当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
※1. 減損損失				—
当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。				
用途	種類	場所	金額 (百万円)	
遊休	土地	長野県大町市	4	
	建物			
	動産	神奈川県川崎市	332	
計			337	
(経緯)				
上記について、現在は遊休資産としております。今後は処分を予定しており、回収可能価額と帳簿価額に著しい乖離があることから、減損損失を認識しました。				
(グルーピングの方法)				
全社をひとつの資産グループとし、処分予定資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。				
(回収可能価額の算定方法等)				
正味売却価額、不動産鑑定評価基準				

(利益処分計算書関係)

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
※1. 準備金積立額は、日本政策投資銀行法施行令(平成11年政令第271号)第4条第1項乃至第3項の規定に基づき計算された当期利益について、日本政策投資銀行法第41条第1項及び日本政策投資銀行法施行令第3条の規定に従い積立を行うものであります。
※2. 次期繰越損失は、日本政策投資銀行法上当期の損失処理がなされない金額であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額		・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	
取得価額相当額		取得価額相当額	
動産	765百万円	動産	716百万円
その他	273百万円	その他	273百万円
合計	1,039百万円	合計	990百万円
減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額	
動産	361百万円	動産	427百万円
その他	126百万円	その他	149百万円
合計	487百万円	合計	576百万円
期末残高相当額		期末残高相当額	
動産	404百万円	動産	289百万円
その他	147百万円	その他	124百万円
合計	551百万円	合計	413百万円
・未経過リース料期末残高相当額		・未経過リース料期末残高相当額	
1年内	224百万円	1年内	212百万円
1年超	332百万円	1年超	206百万円
合計	557百万円	合計	419百万円
・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	303百万円	支払リース料	243百万円
減価償却費相当額	293百万円	減価償却費相当額	235百万円
支払利息相当額	10百万円	支払利息相当額	8百万円
・減価償却費相当額の算定方法		・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		同左	
・利息相当額の算定方法		・利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		同左	
2. オペレーティング・リース取引		2. オペレーティング・リース取引	
・未経過リース料		・未経過リース料	
1年内	—百万円	1年内	—百万円
1年超	—百万円	1年超	—百万円
合計	—百万円	合計	—百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I. 前事業年度(平成18年3月31日現在)

該当事項はありません。

II. 当事業年度(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 附属明細表

当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

有形固定資産等明細表

(単位：百万円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は減価 償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
土地	—	—	—	20,386	—	—	20,386
建物	—	—	—	33,809	18,720	700	15,089
動産	—	—	—	1,915	1,627	75	287
建設仮払金	—	—	—	—	—	—	—
有形固定資産計	—	—	—	56,111	20,347	776	35,763
無形固定資産							
権利金等	—	—	—	11	10	0	0
無形固定資産計	—	—	—	11	10	0	0

(注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上しております。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

引当金明細表

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金	199,702	13	5,907	47,035	146,742
一般貸倒引当金	120,170	13	—	23,133	97,049
個別貸倒引当金	79,532	—	5,907	23,931	49,692
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
投資損失引当金	31,111	1,169	28,323	1,500	2,456
賞与引当金	1,658	1,617	1,658	—	1,617
計	232,471	2,800	35,889	48,535	150,846

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

個別貸倒引当金……………洗替による取崩額

投資損失引当金……………洗替による取崩額

[2] 主な資産及び負債の内容

当事業年度末(平成19年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

- 預け金 日本銀行への預け金2,514百万円、他の銀行への預け金31,592百万円であります。
- その他の証券 投資事業組合等への出資金86,237百万円その他であります。
- 前払費用 賃貸借契約に基づく前払費用であります。
- 未収収益 貸出金利息47,996百万円、有価証券利息517百万円その他であります。
- その他の資産 国庫への概算納付金1,179百万円その他であります。

② 負債の部

- 未払費用 借入金利息26,734百万円、債券利息6,145百万円その他であります。
- 前受収益 繰上弁済補償金繰延勘定17,015百万円その他であります。
- その他の負債 貸付償還金517百万円その他であります。

[3] その他

該当ありません。

IV. 参考情報

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 財務諸指標

(1) 貸出金等の状況

① 貸出金等回収予定

(単位：百万円)

前事業年度末残高 (平成18年3月31日)	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
12,920,137	1,563,451	5,617,851	4,113,904	1,624,930

(単位：百万円)

当事業年度末残高 (平成19年3月31日)	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
12,208,215	1,546,155	5,488,810	3,803,602	1,369,647

(注) 貸出金等は貸出金及び社債を指します(但し部分直接償却分を除く)。

② 貸出金等平均残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	金額	金額
貸出金	13,307,456	12,563,370
社債	40,356	49,339

(注) 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

③ 貸出金科目別期末残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
証書貸付						
期末残高	12,873,226	—	12,873,226	12,146,462	—	12,146,462
平均残高	13,307,456	—	13,307,456	12,563,370	—	12,563,370
その他						
期末残高	—	—	—	—	—	—
平均残高	—	—	—	—	—	—
合計						
期末残高	12,873,226	—	12,873,226	12,146,462	—	12,146,462
平均残高	13,307,456	—	13,307,456	12,563,370	—	12,563,370

(2) 貸出金残高の状況

①業種別貸出状況(残高)

(単位：百万円)

業種別	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
	貸出金残高	貸出金残高
製造業	2,455,035	2,348,285
農林水産業	1,817	1,575
鉱業	26,813	29,002
建設業	21,466	18,428
電気ガス水道業	2,839,815	2,509,658
運輸通信業	4,639,335	4,314,485
卸売業・小売業	534,408	558,661
金融保険業	230,413	259,330
不動産業	1,273,085	1,218,389
サービス業	849,228	886,881
地方公共団体	1,808	1,763
合計	12,873,226	12,146,462

②地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しております)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、社会資本整備促進融資を含む各投融資制度に基づいて投融資を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くとなっております。これらの法人への前事業年度末の貸出金残高は1兆2,136億円です。

第三セクターに対するリスク管理債権

(単位：百万円)

債権の区分	当事業年度 (平成19年3月31日)
	金額
破綻先債権	5,085
延滞債権	18,888
3ヵ月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	49,414
合計	73,388

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加え、経済低迷の影響で売上実績等が計画を下回った等の理由によるものです。当行といたしましては、地方公共団体をはじめとする関係者とも協調して、当該事業が継続されることにより本来の政策効果が維持されるよう努めております。

③地域別融資実績

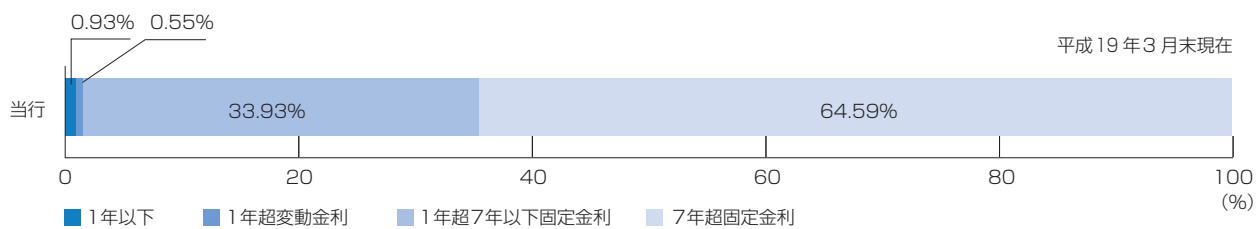
(単位：億円)

	平成19年3月末残高(構成比)
地方圏	52,834 (43.1%)
大都市圏	69,757 (56.9%)
合計	122,592 (100.0%)

(注) 1. 大都市圏とは、東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・京都で、その他は地方圏。

2. 特殊法人等会計処理基準ベース。

④貸出金の満期別割合



(3) 借入金等の状況

①借入金等返済予定

(単位: 百万円)

前事業年度末残高

(平成18年3月31日)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
11,266,274	1,518,501	2,824,622	2,348,072	1,928,589	1,581,780	1,064,709

(単位: 百万円)

当事業年度末残高

(平成19年3月31日)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
10,534,580	1,412,039	2,391,514	2,445,449	1,550,099	1,504,823	1,230,654

(注) 借入金等は、借入金及び債券を指します。

②借入金等平均残高

(単位: 百万円)

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	金額	金額
債券	2,190,653	2,420,385
借入金	9,637,990	8,560,887

(注) 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

③自行債券の発行残高

(単位: 百万円)

	平成17年度末	平成18年度末
政府保証債(国内)	433,000	613,000
政府保証債(海外)	739,389	873,154
財投機関債	980,000	1,115,000
その他	109,410	72,810
合計	2,261,799	2,673,964

④自行債券の期間別残高

(単位: 百万円)

前事業年度末残高

(平成18年3月31日)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	10,000	—	200,000	100,000	123,000	—
政府保証債(海外)	50,000	—	100,000	233,621	150,768	205,000
財投機関債	100,000	280,000	180,000	160,000	240,000	20,000
その他	36,600	72,810	—	—	—	—
合計	196,600	352,810	480,000	493,621	513,768	225,000

(単位：百万円)

当事業年度末残高						
(平成19年3月31日)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	—	—	250,000	80,000	193,000	90,000
政府保証債(海外)	—	—	258,621	75,000	259,533	280,000
財投機関債	150,000	240,000	285,000	210,000	180,000	50,000
その他	33,250	39,560	—	—	—	—
合計	183,250	279,560	793,621	365,000	632,533	420,000

(注) 借入金等は、借入金及び債券を指します。

(4) 損益の状況

① 損益の概要

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
業務粗利益	97,046	94,305
経費(除く臨時処理分)	△25,602	△25,015
人件費	△15,103	△14,891
物件費	△9,536	△9,145
税金	△963	△977
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	71,443	69,290
一般貸倒引当金繰入額	—	—
業務純益	71,443	69,290
うち債券関係損益	—	—
臨時損益	△4,181	△47,291
株式関係損益	△9,501	△46,722
不良債権処理損失	△5,941	△3,872
貸出金償却等	△5,350	△2,982
個別貸倒引当金繰入額	—	—
その他の債権売却損等	△591	△890
その他臨時損益	11,261	3,303
経常利益	67,261	21,999
特別損益	25,417	53,166
うち償却債権取立益	7,414	5,875
うち貸倒引当金戻入益	17,699	47,017
当期純利益	92,679	75,166

(注) 1. 業務粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

4. 債券関係損益=国債等債券売却益(+国債等債券償還益)-国債等債券売却損(-国債等債券償還損)-国債等債券償却

5. 株式関係損益=株式等売却益+株式等償還益-株式等売却損-株式等償却-投資損失引当金繰入額

② 営業経費の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
給与・手当	13,076	12,788
退職給付費用	864	942
福利厚生費	1,162	1,160
減価償却費	850	777
業務諸費	7,998	7,668
旅費	688	700
税金	963	977
その他	0	0
合計	25,602	25,015

(注) 「業務諸費」には、消耗品費、給水光熱費及び通信運搬費等を含んでおります。

③部門別損益の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)			当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収支	96,403	—	96,403	92,990	—	92,990
資金運用収益	367,824	—	367,824	329,710	—	329,710
資金運用費用	271,421	—	271,421	236,720	—	236,720
役務取引等収支	2,375	—	2,375	3,340	—	3,340
役務取引等収益	2,430	—	2,430	3,405	—	3,405
役務取引等費用	54	—	54	65	—	65
その他業務収支	△1,732	—	△1,732	△2,025	—	△2,025
その他業務収益	4	—	4	—	—	—
その他業務費用	1,737	—	1,737	2,025	—	2,025
業務粗利益	97,046	—	97,046	94,305	—	94,305
業務粗利益率	0.69%	—	0.69%	0.72%	—	0.72%

④資金運用勘定・調達勘定の分析

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)			当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用勘定						
平均残高	13,990,357	—	13,990,357	13,123,926	—	13,123,926
利息	367,824	—	367,824	329,710	—	329,710
利回り	2.62%	—	2.62%	2.51%	—	2.51%
うち貸出金						
平均残高	13,307,456	—	13,307,456	13,307,456	—	13,307,456
利息	365,949	—	365,949	326,472	—	326,472
利回り	2.74%	—	2.74%	2.59%	—	2.59%
うち有価証券						
平均残高	533,289	—	533,289	534,287	—	534,287
利息	1,870	—	1,870	3,157	—	3,157
利回り	0.35%	—	0.35%	0.59%	—	0.59%
うち預け金						
平均残高	149,612	—	149,612	26,268	—	26,268
利息	4	—	4	80	—	80
利回り	0.00%	—	0.00%	0.30%	—	0.30%
資金調達勘定						
平均残高	11,830,834	—	11,830,834	10,983,354	—	10,983,354
利息	271,421	—	271,421	236,720	—	236,720
利回り	2.29%	—	2.29%	2.15%	—	2.15%
うち債券						
平均残高	2,190,653	—	2,190,653	2,420,385	—	2,420,385
利息	30,920	—	30,920	33,973	—	33,973
利回り	1.41%	—	1.41%	1.40%	—	1.40%
うち借入金						
平均残高	9,637,990	—	9,637,990	8,560,886	—	8,560,886
利息	221,070	—	221,070	179,674	—	179,674
利回り	2.29%	—	2.29%	2.09%	—	2.09%

(注) 有価証券には、投資事業組合等有限責任組合又はそれに類する組合への出資で証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものは含んでおりません。買戻先勘定は有価証券に含まれております。

⑤資金運用利益の分析

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用勘定						
残高による増減	△23,587	—	△23,587	△21,767	—	△21,767
利率による増減	△34,852	—	△34,852	△16,347	—	△16,347
純増減	△58,440	—	△58,440	△38,114	—	△38,114
うち貸出金						
残高による増減	△25,641	—	△25,641	△19,336	—	△19,336
利率による増減	△33,024	—	△33,024	△20,141	—	△20,141
純増減	△58,666	—	△58,666	△39,477	—	△39,477
うち有価証券						
残高による増減	△83	—	△83	6	—	6
利率による増減	305	—	305	1,281	—	1,281
純増減	222	—	222	1,287	—	1,287
うち預け金						
残高による増減	1	—	1	△376	—	△376
利率による増減	2	—	2	452	—	452
純増減	4	—	4	76	—	76
資金調達勘定						
残高による増減	△20,441	—	△20,441	△18,265	—	△18,265
利率による増減	△25,951	—	△25,951	△16,436	—	△16,436
純増減	△46,393	—	△46,393	△34,701	—	△34,701
うち債券						
残高による増減	3,474	—	3,474	3,225	—	3,225
利率による増減	△4,020	—	△4,020	△172	—	△172
純増減	△546	—	△546	3,053	—	3,053
うち借入金						
残高による増減	△26,079	—	△26,079	△22,606	—	△22,606
利率による増減	△24,433	—	△24,433	△18,790	—	△18,790
純増減	△50,513	—	△50,513	△41,396	—	△41,396

(注) 有価証券には、投資事業組合等有限責任組合又はそれに類する組合への出資で証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものは含んでおりません。買現先勘定は有価証券に含まれております。

⑥役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	2,430	—	2,430	3,405	—	3,405
うち預金・貸出業務	1,856	—	1,856	1,769	—	1,769
役務取引等費用	54	—	54	65	—	65
うち為替業務	5	—	5	5	—	5
役務取引等利益	2,375	—	2,375	3,340	3,340	3,340

⑦その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務利益	△1,732	—	△1,732	△2,025	—	△2,025
外国為替売買損益	0	—	0	△116	—	△116
国債等債券損益	—	—	—	—	—	—
その他	△1,733	—	△1,733	△1,909	—	△1,909

(5) 諸比率等

① 利鞘

(単位：%)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
(1) 資金運用利回①	2.62	2.51
(イ) 貸出金利回	2.74	2.59
(ロ) 有価証券利回	0.26	0.47
(2) 資金調達原価②	2.51	2.40
(イ) 預金等利回	—	—
(ロ) 外部負債利回	2.30	2.17
総資金利鞘①－②	0.11	0.11

(注) 諸比率の算出式

$$\text{資金運用利回} = \frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{資金調達原価} = \frac{\text{資金調達費用} + \text{その他の業務費用} + \text{営業経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{貸出金利回} = \frac{\text{貸出金等利息}}{\text{貸出金等平均残高}} \times 100$$

② 利益率

(単位：%)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
ROA 総資産業務純利益率(一般貸倒引当金繰入前)	0.51	0.52
総資産経常利益率	0.48	0.16
総資産当期純利益率	0.67	0.57
ROE 自己資本業務純利益率(一般貸倒引当金繰入前)	3.67	3.60
自己資本経常利益率	3.46	1.14
自己資本当期純利益率	4.77	3.90

③ 支払承諾の残高内訳

(単位：百万円)

種類	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
保証	55件	161,567	75件	334,965

④ 1店舗当たり貸出金

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1店舗当たり貸出金	1,170,293	1,104,223

⑤ 職員一人当たり貸出金

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
職員一人当たり貸出金	9,486	8,984

2. 開示債権と引当・保全の状況

資産自己査定、債権保全状況(平成19年3月期)(単体)

(単位:億円)

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～Ⅱ分類	Ⅲ分類	(Ⅳ分類)	貸倒引当金	(参考)引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 95	破産更生債権およびこれらに準ずる債権 95	全額担保・保証・引当金によりカバー 95 うち引当金 2	引当率100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 218	496	100.0%	破綻先債権 75
破綻懸念先 621	危険債権 621	うち担保・保証・引当金によるカバー 621 うち引当金 493	引当率100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 9		100.0%	延滞債権 640
要管理先債権 897	要管理債権 736	うち担保・保証によるカバー 403	信用部分に対する引当率 61.6%	(部分直接償却) 190	970	82.7%	3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 736
要注意先 7,240	正常債権 123,937					債権残高に対する引当率 8.6%	
正常先 116,535						債権残高に対する引当率 0.1%	
債権残高合計 125,390	開示債権合計 125,390				貸倒引当金合計 1,467	債権残高に対する引当率 1.2%	リスク管理債権 1,452

(注)1.「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。

3. 破綻懸念先のⅣ分類は、破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。

(参考情報)

(1) 資産自己査定について

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、各期末時点において債務者区分及び資産分類を実施しています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部及び信用リスク管理部がこれを決定し、ALM及びリスク管理の総合的な意思決定機関であるALM委員会に報告しています。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成9年4月15日、改平成11年4月30日 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しています。

(注)当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

(2) 金融再生法に基づく開示債権

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第6条に基づく資産の査定は、当行の貸借対照表の貸付金及びその他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権

3. 要管理債権

3か月以上延滞債権(元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権であって、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」のいずれにも該当しないもの)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権であって、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3か月以上延滞債権」のいずれにも該当しないもの)

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

(3) 銀行法に基づくリスク管理債権

「銀行法」に基づく資産の査定は、当行の貸借対照表の貸付金について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

- 破綻先債権
資産自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸出金
- 延滞債権
資産自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金
- 3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3か月以上延滞債権」に該当しないもの

3. 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	19,626	9,511
危険債権	96,426	62,120
要管理債権	89,301	73,652
小計	205,354	145,284
正常債権	12,881,146	12,393,730
合計	13,086,500	12,539,014

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
部分直接償却実施額	81,642	56,267

開示債権合計残高(末残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位:%)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.1	0.1
危険債権	0.7	0.5
要管理債権	0.7	0.6
正常債権	98.4	98.8

保全状況

(単位:%)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
保全率(部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	100.0	100.0
要管理債権	80.3	82.7
信用部分に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	100.0	100.0
要管理債権	60.3	61.6
その他の債権に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
要管理先債権以外の要注意先債権	7.5	8.6
正常先債権	0.3	0.1

4. リスク管理債権の状況

リスク管理債権(部分直接償却実施後)(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
破綻先債権	4,313	7,562
延滞債権	111,720	64,065
3ヵ月以上延滞債権	—	28
貸出条件緩和債権	89,301	73,624
合計	205,335	145,280

貸出金残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率(単体)

(単位:%)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
破綻先債権	0.0	0.1
延滞債権	0.9	0.5
3ヵ月以上延滞債権	0.0	0.0
貸出条件緩和債権	0.7	0.6
リスク管理債権合計/貸出金残高(未残)	1.6	1.2

業種別リスク管理債権(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
製造業	7,706	8,258
農林漁業	80	51
鉱業	837	567
建設業	—	—
電気ガス水道業	550	559
運輸通信業	31,497	11,316
卸売・小売業	9,273	7,738
金融保険業	—	—
不動産業	87,151	63,470
サービス業	68,237	53,318
地方公共団体	—	—
合計	205,335	145,280

5. 自己資本比率について

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月期は「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスクにおいて基礎的手法を採用しております。また、当行はマーケット・リスクを導入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：百万円)

項目		前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
基本的項目(Tier1)	資本金	1,272,286	1,272,286
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	—	—
	利益剰余金	734,637	809,898
	連結子会社等の少数株主持分	4,103	4,208
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	△2,499
	その他有価証券の評価差損(△)	—	△63
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	2,011,027	2,083,829
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	2,011,027	2,083,829	
補完的項目(Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(注1)	—	—
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,553	9,734
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	120,170	96,933
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務 ^(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(注3)	—	—
計	121,723	106,668	
うち自己資本への算入額 (B)	121,723	106,668	
控除項目 (C)	—	18,897	
自己資本額 (D)	2,132,751	2,171,601	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	12,959,488	9,965,414
	オフ・バランス取引等項目	290,169	1,340,323
	信用リスク・アセットの額 (E)	13,249,658	11,305,738
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	—	187,191
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	14,975
※計((E)+(F)) (H)	13,249,658	11,492,929	
連結自己資本比率(国際統一基準) = D/H×100 (%)	16.09	18.90	
(参考) Tier 1 比率 = A/H×100 (%)	15.18	18.13	

(注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:百万円)

項目		前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
基本的項目 (Tier1)	資本金	1,272,286	1,272,286
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	その他資本剰余金	—	—
	準備金	1,068,918	—
	次期繰越利益	△333,921	—
	その他利益剰余金	—	810,164
	その他	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	対外流出予定額(△)	—	△2,499
	その他有価証券の評価差損(△)	—	△63
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—	
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	2,007,283	2,079,886	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
計 (A)	2,007,283	2,079,886	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,530	9,672
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	120,170	97,049
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	121,700	106,721
うち自己資本への算入額 (B)	121,700	106,721	
控除項目 (C)	—	△18,897	
自己資本額 (D)	2,128,983	2,167,710	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	12,955,968	9,648,449
	オフ・バランス取引等項目	290,169	1,462,147
	信用リスク・アセットの額 (E)	13,246,138	11,110,596
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	—	187,125
(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	14,970	
計((E)+(F)) (H)	13,246,138	11,297,722	
単体自己資本比率(国際統一基準) = D/H × 100 (%)	16.07	19.19	
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)	15.15	18.41	

(注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第20条第1項第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

V. 自己資本充実の状況

自己資本比率は、銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下、「自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について国際統一基準にて算出しております。

なお当行は本件情報開示の時点(平成19年7月現在)において、銀行法第十四条の二の適用を受けておりませんが、参考として自己資本比率告示に基づく自己資本比率を開示します。

自己資本比率計測にあたっては、信用リスクについて標準的手法を、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法を採用しております。また、当行はトレーディング(特定取引)業務を行っておらず、自己資本比率告示第四条及び第十六条に該当するため、マーケット・リスク相当額を計測にあたり不算入としております。

【1】自己資本比率の状況(連結)

第8事業年度 連結決算

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項	<p>当社の連結自己資本比率は、自己資本比率告示第三条又は第二十六条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号(以下「連結財務諸表規則」という。))に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。連結グループのうち、連結子会社は9社であり、新規事業投資(株)(未公開ベンチャー企業への投資)、DBJクレジットライン(株)(信託受益権の取得、信託の運用委託及び指図等)等です。</p> <p>自己資本比率告示第九条又は第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人、同告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。)第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第十二号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社は、いずれも存在しません。</p> <p>連結グループにおいて自己資本不足にある会社はなく、現状では、資金及び自己資本の移動に制限等特段行っておりません。</p>
2. 自己資本調達手段の概要	<p>自己資本については、日本国政府からの全額出資となっています。</p>
3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	<p>自己資本の充実度に関しましては、信用リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスクを計量化し、それらの合計額と自己資本額を比較することによって、自己資本の余力を計測しております。この余力を以て、計量化できないリスクや不測の事態への対応、新規融資等のリスクテイクに十分かどうか判断し、業務運営の方向性を設定しております。</p>
4. 信用リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>融資・債務保証先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消滅し、当行が被る損失を信用リスクと定義し、このうち一定の計測期間において平均的に発生が見込まれる損失を「予想損失」(EL)、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失を「予想外損失」(UL)として、ULと自己資本額とを定期的に比較して自己資本の余力を計測しております。</p> <p>ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称</p> <p>当行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。</p> <p>(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)。</p>
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	<p>担保は原則として徴求するものとしており、担保徴求に際しては、担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡等の観点から有効性を判断しております。</p> <p>担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しています。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1~2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。</p>

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。
7. 証券化エクスポージャーに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>当行が保有している証券化エクスポージャーはクレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権(自己資本比率公示第一条第四十七号)に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評価制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。</p> <p>また、当行は主に投資家として証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。</p> <p>ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>当行は標準的手法を採用しております。</p> <p>ハ. 証券化取引に関する会計方針</p> <p>証券化取引について、資産売却あるいは資金調達等については、実際の入出金等が現実化した時点で会計上認識しております。</p> <p>ニ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称</p> <p>証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。</p> <p>(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。</p>
8. マーケット・リスクに関する事項	当行は自己資本比率告示第四条に該当するため、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、該当ありません。
9. オペレーショナル・リスクに関する項目	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>当行では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外性の事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」と定義しております。</p> <p>当行は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めています。</p> <p>当行は、各店舗にオペレーショナル・リスク・オフィサーを設置しリスクに関するデータ収集手続を定める等、リスクの把握やデータベースの整備を図っております。</p> <p>また、金融業務の高度化・多様化等の進展に伴い生じうる多様なオペレーショナル・リスクを、適切に特定、評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。</p> <p>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称</p> <p>当行は基礎的手法を採用しております。</p>
10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要	当行では、投資先の収益・財務状況の悪化や市場環境の変化等により、投資価値が減少ないし消滅し、当行が被るリスクを投資リスクと定義しております。新規のエクスポージャー取得にあたっては投資分野等ごとに投資リスクに見合うリターンが見込めるか検討を行い、その後も保有エクスポージャーのパフォーマンス評価を定期的実施しております。

11. 銀行勘定における金利
リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

長期かつ固定金利での貸付が多くを占めますが、これに見合う長期固定の調達等により金利リスクの低減化を図っております。金利リスクの計測手法としては、Earning at Risk (EaR)を用いて金利変動による将来の損益分布をシミュレーションするとともに、Value at Risk (VaR)やバーゼルⅡのいわゆる「標準化された金利ショック」(*)を算出して経済価値の観点からの各リスク量を把握しております。

(*)下欄「ロ」の②及び③の計測手法

定期的にVaRや200bpValueと自己資本とを比較し、金利リスクが自己資本の一定範囲に収まることを確認しております。

ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、以下の視点に基づいて金利リスクを算定しております。

<経済的価値の視点>

- ① VaR：保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.0%、ヒストリカル法により計測
 - ② 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値
 - ③ 200bpValue (ベシス・ポイント・バリュー)：標準的な金利ショックとして金利が2%平行移動した場合の経済価値変動額を計測
- (②及び③は、バーゼルⅡにおけるいわゆる「標準化された金利ショック」の手法に該当しております。)

<損益の視点>

EaR：将来の資産・負債構成等に一定の前提を置いた上で、将来の金利変動により期間損益がどのように分布するかを計測

定量的な開示事項

1. 自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度末	平成18年度末
少数株主持分	4,103	4,208
資本金	1,272,286	1,272,286
利益剰余金	734,637	809,898
その他	—	△2,563
基本的項目合計	2,011,027	2,083,829
自己資本比率告示第六条又は第二十九条に定める補完的項目及び 同告示第七条又は第三十条に定める準補完的項目の合計額		106,668
自己資本比率告示第八条又は第三十一条に定める控除項目の額		18,897
		(控除項目の額は、全て同告示 第二百四十七条第一号の「自 己資本控除とされる証券化エ クスポージャー」に該当するも のです)

3. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額合計		923,356
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		859,455
(i) 日本国政府・地方公共団体等向け		0
(ii) 金融機関向けエクスポージャー		11,872
(iii) 法人等向けエクスポージャー		712,046
(iv) 出資等のエクスポージャー		130,619
(v) その他エクスポージャー		4,917
② 証券化エクスポージャー		63,901
ロ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額		—
ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		14,975
ニ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)		938,331
ホ. 連結自己資本比率及び連結における基本的項目比率		自己資本比率 18.90% 基本的項目比率18.13%

4. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
貸出金		11,884,802
出資		238,364
コミットメント・支払承諾見返		560,065
債券(国債・公募債)		225,676
その他		417,196
総計		13,326,104

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
国内合計		13,294,157
国外合計		31,947

(2) 業種別又は取引相手別

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
製造業		2,430,120
農林水産業		1,570
鉱業		29,079
建設業		18,672
卸売・小売業		614,060
金融保険業		753,473
不動産業		1,084,019
運輸通信業		4,544,855
電気・ガス・水道業		2,515,177
サービス業		1,009,150
その他		325,924

(3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
5年以下		2,913,063
5年超10年以下		4,962,861
10年超15年以下		3,431,991
15年超		1,395,425
期間のないもの		622,763

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額（信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額）

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
リスク・ウェイト 0%		122,473
同 20%		3,062,781
同 50%		1,966,766
同 100%		7,255,393
同 150%		503,809
同 その他		418,879
自己資本控除		18,897

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減効果が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
適格金融資産担保		218,389
保証又はクレジット・デリバティブ		1,908,266

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額		85,697
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		金利関連取引 47,611 外国為替関連取引 25,673 ネットティングによる与信相当額の削減額 33,010
与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブの 想定元本額		クレジット・デフォルト・ スワップ提供 697,777
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いている クレジット・デリバティブの想定元本額		732,777

(注1) 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

(注2) 与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブは、証券化エクスポージャーに該当するものを含んでおり、別掲の証券化エクスポージャーと一部データにつき重複があります。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
プロジェクト・ファイナンス		114,568
事業用不動産向け貸付		164,092
その他(債権等)		727,604

(注) 当行の証券化エクスポージャーは、クレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その大部分が内部格付手法における「特定貸付債権」(自己資本比率告示第一条第四十七号)に該当していることから、自己資本比率告示における特定貸付債権の分類(同告示第一条第四十三号～四十六号、四十九号)を当該項目(1)及び後掲(3)における原資産の分類に適用しております。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

		平成17年度	平成18年度	
リスク・ウェイト	20%以下	/	残高	706,777
			所要自己資本額	11,308
同上	20%超100%以下		残高	268,510
			所要自己資本額	20,531
同上	100%超		残高	30,975
			所要自己資本額	13,164

(注) 自己資本比率告示附則第十五条の経過措置を適用した証券化エクスポージャーについては、経過措置の規定に則り個々のエクスポージャーごとにリスク・ウェイトを算出しております。

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

		平成17年度	平成18年度
プロジェクト・ファイナンス		/	4,770
事業用不動産向け貸付			14,127

(4) 自己資本比率告示附則第十五条の適用(証券化エクスポージャーに関する経過措置)により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

		平成17年度	平成18年度
信用リスク・アセット額		/	88,083

8. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第四条に該当するため、マーケット・リスク相当額を第二条の算式に算入していないため、該当ありません。

9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

		平成17年度	平成18年度
イ. 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額		/	
(1) 上場株式等エクスポージャー			28,670
それ以外の出資等又は株式等エクスポージャー			317,486
(2) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券			89,383
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却損益の額			1,509
出資等又は株式等エクスポージャーの償却に伴う損益の額			47,713
ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額			21,539

(注1) 海外営業拠点は、ありません。

(注2) 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額は、ありません。

10. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

当行は信用リスクの算出方法として標準的手法を採用しているため、該当ありません。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

		平成17年度	平成18年度
金利ショックに対する経済的価値の増減額		/	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 894億円

[2]自己資本比率の状況(単体)

第8事業年度 単体決算

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要	自己資本については、日本国政府からの全額出資となっています。
2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	自己資本の充実度に関しましては、信用リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスクを計量化し、それらの合計額と自己資本額を比較することによって、自己資本の余力を計測しております。この余力を以て、計量化できないリスクや不測の事態への対応、新規融資等のリスクテイクに十分かどうか判断し、業務運営の方向性を設定しております。
3. 信用リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>融資・債務保証先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消滅し、当行が被る損失を信用リスクと定義し、このうち一定の計測期間において平均的に発生が見込まれる損失を「予想損失」(EL)、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失を「予想外損失」(UL)として、ULと自己資本額とを定期的に比較して自己資本の余力を計測しております。</p> <p>ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称</p> <p>当行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。</p> <p>(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。</p>
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	<p>担保は原則として徴求するものとしており、担保徴求に際しては、担保物件の処分により改修が確実と見込まれる金額の多寡等の観点から有効性を判断しております。</p> <p>担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しています。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。</p>
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>当行が保有している証券化エクスポージャーはクレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権(自己資本比率告示第一条第四十七号)に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評点制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。</p> <p>また、当行は主に投資家として証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。</p> <p>ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>当行は標準的手法を採用しております。</p> <p>ハ. 証券化取引に関する会計方針</p> <p>証券化取引について、資産売却あるいは資金調達等については、実際の入出金等が現実化した時点で会計上認識しております。</p> <p>ニ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称</p> <p>証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。</p> <p>(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。</p>

7. マーケット・リスクに関する事項

当行は自己資本比率告示第十六条に該当するため、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する項目

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外性的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」と定義しております。

当行は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めています。

当行は、各店舗にオペレーショナル・リスク・オフィサーを設置しリスクに関するデータ収集手続を定める等、リスクの把握やデータベースの整備を図っております。

また、金融業務の高度化・多様化等の進展に伴い生じうる多様なオペレーショナル・リスクを、適切に特定、評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行は基礎的手法を採用しております。

9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行では、投資先の収益・財務状況の悪化や市場環境の変化等により、投資価値が減少ないし消滅し、当行が被るリスクを投資リスクと定義しております。新規のエクスポージャー取得にあたっては投資分野等ごとに投資リスクに見合うリターンが見込めるか検討を行い、その後も保有エクスポージャーのパフォーマンス評価を定期的実施しております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

長期かつ固定金利での貸付が多くを占めますが、これに見合う長期固定の調達等により金利リスクの低減化を図っております。金利リスクの計測手法としては、Earning at Risk (EaR)を用いて金利変動による将来の損益分布をシミュレーションするとともに、Value at Risk (VaR)やパーゼルⅡのいわゆる「標準化された金利ショック」(*)を算出して経済価値の観点からの各リスク量を把握しております。

(*)下欄「ロ」の②及び③の計測手法

定期的にVaRや200bp Valueと自己資本とを比較し、金利リスクが自己資本の一定範囲に収まることを確認しております。

ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、以下の視点に基づいて金利リスクを算定しております。

<経済的価値の視点>

① VaR：保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.0%、ヒストリカル法により計測

② 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値

③ 200bp Value (ベース・ポイント・バリュー)：標準的な金利ショックとして金利が2%平行移動した場合の経済価値変動額を計測

(②及び③は、パーゼルⅡにおけるいわゆる「標準化された金利ショック」の手法に該当しております。)

<損益の視点>

EaR：将来の資産・負債構成等に一定の前提を置いた上で、将来の金利変動により期間損益がどのように分布するかを計測

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度末	平成18年度末
資本金	1,272,286	1,272,286
その他利益剰余金	—	810,163
その他	734,997	△2,563
基本的項目合計	2,007,283	2,079,886
自己資本比率告示第十八条又は第四十一条に定める補完的項目及び 同告示第十九条又は第四十二条に定める準補完的項目の合計額		106,721
自己資本比率告示第二十条又は第四十三条に定める控除項目の額		18,897
		(控除項目の額は、全て同告示第二百四十七条第一号の「自己資本控除とされる証券化エクスポージャー」に該当するものです)

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額合計		907,744
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		851,004
(i) 日本国政府・地方公共団体等向け		0
(ii) 金融機関向けエクスポージャー		10,866
(iii) 法人等向けエクスポージャー		724,898
(iv) 出資等のエクスポージャー		110,728
(v) その他エクスポージャー		4,510
② 証券化エクスポージャー		56,740
ロ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額		—
ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		14,970
ニ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)		922,714
ホ. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率		自己資本比率 19.19% 基本的項目比率18.41%

3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
貸出金		11,927,864
出資		215,591
コミットメント・支払承諾見返		573,002
債券(国債・社債等)		176,676
その他		392,896
総計		13,286,031

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
国内合計		13,255,087
国外合計		30,943

(2) 業種別又は取引相手別

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
製造業		2,430,120
農林水産業		1,570
鉱業		29,079
建設業		18,672
卸売・小売業		614,060
金融保険業		791,993
不動産業		1,084,019
運輸通信業		4,544,855
電気・ガス・水道業		2,515,177
サービス業		1,009,150
その他		247,330

(3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
5年以下		2,928,063
5年超10年以下		4,969,460
10年超15年以下		3,443,391
15年超		1,395,425
期間のないもの		549,690

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額（信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額）

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
リスク・ウェイト 0%		122,473
同 20%		3,062,781
同 50%		1,966,766
同 100%		7,281,455
同 150%		503,809
同 その他		348,743
自己資本控除		18,897

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減効果が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
適格金融資産担保		218,389
保証又はクレジット・デリバティブ		1,908,266

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額		85,697
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		金利関連取引 47,611 外国為替関連取引 25,673 ネットィングによる与信相当額の削減額 33,010
与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブの 想定元本額		クレジット・デフォルト・ スワップ提供 697,777
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いている クレジット・デリバティブの想定元本額		732,777

(注1)派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施していません。

(注2)与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブは、証券化エクスポージャーに該当するものを含んでおり、別掲の証券化エクスポージャーと一部データにつき重複があります。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
プロジェクト・ファイナンス		114,568
事業用不動産向け貸付		164,092
その他(債権等)		697,777

(注)当行の証券化エクスポージャーは、クレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その大部分が内部格付手法における「特定貸付債権」(自己資本比率告示第一条第四十七号)に該当していることから、自己資本比率告示における特定貸付債権の分類(同告示第一条第四十三号～四十六号、四十九号)を当該項目(1)及び後掲(3)における原資産の分類に適用しております。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
リスク・ウェイト 20%以下		残高 706,777 所要自己資本額 11,308
同上 20%超100%以下		残高 244,900 所要自己資本額 19,587
同上 100%超		残高 24,759 所要自己資本額 6,947

(注)自己資本比率告示附則第十五条の経過措置を適用した証券化エクスポージャーについては、経過措置の規定に則り個々のエクスポージャーごとにリスク・ウェイトを算出しております。

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
プロジェクト・ファイナンス		4,770
事業用不動産向け貸付		14,127

(4) 自己資本比率告示附則第十五条の適用(証券化エクスポージャーに関する経過措置)により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
信用リスク・アセット額		88,083

7. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第十六条に該当するため、マーケット・リスク相当額を第十四条の算式に算入していないため、該当ありません。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	/	
(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー		28,670
(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー		293,654
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却損益の額		777
出資等又は株式等エクスポージャーの償却に伴う損益の額		47,713
ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額		21,493

(注1) 海外営業拠点は、ありません。

(注2) 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額は、ありません。

9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

当行は信用リスクの算出方法として標準的手法を採用しているため、該当ありません。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

	平成17年度	平成18年度
金利ショックに対する経済的価値の増減額	/	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 894億円

特殊法人等会計処理基準準拠決算

決算状況	138
財務諸表	138
貸借対照表	138
損益計算書	139
財産目録	140
重要な会計方針等	141

I. 決算状況

第8事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財政状態及び損益状況の概要は次の通りです。

• 財政状態

当年度末の主要科目残高は、資産勘定では貸付金12兆1,974億円、出資金2,914億円に対し、負債・資本勘定では借入金7兆8,476億円、債券2兆6,739億円のほか資本金1兆2,722億円等です。

• 損益状況及び利益金処分

当年度中の利益は	利益金	3,885億円
	損失金	3,494億円
	差引利益金	390億円

で、利益金のうち主なものは、貸付金利息の受入3,273億円であり、一方、損失金の過半を占めるのは借入金利息の支払1,922億円です。当年度利益金については、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第1項の規定に基づき、365億円を準備金として積み立てました。

II. 財務諸表

当行の財務諸表(特殊法人等会計処理基準準拠)は、日本政策投資銀行法第38条第1項の規定に基づき、財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「特殊法人等会計処理基準」に準拠して作成し、みずす監査法人(旧中央青山監査法人)の監査証明を受けております。

第8事業年度末貸借対照表

平成19年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
貸付金	12,197,441	借入金	7,847,646
貸付金	12,130,302	財政融資資金借入金	7,519,403
直接貸付金	12,129,386	簡易生命保険資金借入金	58,900
代理貸付金	915	産業投資借入金	269,342
外貨貸付金	67,138	寄託金	15,289
出資金	291,470	債券	2,673,964
有価証券	406,533	未払費用	37,456
国債	344,731	未払借入金利息	30,903
社債	53,776	未払寄託金利息	93
その他の証券	8,025	未払債券利息	6,456
現金預け金	33,979	その他未払費用	1
現金	3	雑勘定	21,219
預け金	33,975	貸付償還金	517
未収収益	49,162	仮受金	1,118
未収貸付金利息	48,569	前受収益	19,546
未収保証料	75	その他雑勘定	37
未収有価証券利息	517	支払承諾	334,993
雑勘定	1,679	(負債合計)	10,930,569
仮払金	100	資本金	1,272,286
保証金等	382	準備金	1,076,594
概算納付金	1,179	当年度利益金	39,092
その他雑勘定	17	(資本合計)	2,387,972
動産不動産	35,920		
営業用土地建物動産	35,920		
繰延勘定	3,951		
債券発行差金	3,951		
支払承諾見返	334,993		
貸倒引当金	△ 36,592		
資産合計	13,318,541	負債・資本合計	13,318,541

第8事業年度損益計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

損 失		利 益	
科目	金額	科目	金額
経常費用	349,464	経常収益	388,556
借入金利息	192,258	貸付金利息	327,345
財政融資資金借入金利息	190,458	貸付金利息	325,661
簡易生命保険資金借入金利息	1,799	直接貸付金利息	325,644
寄託金利息	411	代理貸付金利息	17
債券利息	43,441	外貨貸付金利息	1,684
短期借入金利息	27	保証料	812
支払雑利息	279	有価証券利息	2,047
事務費	26,140	受取配当金	255
動産不動産減価償却費	789	預け金利息	79
支払手数料	14	受入雑利息	484
外国為替損	0	受入手数料	2,713
出資金処分損	72	外国為替益	18
貸付金償却	43,331	有価証券益	705
出資金償却	2,140	償却債権取立益	62
債券発行差金償却	456	雑益	15,126
債券発行費償却	1,521	貸倒引当金戻入	38,904
雑損	1,987		
貸倒引当金繰入	36,592		
当年度利益金	39,092		
合計	388,556	合計	388,556

(注) 当年度利益金39,092百万円のうち、36,592百万円は日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第1項及び同法施行令(平成11年政令第271号)第3条の規定により準備金として積み立て、2,499百万円は同法第41条第3項の規定により国庫に納付することとする。

第8事業年度末財産目録

平成19年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	備考			
貸付金	12,197,441	13,727口			
貸付金	12,130,302	13,690口			
直接貸付金	12,129,386	13,684口			
代理貸付金	915	6口			
外貨貸付金	67,138	37口			
出資金	291,470	802口			
有価証券	406,533				
国債	344,731	銘柄	額面	帳簿価額	
		政府短期証券	1口	12,020百万円	12,004百万円
		利付国庫債券(2・5・10年)	33口	329,820百万円	332,727百万円
社債	53,776		35口		
その他の証券	8,025	債務担保証券	2口		8,000百万円
		新株引受権行使により取得した株式	2口		25百万円
		新株予約権証券	1口		0百万円
現金預け金	33,979				
現金	3				
預け金	33,975	当座預け金	日本銀行外	23行	16,210百万円
		普通預け金	三井住友銀行外	1行	17,765百万円
未収収益	49,162				
未収貸付金利息	48,569	期末現在における既経過未収貸付金利息			
未収保証料	75	期末現在における既経過未収保証料			
未収有価証券利息	517	期末現在における既経過未収有価証券利息			
雑勘定	1,679				
仮払金	100		25口		
保証金等	382		73口		業務用建物の賃借に係る敷金・保証金等の支出金
概算納付金	1,179	国庫への下半期概算納付金			
その他雑勘定	17		98口		
動産不動産	35,920				
営業用土地建物動産	35,920	土地	88箇所	43,966m ² の65% 及び 131,600m ²	20,414百万円
		建物	204棟	延2,242m ² の95% 及び延106,183m ²	15,206百万円
				延846m ² の65%	
		什器	1,945点		296百万円
		一括償却資産	135点		2百万円
		権利金等	2口		0百万円
繰延勘定	3,951				
債券発行差金	3,951	債券の額面金額と売渡価額との差額			
支払承諾見返	334,993	支払保証			
貸倒引当金	△ 36,592				
計	13,318,541				

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	移動平均法による原価法によっている。
2. 動産不動産の減価償却方法	法人税法の基準を採用し、建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。 動産不動産 20,436百万円
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の3/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は3.0/1000である。
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税の会計処理方法 税込方式によっている。 (2) 繰延勘定の処理方法 債券発行費 日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、発生した期に全額償却している。 債券発行差金 日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間(4、5、6、7、10、12、15、20又は30年間)内で均等償却している。 (3) 延滞債権額 貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、17,841百万円となっている。 (4) クレジットデリバティブ取引 クレジットデリバティブ取引を活用した債務負担行為を行っており、当該取引にかかる信用リスクの引受取引の契約額は697,877百万円、信用リスクの引渡取引の契約額は614,827百万円となっている。

参考：特殊法人会計／企業会計の差異説明

日本政策投資銀行法に基づく財務諸表(特殊法人会計基準ベース)と財務諸表等規則に基づいて作成した財務諸表(企業会計基準ベース)の間には以下の相違があります。

項目	特殊法人会計基準ベース	企業会計基準ベース
資産自己査定・ 実質引当	(貸付金) 日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき平成11年大蔵省告示第284号第16条に規定された貸倒引当金(期末貸付金残高の3/1000上限)を計上。 (出資金) 引当制度無し。	(貸付金) 金融庁作成による「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(以下「金融検査マニュアル」という。)に準じた債務者区分、債権分類を行い、部分直接償却を含め所要の引当金を計上。 (株式) 貸出金と同様、「金融検査マニュアル」に準じ、一部減損を含め所要の投資損失引当金を計上。
退職給付会計	退職給付引当制度無し。 (予算単年度主義)	退職給付会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))に準じ、退職給付債務及び年金資産の額に基づいて要引当額を計算し、数理計算上の差異を含め全額を計上。
金融商品時価評価、 その他	時価評価未対応	金融商品会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))に従い、保有有価証券の一部を時価評価。金利スワップ取引に対するヘッジ会計の適用。外貨建取引会計基準(「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))に従い、外貨建資産の一部を期末為替レートで計上。外貨貸付・外国債発行に係る通貨スワップには振当処理を適用。 その他、一般に公正妥当と認められる会計処理基準に準じて計算。(経費支出に係る未払・前払補正等)

政策金融評価報告書

平成18年度政策金融評価報告書の概要	144
DBJの評価システムの全体像とマネジメントサイクル	144
平成18年度報告書の概要	145
プロジェクト評価(特定案件・業務分野等の詳細評価)	146

平成18年度政策金融評価報告書の概要

政策金融評価報告書は、前年度の個別案件評価及びこれを踏まえた当年度の投融資制度評価等、直近1年間の評価の実施状況をまとめた報告書で、毎年度、作成・公表しています。以下、日本政策投資投資銀行(DBJ)の評価システムの特徴及び平成18年度報告書の概要を紹介します。

1. DBJの評価システムの全体像とマネジメントサイクル

DBJの政策金融評価は、以下の3つの評価から構成されます。

これら3つの評価に財務の健全性等の評価を加えた総括評価は、マネジメントサイクルに活かされるとともに、外部有識者からなる運営評議員会による外部評価を受け、アカウンタビリティ確保の一環として、主務大臣に報告・国民に公表されます。

① 個別案件評価

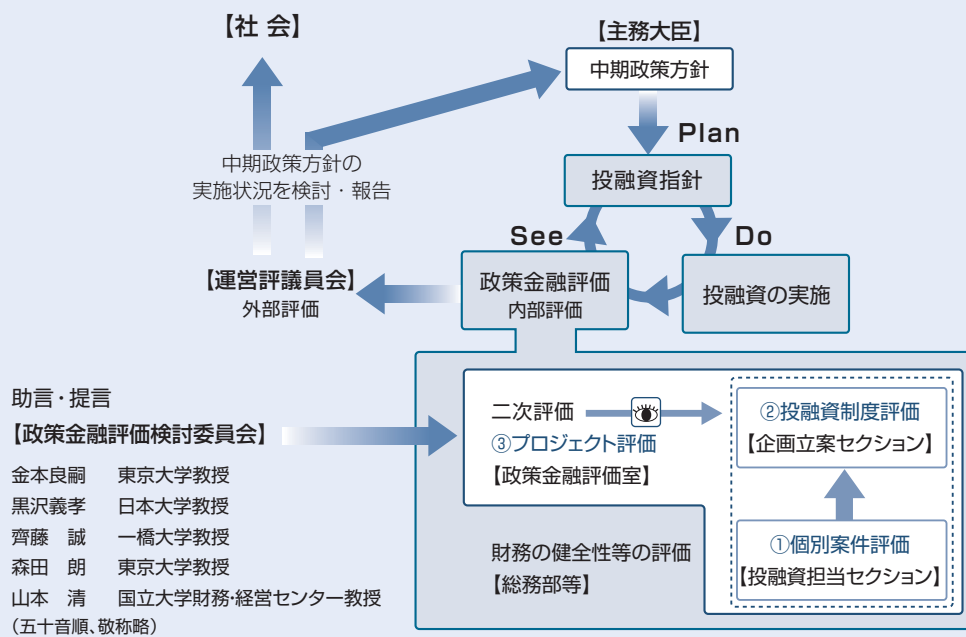
投融資担当セクションが、投融資時(事前評価)とプロジェクトの定常稼働後(事後評価)の2回実施(政策金融評価室が二次評価を実施)。

② 投融資制度評価

個別案件評価の結果等を踏まえ、企画立案セクションが全投融資制度について評価を実施、企画立案への反映事項を抽出(政策金融評価室が二次評価を実施)。

③ プロジェクト評価

特定案件や業務分野、テーマについて、政策金融評価室が詳細な評価を実施、個別案件評価や投融資制度評価を補完。









2. 平成18年度報告書の概要

(1) 個別案件評価

①事前評価

- 平成17年度に実施されたすべての投融資案件に係る投融資時点の評価を集計した結果を報告しています。
件数：939件、投融資額：1兆3,000億円、対象事業費：7兆5,000億円
- 平成17年度事前評価対象からは、広範な効果が見込まれています。

 <p>売上増</p>	<p>1.7兆円</p> <p>対象事業を通じて、約1.7兆円の増収効果が期待されています。</p>	 <p>雇用</p>	<p>10.9万人</p> <p>対象事業の実施により、10.9万人分の雇用機会が確保されました。</p>
 <p>バリアフリー化</p>	<p>20.7万㎡</p> <p>「人にやさしい建築物」の整備推進などにより、20.7万㎡分の建物がバリアフリー化されます。</p>	 <p>立体交差化</p>	<p>206カ所</p> <p>鉄道の立体交差化支援を進めることにより、新たに206カ所の踏切が撤去されるなど、渋滞緩和・安全性向上が見込まれます。</p>
 <p>廃棄物処理の推進</p>	<p>62.7万t</p> <p>環境対策や3R推進の一環として、年間処理量62.7万t分の廃棄物処理施設が整備されます。</p>	 <p>自然エネルギーの導入</p>	<p>230.7万kW</p> <p>風力発電や水力発電を推進することにより、新たに230.7万kW分の自然エネルギーが導入されます。</p>

- DBJの投融資が果たした役割を8つの補完機能に類型化し、個々の投融資案件について把握しています（以下の%表示は、平成17年度事前評価対象に占める件数ベースの構成比。複数回答可）。

補完機能の種類		選択数		プロジェクトの誘導・促進に際して果たす機能
		14年度	17年度	
金融市場の機能の補完	リスクの直接負担			
	期間補完	74%	51%	投資回収に長期を要し、再調達リスク、金利変動リスク等を抱えたプロジェクトへの支援
	事業リスク補完	28%	38%	事業リスクの定量的把握が困難な場合など、民間では負担しきれないリスクを抱えたプロジェクトへの支援
	安定資金性	33%	34%	工事期間が長期にわたる場合等で安定的資金調達に懸念があるプロジェクトへの支援
	緊急時対応	4%	1%	金融環境の悪化や大規模災害の発生時等の緊急避難的資金供給
情報機能の活用	リスク評価の困難性緩和			
	信用リスク評価	21%	12%	DBJの審査機能を活用した信用リスク評価を通じて事業者の資金調達を円滑化
	先進的金融手法の活用	12%	12%	DBJが先行的に蓄積した新しい金融手法に関するノウハウの活用を通じて、リスクの適切なコントロールを図りつつプロジェクトの効率的な遂行を促進
	事業形成支援	4%	5%	プロジェクトの企画から実現に至る過程において、中立的ポジションを活かした調整・助言を通じてプロジェクトの円滑な遂行を促進
	情報発信	2%	6%	審査を通じた対応策の提供等、情報機能によりプロジェクトの円滑な遂行を促進

②事後評価

- 過去に個別案件事前評価を実施した投融資案件のうち、原則として平成17年度が完成後2年目に該当する案件を対象として、対象事業の政策効果・DBJ投融資の役割について、当初見込んだ成果が得られたか否かを事後的に検証し、◎、○、△の3段階で評価を行っています。

件数：624件、投融資額：1兆1,000億円、対象事業費：3兆8,000億円

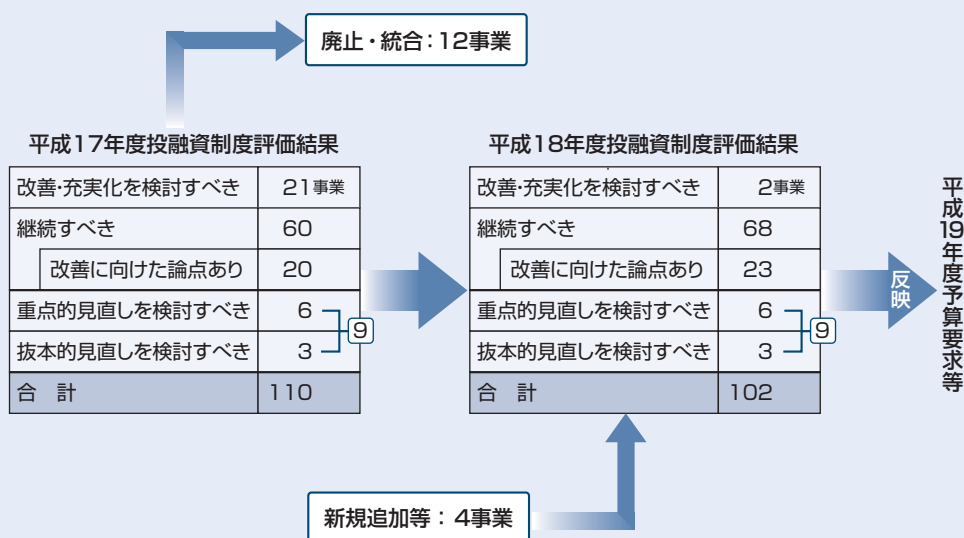
- 政策効果、投融資の役割ともに、9割以上の案件において、当初見込んだ成果が得られています。

	適用制度に基づく政策効果			当行投融資の役割		
	◎	○	△	◎	○	△
全案件(624件)	6%	85%	9%	8%	87%	5%
うち地域再生支援	2%	91%	7%	5%	92%	3%
うち環境対策・生活基盤	2%	92%	6%	3%	94%	3%
うち技術・経済活力創造	24%	53%	23%	25%	60%	15%

[3段階の基準]
◎：○評価の基準を満たす案件のうち、特に絶対基準の観点から政策効果が顕著であった／投融資の役割が特に重要であったと認められるもの
○：事前評価において見込まれた政策効果／DBJ投融資の役割が概ね想定通り発揮されたもの
△：政策効果／投融資の役割が、事前評価との対比において、満足な成果を上げていないもの

(2) 投融資制度評価

- 平成17年度の投融資制度評価では、20の制度について「改善に向けた論点あり」、合計9の制度について何らかの「見直し」の必要性を指摘し、予算要求の過程で12の事業が廃止・統合されました。
- 平成18年度の投融資制度評価では、2事業について「改善・充実化を検討すべき」と指摘するとともに、合計9の制度について「見直し」を指摘しています。



3. プロジェクト評価(特定案件・業務分野等の詳細評価)

平成18年度は、DBJの評価システム全体の信頼性の元となる部分である事後評価の3段階評価の評価実績を元にした実証的検証を行い、特に◎、△に至る要因について、定性的・定量的両面から分析しました。

◎評価に至る理由としては、周辺への波及効果の大きさや業績、技術開発の成果等がその要因に挙げられ、△評価については、業況が伸び悩んでいる場合などが多く、売上高等の財務指標にも反映される要因が大半となっています。

また、全案件で把握を行っている共通指標のうち、売上高及び売上増は、特に△評価について事前・事後比較と高い相関が見られました。

資料編

日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号：抜粋)	148
日本政策投資銀行中期政策方針(平成17年度～19年度)	151
中期政策方針(平成14年度～16年度)記載事項に係る 業務の実施状況の検討結果(運営評議員会報告：抜粋)	152
中期政策方針(平成17年度～19年度)の実施状況に係る 検討について(平成17年度経過報告)	154
運営評議員会の開催実績概要	156
日本政策投資銀行投融資指針(主要部分)	157
投融資制度について	159
簡素で効率的な政府を実現するための 行政改革の推進に関する法律(抜粋)	162
政策金融改革に係る制度設計(抜粋)	163
行政改革の重要方針(抜粋)	166
株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第35号：抜粋) ..	168

日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号:抜粋)

第一条(目的)

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

第四条(資本金)

日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

第八条(役員)

日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

第十九条(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十条(業務の範囲)

日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であって、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。)及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。)は、一年未満のものであってはならない。

イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。)に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。)に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として財務大臣が定めるものに限る。)又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。)

二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。)を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。)は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の料率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

第二十一条(業務の条件)

日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競争してはならない。

2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等(貸付債権の譲受けを除く。)を行うことができる。

第二十二条(中期政策方針)

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針(以下「中期政策方針」という。)に従って、貸付け等を行わなければならない。

2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べることができる。

3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。

4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二十三条(投融資指針)

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融資指針(日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

第二十四条(運営評議員会)

日本政策投資銀行に、運営評議員会を置く。

2 運営評議員会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。

3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。

4 運営評議員会は、評議員八人以内で組織する。

5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

6 評議員の任期は、四年とする。

第二十八条(予算)

日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。

3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

第四十一条(利益金の処分及び国庫納付金)

日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第四十二条(資金の借入れ等)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他財務省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金をすることができる。

5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。

第四十三条(日本政策投資銀行債券の発行)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券(第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。)を発行することができる。

4 第一項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、銀行債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、銀行債券を発行することができる。

◆ 参 考 (役員の給与および退職手当の支給に関する基準)

1. 社会一般の情勢への適合

日本政策投資銀行法第19条では、役員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2. 役員の給与等の区分

役員の給与等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 役員給与：報酬、特別調整手当、特別手当、通勤手当
- (2) 役員退職手当：退職手当

3. 役員給与

- (1) 報酬
報酬は月額をもってこれを定め、毎月定額を支給する。
- (2) 特別調整手当
特別調整手当は報酬に100分の14を乗じた額として、毎月報酬と同時に支給する。
- (3) 特別手当
特別手当は、1月より6月までの分を6月に、7月より12月までの分を12月に支給する。国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する特別手当については、国家公務員退職手当法等を勘案した措置を設けることとする。
- (4) 通勤手当
通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。

4. 役員退職手当

- (1) 退職手当は、当該役員の在職期間1月につき、当該役員の退職の日における報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に総裁が別に定める委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。
- (2) 総裁は、上記委員会が業績勘案率の決定を行う場合、退職手当の支給に当たりあらかじめ財務大臣に通知する。
- (3) 国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当については、国家公務員退職手当法等を勘案した措置を設けることとする。

5. 就退任に伴う給与等の計算

就任または退任の場合、報酬及び特別調整手当は日割により、特別手当及び退職手当は月割により計算する。

6. その他

- (1) 役員の報酬の金額及び特別手当の支給率は、総裁がこれを定める。
- (2) 役員の給与等の支給に関する細則その他の事項は、別に定める。

(参考) 役員の報酬月額及び特別手当の支給率

1. 報酬月額(単位：千円)

総裁	1,211	副総裁	1,103	理事	929	監事	766
----	-------	-----	-------	----	-----	----	-----

(注) 平成18年3月31日以前から引き続き任にある役員については、その任期の間、平成18年3月31日時点の報酬月額を適用する。

2. 特別手当の支給率

支給率3.35ヶ月/年

特別手当=[(報酬月額+特別調整手当)+(報酬月額×0.25)+(報酬月額+特別調整手当)×0.2]×支給率

◆ 参 考 (役職員の報酬・給与等について)

平成17年12月24日閣議決定「行政改革の重要方針」に基づき公表が義務づけられている役職員の報酬・給与等については当行ホームページで公開しております。

(→参考URL http://www.dbj.go.jp/japanese/public/no03_01_01.html)

・職員の給与水準について

集計対象職員数 1,136人 平成18年度の年間給与額(平均) 8,979千円

平成17年度から平成19年度までの日本政策投資銀行の業務の運営は、下記の要領によるものとする。

記

I. 日本政策投資銀行の業務運営に関する基本的な考え方

1. 我が国においては、少子高齢化が進展する中、持続的な経済成長軌道を確立するため、民間の意欲と地方の自主性が十分に発揮されるよう、構造改革への取組をより推進するとともに、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図ることが求められている。こうした中、日本政策投資銀行は、政策要請に対する適切かつ機動的な対応を旨とし、地域再生、環境対策や生活基盤の充実、技術振興等を推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に寄与することとする。
2. こうした業務運営に当たっては、国の経済運営に関する諸方針を踏まえるとともに、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)や経済財政諮問会議の議論等に沿って、民業補完に徹した事業見直しを行うこととする。

II. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

日本政策投資銀行は、前節において示した業務運営の基本的な考え方に則り、以下の3つの視点に立脚し、長期資金の供給等を行うこととする。

また、プロジェクトファイナンス等の考え方に基づく新しい金融手法の開発、プロジェクト形成等を通じたノウハウの更なる蓄積に努め、これらを有効活用して事業の円滑な推進に寄与するとともに、経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信を行う等、「ナレッジバンク」機能を適切に発揮していくこととする。

1. 経済活力創造

経済構造改革、知的基盤の整備の推進等のため、産業の空洞化を防ぎ、未来産業の創造に向けて、新技術開発、新規事業の育成及び事業再構築・再生支援等の円滑な促進等を図ることとする。

2. 豊かな生活創造

環境対策、エネルギー・セキュリティ対策、防災対策、福祉・高齢化対策、交通・物流・情報通信ネットワークの整備の推進等のため、環境配慮型経営の促進、リサイクルの促進、安全で暮らしやすい社会の実現に向けた施策等に取り組むこととする。

3. 自立型地域創造

地域の社会基盤整備、活力創造、連携と自立支援等のため、各地域の特性と個性を踏まえ、地域再生、都市再生、社会資本整備、雇用機会の創出、地域産業の活性化等を図ることとする。その際、地方の公共セクター、地域金融機関等との連携を深めながら、PFI等の手法を重点的に活用する。

なお、金融・資本市場が十分に機能しない場合あるいは災害の発生等、内外経済社会の緊急時の政策的要請に対しては、適切かつ機動的に対応する。

III. 業務に関する重要事項

日本政策投資銀行は、業務運営に当たっては、運営評議員会の意見を十分踏まえるとともに、次の事項について十分留意することとする。

1. 民業補完の徹底

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、リスクの高い業務に特化していくこととする。このため、不断の事業見直しを行い、金融経済情勢を踏まえつつ、融資規模及び貸付債権残高の圧縮を図る。また、保証機能を積極的に活用するとともに、金融手法の多様化に努める。融資条件については、民間に準拠したリスク見合いの金利設定を堅持するとともに、民業補完を徹底する観点から、事業の性格を踏まえつつ期間・融資比率の設定を行う。

2. 業務の合理化・運営の効率化

特殊法人等改革の趣旨等を踏まえ、経済社会情勢の変化に応じて、業務の一層の合理化・効率化に努めることとする。特に、出融資等の対象事業の新設又は拡充を行う際には、原則として、従前の対象事業の廃止又は縮小を行うこととする。

3. 財務の健全性の保持

業務運営に当たっては、償還確実性の原則、収支相償原則の下、多様な資金調達や、事業者の信用状況に応じた適切な債権管理を含め、厳格なALM・リスク管理を行うことにより、引き続き財務の健全性の確保に十分努めることとする。

4. 適切なディスクロージャーへの取組

財務内容の透明性の一層の向上のため、資産自己査定及び外部監査の充実に努め、迅速な開示を行うこと等、引き続き適切なディスクロージャーに取り組むとともに、情報公開法への適切な対応を行うこととする。

5. 政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

政策金融評価については、全投融资案件について個別案件評価を実施するとともに、投融资制度の有効性の評価、大規模プロジェクト等の詳細評価、これらを踏まえた総括評価を行い、その結果を事業見直しへ反映させるとともに、引き続き評価の仕組みの充実に努めることとする。

6. 地域整備関連分野等に対する適切な支援の継続

日本政策投資銀行設立時に引き継いだ業務については、引き続き適切な運営を行うこととする。

中期政策方針(平成14年度～16年度)記載事項に係る業務の実施状況の検討結果(運営評議員会報告:抜粋)

(総括的な評価及び今後への課題と期待)

平成14～16年度の同行(日本政策投資銀行)の業務については、中期政策方針に則り実施されたと認められる。特に、同行は、事業再生、新産業の育成、環境保全や地域活性化などといった政策金融に対するニーズを的確に捉え、プロジェクトファイナンスやファンド等の新たな金融手法も活用しながら、機動的に対応することを通じ、経済活性化に向けた我が国の経済社会の再構築に、一定の寄与を果たしたと認められる。

こうした同行の業務運営は、国の経済運営に関する諸方針を踏まえたものであり、かつ、民業補完の徹底やリスクの高い業務への特化などを規定した「特殊法人等整理合理化計画」等に沿った形で行なわれたものと認められる。

今後も、現下の政策課題に適切かつ機動的に対応するとともに、同行の持つナレッジバンク機能も活かしつつ、我が国の将来の経済社会のあり方を見据えた取り組みを着実に進め、我が国経済社会政策への金融上の寄与を果たしていくことを期待する。

1. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

同行は、政策金融機関として、政策的な意義は高いものの、期間リスク、事業リスク、信用リスク等の点から民間金融機関のみでは資金供給が困難な事業に対して、投融資を行なっている。現行の中期政策方針においては、経済活力創造、豊かな生活創造、自立型地域創造の3分野に主眼を置くことが規定されている。

また、ノウハウの蓄積・有効活用により事業の円滑な推進に寄与することや、経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信を行なうこと等、「ナレッジバンク」機能の適切な発揮についても、同中期政策方針の中で規定されている。

なお、同中期政策方針においては、内外経済社会の緊急時の政策的要請に対し、適切かつ機動的に対応することが特記されている。

●経済活力創造

我が国経済の構造改革を進める上での課題の一つである過剰債務の解消に向け、DIPファイナンス^{*1}や事業再生ファンド^{*2}への出資等を通じ、セーフティネット機能を発揮したほか、ベンチャー・中堅企業等の支援を通じた新産業の創造や対日投資の促進など、産業活性化に向けた我が国の政策に沿った、多様な取り組みを行ったことを評価する。

当分野においては、リスク評価が困難で、機動性も求められる業務が多いことから、今後も同行が、リスク評価手法の充実を進めながら、民業を補完する役割を果たし、中長期に亘る経済社会の活力の向上及び持続的発展に貢献していくことが必要である。

●豊かな生活創造

従来からの循環型社会形成、省エネ、温暖化防止への取り組みの継続に加え、近年も環境スコアリング制度^{*3}を導入・活用するなど、同行が環境分野において画期的かつ先進的な取り組みを積極的に行い、金融業務を通じた持続可能な経済・社会の構築に向けて、我が国金融業界を先導してきたことを評価する。

ただし、依然として環境分野には課題が山積しているほか、豊かな国民生活の実現に向けては、エネルギーの確保や交通・物流などのネットワーク整備、福祉・高齢化対策などへの対応も引き続き重要であり、同行の特性を活かした支援を期待する。

●自立型地域創造

地域再生については、リレーションシップ・バンキング^{*4}機能の強化支援を行ないつつ地域の特色ある産業を支援し、都市再生については、プロジェクトファイナンスの手法やメザニンファンド^{*5}を活用しつつ、都市基盤の整備に寄与するなど、民間金融機関と協調して自立型の地域創造に向けて取り組んだ点を評価する。

今後、官民連携のつなぎ役として、PFIやPPP^{*6}の推進や地域社会基盤の整備にさらに努めるとともに、地域の自主性・特性を尊重しつつ、同行自らも主体的に地域経済の自立的発展に寄与していくことが重要である。

●緊急時の政策的要請への対応

事業再生を円滑に進めるためのセーフティネットとして、DIPファイナンスや事業再生ファンドへの出資等を行ったほか、民間金融機関の資金供給機能の確保に寄与するCLO^{*7}など、従来にはない新たな取り組みを迅速に行い、金融・資本市場の機能の安定化に寄与したことを評価する。

●「ナレッジバンク」機能の適切な発揮

新しい金融手法の開発・活用に積極的に取り組み、新たな金融市場の創造に貢献したほか、同行のこれまでの経験・実績をもとに、幅広い分野で積極的に情報の生産・発信を行ったことを評価する。

今後も民間金融機関と連携しながら、政策金融機関という立場を活かし、金融市場の発展・活性化や、官民の橋渡しに貢献すると同時に、自らもその課程で多くの経験を積み、さらにナレッジバンク機能を強化していくことが重要である。

2. 業務に関する重要事項

●民業補完の徹底

融資対象事業の縮減やリスクの高い業務への積極的な対応、融資規模・残高の圧縮など、「特殊法人等整理合理化計画」等の政府方針に沿った対応がなされたと認められることに加え、近年、民間金融機関との調整が十分に行われ、民業補完に徹した業務運営がなされるようになった点を高く評価する。

今後も、先進的金融手法の活用を交えつつ、案件の性格に応じた、きめ細やかかつメリハリのある民業補完を行っていくことが必要である。

●業務の合理化・運営の効率化

時々に変化する政策ニーズを捉えた出融資事業を新設する一方で、新設事業数を大きく上回る事業廃止を行うなど、業務の合理化・運営の効率化は着実に進捗していると認められる。

●財務の健全性の保持

市場金利との調和の進捗による基礎的な収支構造の改善、リスク評価・管理手法の充実や債権管理体制の整備の進捗に加え、保守的な引当方針等に鑑みれば、財務の健全性は保持されていると認められる。

今後も、市場からの調達強化や、リスク評価手法の充実、リスク管理の厳格化、ALM管理体制の強化に努めつつ、財務の健全性を引き続き確保していくことが必要である。

●ディスクロージャーの充実

財務面では、監査法人の監査証明を受けた民間基準財務諸表やリスク管理債権等に加え、自主的に第三セクターへの融資情報も開示しているほか、情報公開法への体制整備、見易さを重視したホームページの改訂やいわゆる「環境報告書」の発行など、ディスクロージャーの充実が進捗していると認められる。

●政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

政策金融評価の仕組みや内容の高度化を進め、評価結果を投融資制度の改善に結びつけるという一連の業務サイクルを完成させたことに加え、読み易さを意識した報告書を取りまとめるなど、先駆的な取り組みを継続して実施した点を評価する。

引き続き、政策金融評価に係る業務サイクルの検証などを通じ、評価の仕組みや内容の充実を図り、業務の一層の改善につなげていくことが望ましい。

●地域整備関連分野等に対する適切な支援の継続

同行が設立時に引き継いだ業務については、引き続き適切な運営が行なわれていると認められる。

- ※1. 米国において再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続(チャプター11)に入った企業(DIP:Debtor In Possession (占有継続債務者))に対する融資のことを指すが、日本においては、再建型倒産手続きである民事再生法、会社更生法の手続き申立後、計画認可決定前までの融資を称する。
- ※2. 経済合理的な事業計画に基づいて事業再生等を図る取組に対する投資を行い、株主等の立場から事業計画の円滑な遂行に貢献し、社会的に有用な事業の価値を高めることを目的とするファンド。
- ※3. 企業の環境経営度を評点化し、これを融資条件に反映するもの。評点化に当たっては、業種の特性に応じて複数のバリエーションが用意された環境スクリーニング、中堅企業の利用を促進するための配慮など、様々な仕組みを講じている。
- ※4. 長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル。
- ※5. 従来から銀行が供給してきたローン(「シニアファイナンス」)よりリスクが高い資金を供給するファンド。なお、メザニンとは「中2階」の意。
- ※6. Public Private Partnershipの略。社会資本整備や行政サービスの提供に民間主体等を活用し、公民協調により事業を実施する手法。狭義では既存事業の民間委託、民営化等を指すが、広義ではPFIも含む。
- ※7. Collateralized Loan Obligationの略。金融機関の有する企業向け貸出債権を証券化したもので、金融機関にとっては、貸出債権のオフバランスの手段となる。

中期政策方針(平成17年度～19年度)の実施状況に係る検討について(平成17年度経過報告)

平成18年6月
日本政策投資銀行
運営評議員会

I. 検討経過報告の趣旨

中期政策方針(平成17年度～19年度)に係る日本政策投資銀行法第24条に基づく報告(以下「報告」という。)の作成公表は、第3期中期政策方針(現行)が終了する平成19年度を予定しているが、現行の中期政策方針に基づく業務の実施期間が1年を経過したことから、今般17年度の経過報告を取りまとめるものである。

II. これまでの開催状況の概要

平成17年4月から平成18年3月までの間に、3回の運営評議員会を開催した。議題の内容は以下のとおりである。

【第23回】(平成17年4月18日)

- (1) 第3期中期政策方針について
- (2) 平成17年度投融资計画について
- (3) エネルギー・セキュリティ対策への取り組みについて

【第24回】(平成17年10月12日)

- (1) 平成16年度決算について
- (2) 平成18年度概算要求について
- (3) 地域金融機関と日本政策投資銀行の連携について

【第25回】(平成17年12月21日)

- (1) 平成17年度政策金融評価報告について
- (2) 環境配慮型経営促進事業融資への取り組み状況について

III. 中期政策方針記載事項の実施状況に係る検討状況

1. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

(1) 経済活力創造

運営評議員会の検討状況

■17年度は、17年度投融资計画、18年度概算要求等に関して説明を受けた。

■意見等

○事業再生・産業再生を目的として投融资を受けた企業が、同分野における同行の貢献を高く評価している。

(2) 豊かな生活創造

運営評議員会の検討状況

■17年度は、17年度投融资計画、18年度概算要求、エネルギー・セキュリティ対策、環境配慮型経営促進事業融資への取り組み状況等に関して説明を受けた。

■意見等

○核燃料サイクル施設整備への長期資金の安定供給は、エネルギー・セキュリティにおける同行の重要な役割である。また、原子力発電所の高経年化への対応に、同行が積極的に取り組むことを期待する。

○エネルギー基本計画策定にあたり、国の役割が非常に重要であるという議論があった。同行に期待される役割は大きい。

○環境格付融資制度は、非常に素晴らしい取り組みである。

○環境格付融資制度は、随所に工夫が施されており非常に面白いアイデアである。

○環境格付融資制度において、環境に対する取り組みが不十分とされた企業が、よりよい取り組みを再検討していくための工夫を検討できないか。

○防災格付融資制度創設は、大変重要な取り組みと考える。同行は、防災格付を我が国のスタンダードとすべく内容を高めていくべきではないか。

○企業による事業所周辺地域を含む防災・減災対策を進めるため、同行の防災格付融資制度がインセンティブとなるよう工夫ができないか。

○地震発生後の資金需要に対応するためのファイナンスも必要だが、耐震対応融資への同行の取り組みも引き続き重要と考える。

(3) 自立型地域創造

運営評議員会の検討状況

■17年度は、17年度投融資計画、18年度概算要求、地域金融機関と日本政策投資銀行の連携等に関して説明を受けた。

■意見等

- 金融危機が回避された現状に鑑み、17年度投融資計画において軸足をより地域再生に移している点が非常に共感できる。
- 17年度投融資計画において、地域再生を重点化している点が評価できる。その際には、産業振興のみならず観光振興についても注力すべきである。
- 地域における問題点の解決に向けた、リレーションシップバンキングの取り組み強化への同行の貢献を評価したい。
- 少子化対策は大変重要な課題であり、同行の積極的な取り組みに期待したい。

(4) 各分野に共通する「ナレッジ・バンク機能」の発揮

運営評議員会の検討状況

■17年度は、17年度投融資計画、18年度概算要求、エネルギーセキュリティ等の分野におけるナレッジ機能の発揮に関し、説明を受けた。

■意見等

- 同行の新しい金融分野への貢献を評価するとともに、今後の更なる取り組みにも期待したい。
- 地域づくりの重要な要素である観光振興を進めるため、同行のナレッジ提供に引き続き期待したい。
- 自然と人工的な観光施設や集落とが調和するよう観光地整備再開に取り組む必要がある。その際の公民の役割分担のあり方の検討や資金調達の仕事の構築について、同行のナレッジ機能の発揮を期待したい。
- 震災後の資金確保は重要かつ難しい問題であり、それらの対応に同行のナレッジ提供も引き続き期待したい。

2. 業務に関する重要事項

運営評議員会の検討状況

■これまでに、平成17年度投融資計画、平成17年度政策金融評価結果、平成16年度決算に関する説明を受けた。

■意見等

(民業補完の徹底)

- 国民経済的に必要であるが民間金融のみでは担えない分野、例えば核燃料サイクルへの対応等における同行の役割は引き続き重要と考えている。また、先進的な金融への取り組みも、民間金融機関と協調することで開発できた例もあり、これからも期待したい。
- 公益的な事業や社会基盤整備への投融資について今後とも取り組んでいくべきである。

(財務の健全性の保持)

- 財投機関債は、3年間横ばいの発行水準が続いているが、少しでも増やしていく努力をしていくべきではないか。

(政策金融評価の実施と事業見直しへの反映)

- 同行は、マネジメントサイクルの中でしっかりとした政策評価を行っていると評価できる。
- 個別評価・全体評価と二重三重にチェックがなされているなど、良くできあがってきたように思う。

以 上

運営評議員会の開催実績概要

回数	年月日	概要
第1回	平成11年12月15日	・日本政策投資銀行概要と運営評議員会の今後の進め方 ・政策金融評価の考え方について
第2回	平成12年2月10日	・平成12年度投融资計画について ・「経済活力創造」への取り組み～経済構造改革・新技術開発～
第3回	平成12年4月28日	・「豊かな生活創造」を支える環境調和型エネルギー政策
第4回	平成12年7月3日	・平成11年度決算概況 ・「自立型地域の創造」と「豊かな生活の創造」に向けた都市開発の取り組み
第5回	平成12年9月12日	・平成13年度概算要求について ・情報通信分野における政策銀行の取り組み～ケーブルテレビ事業を事例として～
第6回	平成13年2月15日	・平成13年度投融资計画について ・「自立型地域創造」に向けた政策銀行の取り組み ・中期政策方針の実施状況にかかる検討について(経過説明)
第7回	平成13年4月19日	・我が国におけるベンチャービジネスの現状と当行の対応について
第8回	平成13年7月2日	・平成12年度決算概況 ・「豊かな生活創造」に向けた物流ネットワーク整備への取り組み
第9回	平成13年9月3日	・平成14年度概算要求 ・中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況に関する検討報告の取りまとめについて
第10回	平成13年12月3日	・平成13年度補正予算における対応について ・日本政策投資銀行運営評議員会報告書について ・政策銀行の社会環境問題への取り組み
第11回	平成14年4月15日	・第2期中期政策方針について ・今後の運営評議員会の進め方について ・国内製造業のあり方に関するナレッジ活動について
第12回	平成14年7月15日	・平成13年度決算について ・ALM・リスク管理について ・資産査定とリスク管理債権等について
第13回	平成14年10月4日	・平成15年度概算要求について ・「都市再生」への取り組みについて ・平成14年度日本政策投資銀行政策金融評価報告について
第14回	平成15年2月18日	・平成15年度投融资計画について ・プロジェクトファイナンスをめぐる新しい動き ・事業再生への取り組みについて
第15回	平成15年5月15日	・情報公開法施行への対応状況 ・環境問題への取り組みについて
第16回	平成15年9月10日	・平成14年度決算について ・平成16年度概算要求について ・対日投資促進業務への取り組みについて
第17回	平成15年12月3日	・平成15年度政策金融評価報告について ・PFIへの取り組み状況について
第18回	平成16年2月3日	・平成16年度投融资計画について ・平成15年度上半期決算について ・地域再生に向けた取り組みについて
第19回	平成16年6月2日	・地上テレビ放送の現状とデジタル化への対応について ・国際協力業務への取り組みについて
第20回	平成16年8月31日	・平成15年度決算について ・平成17年度概算要求について ・新産業創造への取り組みについて
第21回	平成16年11月5日	・平成16年度政策金融評価報告について ・日本政策投資銀行運営評議員会報告書の内容について
第22回	平成16年12月15日	・日本政策投資銀行運営評議員会報告書の取りまとめについて ・地域づくり活動中期ビジョン(案)について
第23回	平成17年4月18日	・第3期中期政策方針について ・平成17年度投融资計画について ・エネルギー・セキュリティ対策への取り組みについて
第24回	平成17年10月12日	・平成16年度決算について ・平成18年度概算要求について ・地域金融機関と日本政策投資銀行の連携について
第25回	平成17年12月21日	・平成17年度政策金融評価報告について ・環境配慮型経営促進事業融資への取り組み状況について
第26回	平成18年4月12日	・平成18年度投融资計画について ・都市再生ファンドへの取り組みについて
第27回	平成18年9月21日	・平成17年度決算について ・平成18年度概算要求について ・事業再生の取り組みと新たな展開について
第28回	平成18年12月21日	・平成18年政策金融評価報告について

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法第23条第1項に基づき、平成19年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)における投融資指針を以下のとおり定める。

【第1】総則

1. 貸付け等の基本方針

当行の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という)は、民間金融の補完・奨励の趣旨及び償還確実性の原則を踏まえつつ、中期政策方針及びこの投融資指針に従って行う。

2. 記載の原則

日本政策投資銀行法施行令第2条に定める投融資指針の記載事項については、この総則に定めるもののほか、貸付け等の項目毎にこれを定める。

3. 貸付け等の利率等

貸付け等(出資を除く)に適用する利率等は、当行の収入が支出を償うに足りるように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向(社債市場および民間金融機関貸出金利等)を勘案して、次の区分に従い、当行がこれを定める。

(1) 貸付け

貸付けに適用する利率は、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた各利率区分に対応して定めるものとする。

(2) 債務の保証

債務の保証に適用する保証の料率は、一般の金融情勢等に応じ、民間銀行の保証料率等を勘案して定めるものとする。

(3) 社債の取得

社債の取得にかかる利回りは、私募債の全額応募の場合は貸付けの利率と同様とし、一部応募の場合は他の投資家と同一とし、公募債(普通社債に限る)の場合は市場における利回りとする。

4. 貸付け等の比率

対象事業の事業費に対する当行の貸付け等(出資を除く)の比率については、次の通りとする。

(1) 貸付け及び社債の取得

原則として、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた比率の範囲内で、民間金融機関との協調融資を行うものとする。公募債の応募については、対象事業費の50%又は発行額の50%のいずれか低い額を上限とする。

なお、長期資金の調達力の特に高い企業(社債格付けがトリプルAの上場企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として30%以内とし、長期資金の調達力の高い企業(社債格付けがダブルA又はシングルAの企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として40%以内とする。^(注)

^(注) 但し、民間金融機関等の要請がある場合や、公共性が特に高い場合等については、例外的に融資比率の弾力的な運用を可能とする。

(2) 債務の保証

債務の保証の限度額は、貸付け等と併せて、原則として、対象事業費の80%とする。なお、保証の範囲については、原則として、対象事業に係る被保証人の債務の80%以内とする。また、社債に係る債務の保証の場合には、限度額等について弾力的に取り扱うこととする。

5. 出資

(1) 出資の対象事業

① 政策性、公共性の高い事業を対象とし、具体的には個別制度毎に記載する。

② ①の他、投融資指針に規定される貸付け等の対象事業に必要な資金の出資等を行う事業についても出資対象とする。

③ 政策的観点から望ましいものの、初期段階のリスク性あるいは低収益性等により速やかに採算に乗り難い等、民間のみでは対応が困難な事業を対象とする。

④ 民間企業から相当程度の出資が見込まれるものを対象とする。なお、収益性及びリスク性の観点から、民間のみで十分対応できるものは対象としない。

⑤ 当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限る。

(2) 出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする。

【第2】貸付け等の項目別内容

大項目	中項目	小項目	細項目
地域再生支援	地域経済振興	地域経済振興	①地域経済振興
	地域社会基盤整備	地域社会基盤整備	①地域社会基盤整備
	広域ネットワーク整備	広域ネットワーク整備	①広域ネットワーク整備
環境対策・生活基盤	環境・エネルギー・防災・福祉対策	環境対策	①地球環境対策
			②環境配慮型社会形成促進
		生活基盤	①資源開発・供給機能整備
			②原子力開発
			③防災対策
			④福祉・高齢化対策
技術・経済活力創造	先端技術・経済活性化	先端技術・経済活性化	①先端技術・経済活性化
			②新技術開発等
	経済社会基盤整備	経済社会基盤整備	①経済社会基盤整備

(その他) 地域再生低利融資

社会資本整備促進融資(経過措置)

投融資制度について

地域再生支援

地域経済振興

	項目	対象事業	政策目的
地域経済振興	地域経済振興	地域経済振興事業	産業施設の立地促進、都市施設・宿泊施設の整備、寒冷地の気候に対応した技術や地域資源を活用した事業の創出、寒冷地における交流施設の整備、企業立地の促進、大規模基地関連施設の整備、地域毎の特性を活用・伸長する事業の実施、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取り組みとして、各地方公共団体が作成し、地域再生本部の認定を受けた地域再生計画に合致する事業の支援、景観・歴史的建造物の整備、駐車場等の道路関連施設の整備等により、地域産業・地域経済の振興・活性化、都市機能や地域開発の向上・促進、特定地域への過度の集中の是正、寒冷地の産業活動の活性化、地域における雇用機会の確保・増大、地域の自立的かつ特色ある発展、地域の活力の再生等を図ることを目的とする。

地域社会基盤整備

	項目	対象事業	政策目的
地域社会基盤整備	地域社会基盤整備	地域社会基盤整備事業	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進、市街地再開発事業等の推進、良好な市街地の形成に寄与する建築物や公共施設等の整備を伴った建築物等の整備・活用の促進、中心市街地の活性化に資する事業の促進、港湾における業務関連諸機能の整備、地域住民の日常生活を支える交通手段の整備、地域冷暖房施設の整備、地域の情報化の推進により、効率的かつ効果的な社会資本の整備・活用による国民経済の健全な発展への寄与、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の高度化、防災性能の向上、質の高い都市・生活環境の整備、地域住民の交通基盤の整備と快適かつ安全な輸送の確保、地域特性にあった高効率熱利用の促進による環境負荷の低減等を図ることを目的とする。

広域ネットワーク整備

	項目	対象事業	政策目的
広域ネットワーク整備	広域ネットワーク整備	広域ネットワーク整備事業	大都市圏並びに都市間交通における国民の生活基盤である鉄軌道事業の整備、航空輸送の拠点となる空港施設の整備や航空機の安全運航整備に資する事業の促進、物流拠点の確保及び物流機能の高度化、外航海運事業の基盤整備、情報通信インフラの整備、放送デジタル化の推進、高度な情報システムの開発・導入の促進等により、快適かつ安全な鉄道・航空輸送等による基幹交通網の整備、物流に係るサービスの向上及びコストの削減、貿易物資の安定的な供給の確保、食品等生活関連物資の効率的かつ安定的な供給、高度情報通信ネットワーク社会の形成、高度情報化社会の構築等を図ることを目的とする。

環境対策・生活基盤

環境・エネルギー・防災・福祉対策

	項目	対象事業	政策目的
環境対策	地球環境対策	地球環境対策事業	地球温暖化対策の促進に向け、省エネルギー対策の推進事業、新エネルギー・自然エネルギー開発、環境対策を講じた建築物の整備、面・ネットワーク対策による省CO ₂ 対策事業、液化ガス発電の高効率化ならびに天然ガス導入の促進、オゾン層保護対策及び温室効果ガスの排出抑制に資する事業の推進、京都メカニズムの活用等により、地球環境の保全、資源エネルギーの有効利用、生活環境の保全、環境負荷低減型エネルギー供給構造の構築等を図ることを目的とする。
	環境配慮型社会形成促進	環境配慮型社会形成促進事業 環境配慮型経営促進事業	既存ストックの有効活用、廃棄物の発生抑制、使用済み製品の再利用・再資源化、廃棄物の適正な処理、公害防止に資する事業を促進することにより、循環型社会の形成、環境負荷の低減、生活環境の整備を図ることを目的とする。 企業の環境に配慮した取り組みの支援、環境金融の活性化、化学物質の自主的な管理改善、環境面に配慮した石油の生産・供給機能の整備を促進することにより、環境配慮型の産業基盤整備及び環境保全を図ることを目的とする。
生活基盤	資源開発・供給機能整備	資源開発・供給機能整備	我が国の自主的資源開発、石油等の備蓄の機能整備を促進することにより、エネルギーの安定供給等を図ることを目的とする。
	原子力開発	原子力開発	原子力発電及び核燃料サイクル事業の促進により、経済成長、エネルギー・セキュリティの確保、地球温暖化対策等の環境保全を図ることを目的とする。
	防災対策	防災対策	建築物やライフライン等に対して防災対策等を施すことにより、災害に強い都市の形成を図るとともに、企業の防災力の強化を促進することを目的とする。
	福祉・高齢化対策	福祉・高齢化対策	高齢者・身体障害者による一般社会生活への参加を容易にすることにより、国民福祉の向上を図ることを目的とする。

技術・経済活力創造

先端技術・経済活性化

	項目	対象事業	政策目的
先端技術・ 経済活性化	先端技術・ 経済活性化	経済社会的有用事業資金調達円滑化支援等	金融市場の活性化、厚みのある資本市場の整備、リスクコントロールの新たな金融手法導入を通じた企業への適切な資金供給の支援、円滑な金融アレンジメントの実施、民間参入の促進に資するリスクマネー供給を行うことにより、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。
		新産業創出・活性化事業	ベンチャー企業・中堅企業等の行う事業及び知的財産やコンテンツの有効活用を支援する事業を促進することにより、我が国新産業の創出・活性化の推進、良質な雇用の確保、経済活力の維持を図ることを目的とする。
	新技術開発等	新技術開発事業	民間企業の研究開発・技術開発活動を活発化させることにより、我が国の科学技術の進歩及び経済活力の維持向上を図ることを目的とする。

経済社会基盤整備

	項目	対象事業	政策目的
経済社会基盤整備	経済社会基盤整備	事業再生支援事業	司法プロセス、私的整理を通じて、経済社会的に有用な事業の再生を支援することにより、経済の持続的な発展を図ることを目的とする。
		安全対策支援等	喫緊の課題に機動的に対応するために必要な公共性の高い事業、原油価格高騰対策に資する事業、セキュリティ対策事業、製品に対する信用向上システムの整備、災害等の発生時における事業継続資金の供給を行うことにより、国民生活の安全性の向上や我が国経済の活性化を図ることを目的とする。
		経済構造改革支援事業	規制緩和分野における新規参入の促進、事業者が実施する事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、事業革新設備導入の支援、外国企業や外資系企業の対日直接投資を促進することにより、規制緩和効果（消費者の選択機会の増大、雇用の確保、競争原理の導入等による企業活動の効率化等）の増大、我が国産業の活力の再生及び事業者側の新陳代謝の活発化による経済構造改革の加速化、良好な対外経済関係の形成等、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。

■出資

政策性、公共性の高い事業を対象とし、出資を行っており、主なものは以下のとおりです。

- 地域経済振興事業（地域競争力強化支援、地域金融機能高度化、地域再生計画に基づく事業）
- 地域社会基盤整備事業（中心市街地活性化、鉄軌道整備促進、地方空港ターミナル施設整備）
- 地球環境対策事業（新エネルギー・自然エネルギー開発）
- 防災対策（防災対応促進事業） など

また、投融資指針に規定される対象事業に必要な資金の出資等を行う事業（ファンド等）に対し、出資を行っており、主なものは以下のとおりです。

- 事業再生・産業再生ファンド
- 都市再生ファンド
- ベンチャーファンド など

■債務保証・クレジットデリバティブ取引等

企業の民間金融機関からの借入等に対し債務保証を実施しています。また、クレジットデリバティブ取引等を活用したCLO（ローン担保証券）への取り組み（債務負担）を行っています。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(抜粋)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(抜粋)

(趣旨及び基本方針)

第四条 政策金融改革は、次に掲げる基本方針に基づき、平成二十年度において、現行政策金融機関(商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行をいう。以下同じ。)の組織及び機能を再編成し、その政策金融の機能を、新たに設立する一の政策金融機関(以下「新政策金融機関」という。)に担わせることにより行われるものとする。ただし、国際協力銀行の政府開発援助に係る機能については、現行政策金融機関の政策金融の機能から分離して独立行政法人国際協力機構に担わせるものとし、沖縄振興開発金融公庫については、第十一条の定めるところによる。

一～三 略

四 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融について、新政策金融機関及び第六条第一項に規定する機関その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする体制を整備するものとする。

(中略)

(商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方)

第六条 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は、完全民営化するものとし、平成二十年度において、これらに対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるものとする。

2 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

3 政府は、第一項の完全民営化に当たっては、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに日本政策投資銀行の有する長期の事業資金に係る投融资機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(中略)

(留意事項)

第十三条 政府は、第五条から前条までの規定による措置を講ずるに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 一 現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価し、新政策金融機関その他現行政策金融機関の業務を承継する機関が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産で政府の出資に係るものについては、これを国庫に帰属させること。
- 二 現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。

(以下略)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案に対する附帯決議(平成18年4月19日 衆議院行政改革に関する特別委員会決議：抜粋)

- 一 日本政策投資銀行について、完全民営化後も、地域経済活性化への貢献を含め、出融資一体で中長期資金を供給できるよう、また、その信頼性等を活かし、財務基盤や移行期の制度的措置等の円滑かつ多様な資金調達基盤を確立するよう措置すること。

(中略)

- 一 危機対応体制については、新政策金融機関における機動的な対応及び完全民営化機関の機能やノウハウの積極的な活用により、迅速かつ弾力的な発動ができるように構築すること。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案に対する附帯決議(平成18年5月25日 参議院行政改革に関する特別委員会決議：抜粋)

- 六、日本政策投資銀行について、完全民営化後も地域再生等の分野で出融資一体で中長期資金を供給できるよう、また、その信用力を維持し、安定性のある株主構成とすること等によりその信頼性等を活かし、企業価値を最大化するよう、財政基盤や円滑かつ多様な資金調達基盤の確立等を含め、所要の制度的措置等を講ずること。

- 七、内外の金融秩序の混乱、大規模な災害等に対処するために必要な金融については、新政策金融機関の機動的な対応を可能とするとともに、完全民営化後の機関も引き続き積極的な役割を担えるよう制度上明確にし、万全を期すこと。

政策金融改革に係る制度設計(平成18年6月27日政策金融改革推進本部決定:抜粋)

I. 基本的考え方

「官から民へ」の観点から、民業補完に徹し、

- ①政策金融として必要な機能に限定し、これを残した上で、政策金融機関を再編し、政策金融の貸付残高の対GDP比を半減するとともに、
- ②民間金融機関も活用した危機対応体制を整備し、
- ③効率的な政策金融機関経営を追求する、との基本原則に基づき、以下のとおり制度設計をとりまとめ、関連法案の作成作業を開始することとする。

(中略)

【日本政策投資銀行関係】

1. 完全民営化時点における機関の在り方

(1) 新機関のイメージ

- これまで政策金融機関として培ってきた中立性、信頼性、公平性等を活かし、事業活動や地域経済において高度化・多様化する金融サービスへのニーズに幅広く応えられる民間金融機関となる。
- 事業評価の能力や地域との連携等の経営資源を活かして中長期の投融資機能(出資及び融資が一体となった新金融技術開発やリスクマネー供給)を提供することを事業の目的とする。

(2) 業務及び組織の在り方

- 会社法上の株式会社として、銀行法等の一般の金融関係法令を適用し、これに基づき業務を行う。移行期に係る特別の法律は廃止する。政府は行政改革推進法に基づき政府保有株式が全部処分された後、直ちにそのための措置を講ずることとし、その旨を当該特別の法律の案文に規定する。
- 具体的な業態については、移行期における業務運営を踏まえ、金融関係法令の枠組みの中で、グループ形態等も含め、投融資一体となった金融機能の担い手として最も適合した業態を選択する。

① 資金運用の在り方

- 地域再生、事業再生等の新金融技術を活用した業務を展開する。
- 資金調達基盤の確立等によりインフラ等への中長期の投融資を提供できるよう必要な体制を整備する。

② 資金調達の在り方

- 債券を中心に中長期の資金調達基盤を確立する。この外、他の金融機関等からの借入に加え、大口預金による調達を行うなど、安定的、効率的かつ多様な資金調達基盤を確立する。

2. 移行期(平成20年度の新体制移行から完全民営化まで)の在り方

(1) 完全民営化のプロセス

- 政府は、日本政策投資銀行法を廃止し、政府のみが株式を保有する特殊会社を発足させる。発足時期は平成20年10月とする。
- 新機関が完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築し、その信用力や企業価値を維持・向上できるように、政府は、財務基盤や資金調達等に係る措置を講ずる。
- 主務省の監督は真に必要なものに限定することとし、民間金融機関とのイコールフットリングや財政措置に係る公益性確保の観点等に留意しつつ、政府の関与の縮小を図る。
- 政府は、中長期の投融資機能を提供する金融機関としての事業基盤を確立するため、新機関の株式の処分方法について十分配慮する。

(2) 移行期における業務の在り方

- 業務等については、中長期の投融資一体となった金融機能の根幹を維持できるように、資金運用については短期貸付や出資等も含めて、資金調達については預金の受入れや金融債の発行等も含めて規定する。
- 預金業務を開始する際には預金保険機構に加入し、それと併せて金融当局による検査及び監督を実施する。
- 国の政策上真に必要な場合には、他の民間金融機関とのイコールフットリングに配慮しつつ新機関を活用する。

(3) 移行措置

- 中長期の投融資機能を引き続き適切に提供するため、適正な自己資本を確保する。
- 資金の大宗を政府に依存している現在の調達体制から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財借借入れを認める。

3. 平成20年度の新体制移行までの準備の在り方

- 日本政策投資銀行を政策に活用している場合においては、平成20年度以降の取扱いについて利用者の事情等にも配慮しつつ検討する。特に、法令でその活用が規定されている場合には、必要な見直しを行う。
- 新体制への移行を円滑に進めるため、他の民間金融機関からの長期借入れ等の業務を可能とする。

(中略)

【両機関に共通する事項】

1. 移行期における事項

- 政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成20年度の新体制移行のおおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分するものとする。
- 完全民営化のプロセスについて、「行政減量・効率化有識者会議」による評価・検証を行う。新機関のビジネスモデルの妥当性、民間金融機関とのイコールフットイング、財政措置に係る公益性確保の観点から、専門的な検証が可能となるよう体制を整備する。
- 円滑な移行が可能となるよう、民間のノウハウを活用できるような経営体制を確立する。経営責任者については、新政策金融機関と同様に、必要と認められる識見及び能力を有する者のうちから適材適所で選任されるものとし、特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮する。

2. 準備期における事項

- 新体制移行後の経営や財務のあり方について、引き続き検討するとともに、システムをはじめ体制の整備を進める。
- 政府は、銀行社債と金融債の商品性について検討する。

(中略)

V. 危機対応関係について

1. 危機対応の在り方

- 政府は、危機に関する必要な金融が円滑に講じられるよう、政策としての機動性や実効性の確保を基本的視点として、体制を整備する。
- 新政策金融機関は、危機対応体制の中核として、現行政策金融機関から承継する業務について、迅速かつ柔軟に対応する。
- 今回政策金融機能の限定により政策金融として対応できなくなった危機に関する金融のうち、新政策金融機関の業務のみでは適切に対応することができない手形割引による資金融通その他の短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等必要なものについて、政府は、完全民営化機関をはじめ希望する民間金融機関の業務による適切かつ円滑な対応が行われるよう、措置を講ずる。
- 危機対応に当たっては、その発動の要件や危機の状況に応じた措置の内容の明確化を図るとともに、政策コストの最小化等に配慮する。
- 完全民営化機関を含む民間金融機関の活用に当たっては、イコールフットイングの確保やモラルハザードの防止にも留意する。

2. 危機対応における関係金融機関の役割

(1) 関係金融機関の役割分担

① 新政策金融機関の役割

- 危機の発生に即応して、新政策金融機関は、融資条件の緩和等の必要な措置を迅速かつ円滑に実施する。
- また、危機対応の開始の決定に伴い、新政策金融機関は、現行政策金融機関からの承継業務の範囲内で、融資枠の拡大等による積極的な対応を行う。

② 指定金融機関の役割

- 政府は、新政策金融機関の業務のみでは適切に対応することができない手形割引による資金融通その他の短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等の危機に関する必要な金融業務（「危機対応業務」）を的確に実施できる民間金融機関を、その自主的な申請に基づき予め指定することとする。
- 危機対応の開始の決定に伴い、指定金融機関は、政府の適切な指導・監督の下、危機対応業務を実施する。政府は指定金融機関に対する指導・監督を行うにあたっては、民間金融機関のリスク管理に基づく経営判断を極力尊重するものとする。
- 完全民営化機関については、その政策金融機関として培った経営資源等を有効活用する観点から、移行期においては、指定金融機関とみなすものとする。完全民営化後も原則として指定金融機関であることを継続するものとする。

③ その他

- 政府は、中小企業等の信用保証制度や地方公共団体が設けている制度融資との連絡・調整を行い、一体的な対応を促進する。
- 政府・日本銀行は、一体となって迅速かつ的確に対応する。

(2) 指定金融機関に対するリスク補完等の在り方

- 政府は、指定金融機関の危機対応業務の実施に際して、必要なリスク補完や資金供給等の措置を講じて、その経営の健全性に悪影響を生じないようにする。
- 新政策金融機関は、政府の決定に従い、指定金融機関に対して、部分保証等のリスク補完や低利貸付等の資金供給などの業務を行うことができることとする。このため新政策金融機関と指定金融機関は協定を締結することとする。
- 政府は、新政策金融機関に対して、当該業務の円滑な実施に必要な政策上の措置を講ずるものとする。

3. 危機対応に係る手続等

- 政府は、危機の状況に応じ、新政策金融機関及び完全民営化機関を含めた民間金融機関がそれぞれの特性を踏まえて講ずべき対応の内容や所要の政策上の措置を決定する。
- 政府は、機動的な対応を実現するため、危機対応の開始等について、迅速な意思決定を図るものとする。
- 政府は、新政策金融機関及び指定金融機関の行う危機対応に関する重要事項の検討のため、内閣総理大臣を長とし、関係大臣等が参画する閣僚会議を開催することができることとする。

VI. 共通の留意事項

(1) 現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価

- 第三者による資産・負債の評価を厳正かつ詳細に行う。円滑な業務の遂行に支障がない財務基盤の確保等必要な措置を講ずる。

(2) 経過措置

- 新体制移行に伴う経費を最小限にすることとし、根拠当権の移転登記の扱いについて検討を行うなど円滑な移行のため必要な措置を講ずる。
- 現行政策金融機関の貸付等の業務の利用者及び債券の所有者の利益が不当に侵害されないよう、必要な経過措置を講ずることとし、そのために法律上の措置等を講ずる。

(3) その他

- 新体制への移行は、利用者に悪影響を及ぼすことがないよう、年度末等の繁忙期や決算期を避け、平成20年10月とする。
- 本制度設計に基づく、具体的な立法作業については、関連法律が非常に多く、立法に遺漏なきを期すため、所要の体制を速やかに確保した上で、鋭意、作業を進めるものとし、遅くとも次期通常国会に提出する。
- 既に各機関においても、新体制移行に向けて移行準備室等の検討体制が構築され、協力して作業が開始されたところであるが、行政改革推進本部事務局等との連携を強化し、鋭意、作業を進めることが必要である。

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定:抜粋)

(前文省略)また、本重要方針(平成17年12月24日に閣議決定された行政改革の重要方針)で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案(仮称)」を策定し、平成18年通常国会に提出する。

1 政策金融改革

経済財政諮問会議の「政策金融改革の基本方針」(平成17年11月29日経済財政諮問会議)及び政府・与党政策金融改革協議会における政府・与党合意「政策金融改革について」(平成17年11月29日)に基づき、以下のように、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行する。

(1) 基本原則

ア 政策金融は3つの機能に限定し、それ以外は撤退

- ① 中小零細企業・個人の資金調達支援
- ② 国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融
- ③ 円借款(政策金融機能と援助機能を併せ持つ)

イ 「小さくて効率的な政府」実現に向け、政策金融を半減

- ① 貸出残高対GDP比半減を平成20年度中に実現する
- ② 新たな財政負担を行わない
- ③ 市場化テスト、評価・監視機関の設置により再編後も継続的な縮小努力を行う
- ④ 民営化する機関は完全民営化を目指す

ウ 民間金融機関も活用した危機(金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等)対応体制を整備

エ 効率的な政策金融機関経営を追求

- ① 部分保証、証券化、間接融資等を通じた民間金融機関の補完
- ② 政策金融機関のトップマネジメントへの天下りの速やかな廃止
- ③ 統合集約する新機関では、組織を簡素化し、事業運営を効率化

(2) 政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、(イ)政策金融から撤退するもの、(ロ)政策金融として必要であり残すもの、(ハ)当面必要だが将来的には撤退するもの、に分類する。

ア 日本政策投資銀行分野

大企業、中堅企業向け融資であり、国全体として資金不足であった高度成長期とは異なり、民間市場から貸付けのみならず、社債や株式等様々な形態で資金の取り入れが可能であり、政策金融として行う必要がなくなっているため、撤退する。(イ)

イ 以下省略

(3) 新組織の在り方

以上の各機能の分類に基づく、最も効率的な新組織の形態等については、以下のとおりとする。

ア 政策金融から撤退する機能に係る組織

① 現行日本政策投資銀行

(ア) 新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能がそろっていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する。

(イ) 自立のために最低限の移行措置を講ずる。

② 以下省略

(注)日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の民営化に当たっての移行期間については、市場の動向を踏まえつつ、概ね5年から7年を目途とする。

イ 省略

ウ 政策金融として残す機能を担う機関の組織形態、組織設計の方針等

①～③省略

④民間金融機関も活用した危機対応体制の整備のため、具体的な制度の検討を行う。その際、危機発生時に政策金融機能を迅速に拡充し、民営化された会社を含め関係金融機関に対してセーフティネットの一時的拡充を行わせることができるよう、所要の手続・基準を設定するとともに、内閣総理大臣主導の政治的決断を迅速に実行する仕組みを整備すべく、所要の検討を行う。

⑤省略

(4) その他留意事項

ア 組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な計画(デューデリ)を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。

イ 政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。

ウ 以下省略

(5) 新組織移行への工程等

ア 政策金融改革推進本部(平成17年12月9日閣議決定。以下「本部」という。)において、政策金融改革を進める。

イ 本重要方針に沿って、詳細な制度設計に取り組み、「行政改革推進法案(仮称)」の成立後速やかに本部で成案を得るとともに、政策金融改革関連法案の国会提出時期についての結論を得る。成立した「行政改革推進法案(仮称)」及び詳細な制度設計に基づき、同関連法案の作成作業を開始する。

ウ 上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。

エ 本部に係る事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房が行う。

株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号:抜粋)

第一条(目的)

株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

第三条(業務の範囲)

会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 預金(譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。)の受入れを行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券(第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。)に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)を行うこと(第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 六 有価証券の貸付けを行うこと。
- 七 金銭債権(譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡を行うこと。
- 八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券(資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限り、特定社債にあっては、特定短期社債を除く。)その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。
- 九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。
- 十 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。
- 十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)を行うこと(第七号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。
- 十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと(募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業

者(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。)

- 十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。
- 十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。
- 十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。
- 十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券(当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと(第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。)
- 十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。
- 十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。
- 二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。
- 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第五条(日本政策投資銀行債の発行)

会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。

第九条(預金の受入れ等を開始する場合の特例)

会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第十二条(株式)

会社は、会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式(第三十四条第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

第十三条(社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債(日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債(それぞれ社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。)の発行並びに借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れについて、発行

及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十五条 (代表取締役等の選定等の決議)

会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

第十六条 (取締役の兼職の認可)

第四条第二項の規程の適用がある場合を除くほか、会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

第十七条 (事業計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十八条 (償還計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十九条 (認可対象子会社)

会社は、次に掲げる者(第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。)を子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行(長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。)
- 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
- 四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。)
- 五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)
- 六 保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)

七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

第二十条 (定款の変更等)

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

第二十二条 (財政融資資金の運用に関する特例)

財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。))は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け(第二十四条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。

第二十三条

財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債(次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。)に運用することができる。

第二十五条 (債務保証)

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

第二十九条 (主務大臣)

この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

附則

第二条 (政府保有株式の処分)

政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び次条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前条第三号に定める日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第三条(この法律の廃止その他の措置)

政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

第四条(準備期間中の業務等の特例)

会社はその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、準備期間(この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。)中、日本政策投資銀行法(附則第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。)第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

第九条(出資)

政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

第十五条(政投銀の解散等)

政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。

2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。

第十六条(承継される財産の価額)

会社が政投銀から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

第十八条(主務大臣)

附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産(以下この条において「承継資産」という。)の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
- 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

第六十六条(検討)

政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律(法律に基づく命令を含む。)の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

第六十七条(会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

株式会社日本政策投資銀行法案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成十九年六月五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 新たなビジネスモデルの構築に当たっては、エネルギー、鉄道、地域インフラの整備等の既存の出融資対象事業に対して引き続き円滑なファイナンスを提供できるよう、平成二十年十月までに、所要の措置を講ずるとともに、企業再生、証券化、ファンド設立等、最新の金融技術を十分に取り入れた業務展開を図ること。また、極めて長期にわたる資金供給の必要性にも配慮して、安定的な資金調達基盤の確立に努めること。
- 一 日本政策投資銀行の長期的企業価値が将来毀損されることのないよう、株式の処分方法等の検討に際しては、処分相手先の選定、発行株式の種類等について、慎重な検討を行い、株主構成の安定性等への配慮に加え、株主による企業統治が十分に機能するよう配慮すること。また、株式の処分は、株式市場等に与える影響にも十分配慮して行うこと。

- 一 移行期及び完全民営化に当たって、移行期の新会社の業務の在り方や完全民営化機関への円滑な承継のために必要な措置等について、経済社会情勢の変化や我が国の金融、産業の競争力の向上にも十分に配慮して、柔軟な対応を行うこと。

- 一 新たに指定金融機関として担うこととなる危機対応業務に関しては、現行の日本政策投資銀行が担っている危機対応機能を踏まえ、株式会社日本政策金融公庫と連携しつつ、危機に際しての円滑な資金供給に遺漏なきを期すこと。

右決議する。

■役員 (平成19年7月1日現在)



総 裁 小村 武

副総裁 山口 公生

理 事 多賀 啓二

理 事 長岡 久人

理 事 星 弘行

理 事 竹内 洋

理 事 堀内 昭義

理 事 高橋 洋

監 事 井上 毅

副総裁 荒木 幹夫

理 事 深谷 憲一

理 事 大井 篤

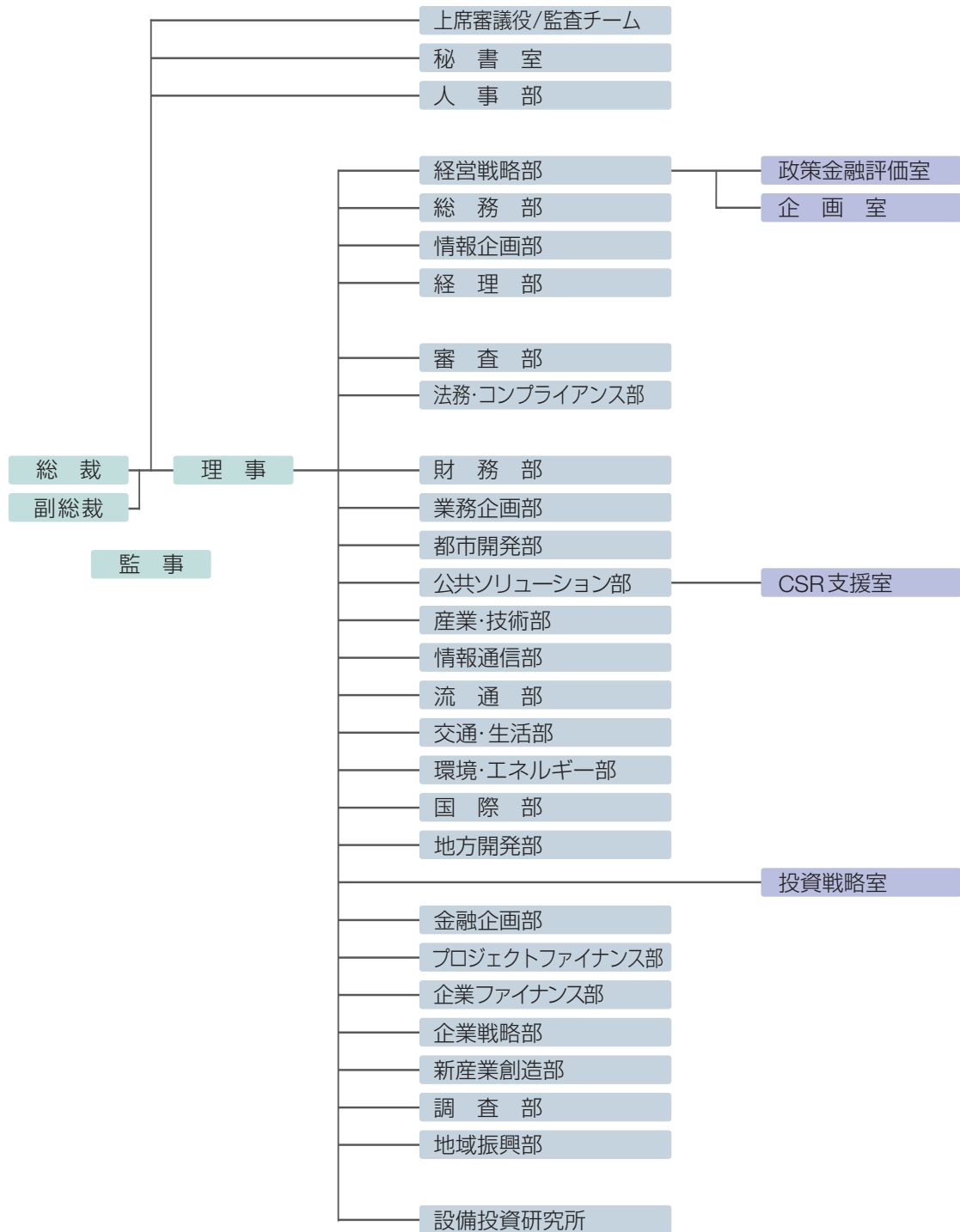
理 事 阿部 健

理 事 柳 正憲

理 事 進藤 哲彦

監 事 石森 亮

■組織図 (平成19年4月1日現在)



支店・事務所

支 店：北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州
 事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

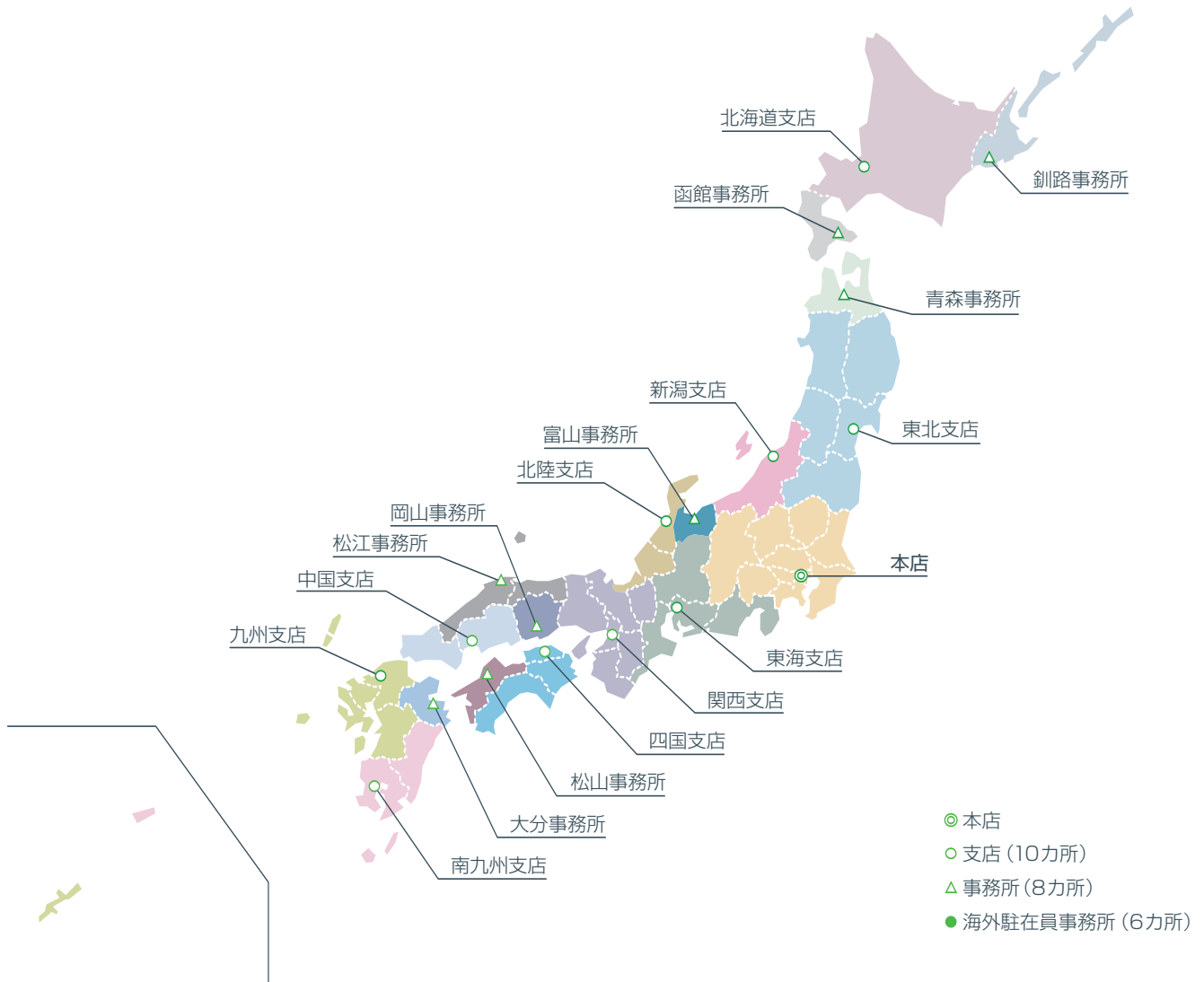
海外駐在員事務所

ワシントン、ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、フランクフルト、シンガポール

沿革

年	月	事項
昭和26年	4月	日本開発銀行設立
昭和31年	6月	北海道開発公庫設立
昭和32年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌、仙台（現東北）の各支店を開設
昭和39年	3月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（資本金規定の整備等）
昭和47年	6月	日本開発銀行法を改正 1) 目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 2) 大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和60年	6月	日本開発銀行法を改正 1) 研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 2) 研究開発資金融資機能を追加
昭和62年	9月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（無利子貸付規定の整備等）
平成3年	4月	日本開発銀行法を改正 1) 譲渡方式事業の対象拡大 2) ユーロ円債の発行 3) NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設
平成3年	4月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（社会資本整備促進低利融資規定の整備等）
平成4年	12月	日本開発銀行法を改正（政府の追加出資についての規定の整備）
平成9年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 （日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される）
平成10年	12月	日本開発銀行法を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） 1) 設備の取得と関連のない長期運転資金を対象資金に追加 2) 社債償還資金を対象に追加 3) 公募債取得機能の追加等
平成10年	12月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） 1) 事業の実施に伴い必要な長期運転資金を対象資金に追加 2) 社債償還資金を対象に追加等
平成11年	6月	日本政策投資銀行法成立
平成11年	10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ
平成14年	5月	日本政策投資銀行法を一部改正（金融庁による立入検査の導入を追加）
平成17年	12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（一体として民営化することなどが決定される）
平成18年	5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立
平成18年	6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年	6月	株式会社日本政策投資銀行法成立

■本支店・事務所等 所在地



■本支店・事務所等 照会先

本店

東京

〒100-0004
東京都千代田区大手町1丁目9番1号
TEL 03-3270-3211 (代表)



北海道支店

札幌

〒060-0003
札幌市中央区北3条西4丁目1番地
(日本生命札幌ビル)
TEL 011-241-4111 (代表)



函館事務所

函館

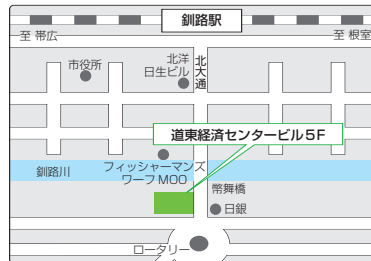
〒040-0063
函館市若松町14番10号
(函館ツインタワー)
TEL 0138-26-4511 (代表)



釧路事務所

釧路

〒085-0847
釧路市大町1丁目1番1号
(道東経済センタービル)
TEL 0154-42-3789 (代表)



東北支店

仙台

〒980-0811
仙台市青葉区一番町2丁目1番2号
(NOF仙台青葉通りビル)
TEL 022-227-8181 (代表)



青森事務所

青森

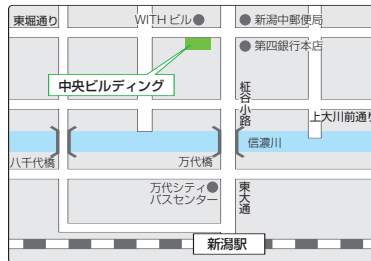
〒030-0822
青森市中央1丁目22番8号
(青森第一生命ビル)
TEL 017-773-0911 (代表)



新潟支店

新潟

〒951-8066
新潟市中央区東堀前通 六番町 1058番地1
(中央ビルディング)
TEL 025-229-0711 (代表)



北陸支店

金沢

〒920-0937
金沢市丸の内4番12号
(金沢中央ビル)
TEL 076-221-3211 (代表)



富山事務所

富山

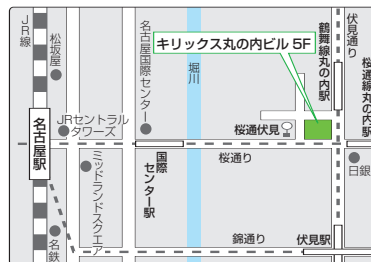
〒930-0005
富山市新桜町6番24号
(日本興亜富山ビル)
TEL 076-442-4711 (代表)



東海支店

名古屋

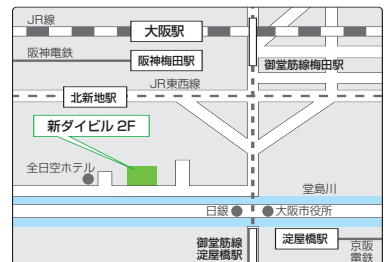
〒460-0002
名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
(キリックス丸の内ビル)
TEL 052-231-7561 (代表)



関西支店

大阪

〒530-0004
大阪市北区堂島浜1丁目2番6号
(新ダイビル)
TEL 06-6345-6531 (代表)



中国支店

広島

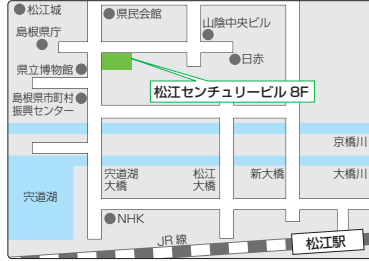
〒730-0036
広島市中区袋町5番25号
(広島袋町ビルディング)
TEL 082-247-4311 (代表)



松江事務所

松江

〒690-0887
松江市殿町111番地
(松江センチュリービル)
TEL 0852-31-3211 (代表)



岡山事務所

岡山

〒700-0821
岡山市中山下1丁目8番45号
(NTTクレド岡山ビル)
TEL 086-227-4311 (代表)



四国支店

高松

〒760-0050
高松市亀井町5番地の1
(百十四ビル)
TEL 087-861-6677 (代表)



松山事務所

松山

〒790-0003
松山市三番町7丁目1番21号
(ジブラルタ生命松山ビル)
TEL 089-921-8211 (代表)



九州支店

福岡

〒810-0001
福岡市中央区天神2丁目12番1号
(天神ビル)
TEL 092-741-7734 (代表)



大分事務所

大分

〒870-0021
大分市府内町3丁目4番20号
(明治安田生命大分恒和ビル)
TEL 097-535-1411 (代表)



南九州支店

鹿児島

〒892-0842
鹿児島市東千石町1番38号
(鹿児島商工会議所ビル)
TEL 099-226-2666 (代表)



海外

●ワシントン駐在員事務所

1101-17th Street, N.W., Suite 1001,
Washington, D.C. 20036, U.S.A.
TEL 1-202-331-8696

●ニューヨーク駐在員事務所

1251 Avenue of the Americas, Suite 830,
New York, NY 10020, U.S.A.
TEL 1-212-221-0708

●ロサンゼルス駐在員事務所

601 South Figueroa Street, Suite 2190,
Los Angeles, CA 90017-5748, U.S.A.
TEL 1-213-362-2980

●ロンドン駐在員事務所

Level 12, City Tower, 40 Basinghall Street,
London, EC2V 5DE, United Kingdom
TEL 44-20-7638-6210

●フランクフルト駐在員事務所

Frankfurter Buero Center,
Mainzer Landstrasse 46,
60325 Frankfurt am Main,
Federal Republic of Germany
TEL 49-69-7191760

●シンガポール駐在員事務所

9 Raffles Place, #30-03 Republic Plaza,
Singapore 048619
TEL 65-6221-1779

相談センター

- | | |
|-------------------|------------------|
| ●東北 | ●中国・四国 |
| 盛岡市 019-624-5880 | 鳥取市 0857-26-0051 |
| 秋田市 018-866-6674 | 徳島市 088-626-5166 |
| 山形市 023-622-4666 | 高知市 088-871-6066 |
| ●関東・甲信 | ●九州 |
| 水戸市 029-300-4601 | 長崎市 095-823-1256 |
| 宇都宮市 028-643-3531 | 熊本市 096-319-1775 |
| 長野市 026-266-7021 | 宮崎市 0985-22-1130 |
| ●北陸・東海 | |
| 福井市 0776-36-5459 | |
| 静岡市 054-221-7255 | |
| 津市 059-246-8181 | |

(相談日は電話にてご確認ください。なお、相談日以外は最寄りの本支店に転送されます。)

相談室

- | | |
|--------------------|------------------|
| 旭川市 0166-26-9810 | 帯広市 0155-21-1236 |
| 苫小牧市 0144-33-5454 | 小樽市 0134-22-1177 |
| 北見市 0157-23-4111 | 室蘭市 0143-22-1117 |
| 八戸市 0178-43-5111 | 弘前市 0172-33-4111 |
| 横手市 0182-32-1170 | 米沢市 0238-21-5111 |
| いわき市 0246-25-9151 | 郡山市 024-921-2621 |
| 会津若松市 0242-27-1212 | 長岡市 0258-32-4500 |
| 上越市 025-525-1185 | 柏崎市 0257-22-3161 |
| 新発田市 0254-22-2757 | |

インキュベーションファンド

(主としてシードあるいはスタートアップ段階におけるビジネスプランニングから関与し、) ハンズオン型の投資・経営指導により投資先企業の成長や企業価値の向上を図る投資事業組合。

→ P.66

エグジット (Exit)

アセットファイナンスにおいて、元本の償還期日到来時、ないし期限の利益喪失時における償還原資を確保するための戦略のことで、「出口戦略」ともいう。一般的には、対象プロジェクトが順調にキャッシュフローを生み続けている限り、社債発行や借入を通じたリファイナンスによる事業継続を図り、償還期日までにリファイナンスの見込みが立たない場合は、テイル期間(償還期間の後に余裕度を持たせるために設ける期間)を設けてその期間内に売却手続きを図る、とするストラクチャーが多い。

→ P.66

シニア・ファイナンス (シニア融資)

シニア・ファイナンスとは、通常、他の資金より優先的に弁済され、投資リスクが低い資金である。日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くが、シニア・ファイナンスに該当する。

→ P.31

シンジケートローン

幹事金融機関(アレンジャー)が複数の金融機関をとりまとめてシンジケート団を組成し、単一の契約証書で同一の約定条件に基づいて行う融資の形態。通常、参加金融機関の債権は譲渡可能となる。

→ P.153

ストラクチャードファイナンス

仕組み金融。事業の立ち上げ、操業期間、その他多様な場面におけるリスクを回避するために、契約や金融技術を駆使することによって、信用リスクをコントロールする金融手法。

→ P.9, 57

デューディリジェンス (Due Diligence)

融資団のために行われる、融資対象不動産についての詳細かつ多角的な調査のことをいう。SPCが発行する社債の信用度評価のために要請される建物状況調査、環境調査、法的調査、市場調査などがその主要なものである。(Due=「当然支払うべき」、Diligence=「努力」)

→ P.32, 33, 57, 65, 66

ノンリコース

リコースとは遡求を意味し、ノンリコースとは、融資対象プロジェクトについて、その返済を親会社の保証に依存(=遡求)することなく、子会社であるSPCが当該事業から生み出す収益およびプロジェクト資産のみに依存することをいう。リミテッドリコースもほぼ同義である。プロジェクトファイナンスでは、ステップインライト(介入権)を金融団が行使できるよう、事業会社が有する債権、契約上の地位、株式等はすべて金融団が担保として取得する。

→ P.66, 167

プロジェクトファイナンス

あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフローのみに依存するファイナンスのこと。担保は当該事業に関連する資産に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証等は原則にはしていない。PFIにおいては、基本的に当該PFI事業のみを行うSPCが設立されること、収入は当該事業により生み出されるキャッシュフローに限られることなどから、プロジェクトファイナンスになじみやすい。

→ P.9

メザニン・ファイナンス (メザニン融資)

メザニン・ファイナンスとは、銀行が従来取り組んできたシニア・ファイナンスより返済順位が下位にある資金のことをいう(メザニンとは中2階という意味)。メザニン・ファイナンスはややリスクの高い資金になるが、米国をはじめ幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、シニア・ファイナンスより高く適切な金利水準を確保することによって、金融機関にとって投資が可能となっている。

→ P.25, 32, 33, 35, 64, 65, 151, 152, 156

リファイナンス

借り換えのこと。償還期日の半年~2年前に、リファイナンスアレンジャーがリファイナンス計画を策定し、償還期日までにリファイナンスに関するローン契約のクローズングを済ませることで、リファイナンス手続きが完了する。なお、リファイナンスが完了しなかった場合に備え、テイル期間を設けて売却手続きを定めておくのが通常である。アセットファイナンスにおいて、元本の償還のための資金調達をいかに図るかは極めて重要である。

→ P.3, 4, 35

ALM (Asset Liability Management)

金融機関が、その保有する資産および負債を統合して管理のうえ、それらに内在するリスクをコントロールすること。

→ P.44

CSR (Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任。企業の責任は、これまでの製品やサービスの提供、法規制の遵守等にとどまらず、ステークホルダーへの配慮や情報開示、環境への取り組みなど、経済的・法的な責任を超えたより広範なものとしてとらえられるようになってきている。

→ P.15, 19, 21, 120

DIPファイナンス

米国においては、再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続き(チャプター11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession、占有継続債務者)に対する融資のことをさすが、日本においては、再建型倒産手続きである民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可決定前までの融資をDIPファイナンスという。

→ P.3, 12, 13, 14, 29, 51, 53, 54, 55, 61, 64

M&Aアドバイザー

企業の買収・合併、事業売却、合弁、事業のリストラクチャリング、スピノフ、株式交換、レバレッジド・バイアウト(Leveraged Buy Out: LBO)、企業防衛などに対する多岐にわたるアドバイス業務のこと。企業経営にかかわる戦略的アドバイスやソリューションを提供することで、顧客の短期ならびに長期的な目標の達成を支援する。

→ P.48, 66, 68

MBO (Management Buy Out)

子会社や一事業部門の経営者が、親会社から当該事業部門の支配権を買収するもの。M&Aの一手法であるが、事業の買収者が第三者ではなく、買収対象事業の経営者である場合がMBOである。通常、事業買収資金の全額を当該経営者が調達できるケースは少ないことから、当該事業の資産を担保とした借入を利用するLBOの方式をとることが多い。

→ P.4, 43, 48, 66, 68, 153

PFI (Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力および技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。1992年に英国で導入され、日本においては99年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(通称「PFI法」)が制定された。租税(=財政負担)の対価として最も価値のあるサービスを提供するというValue for Money (VFM) という概念が、判断基準のひとつである。

→ P.26, 28, 30, 33, 64, 65, 151, 153

PPP (Public Private Partnership)

社会資本整備や行政サービスの提供に民間主体等を活用し、公民協調により事業を実施する手法。PFIや民営化、民間委託等がある。

→ P.30, 51

SPC (Special Purpose Company)

特定目的会社。プロジェクトファイナンスにおいては、特定のプロジェクトから生み出されるキャッシュフローを親会社の信用とは切り離すことがポイントであるが、その独立性を法人格的に担保すべく、単一事業会社として設立されるケースが多い。一方、アセットファイナンスにおいては、オリジネーターがオフバランス化を図るべく切り離した資産を、新たに保有する会社として設立される。

→ P.31, 33, 35, 40, 65

UNEP (United Nations Environment Programme)

国連環境計画。地球環境等に取り組む国連の中核機関。DBJは、2001年6月25日、「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明(UNEP Statement by Financial Institutions on the Environment and Sustainable Development)」に、日本の銀行として初めて署名した。

→ P.54, 58, 59, 60

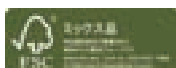
平成19年7月
発行 日本政策投資銀行 広報担当
URL : <http://www.dbj.go.jp/>



DBJ

卵の形は「創造」「エネルギー」の象徴であり、色調と合わせて経済社会のニーズに応えるために積極的にトライし、内部から新しいものを生み育てていく、若々しく逞しい行動力を表しています。

<http://www.dbj.go.jp/>



DBJでは、本誌の制作にあたり環境に配慮した用紙・インキを選択しました。P.3～P.70、P.171～P.178の用紙を適切な森林経営に協力することができるFSC（森林管理協議会）の認証紙を、表紙とP.1～P.2、P.71～P.170の用紙を再生紙としています。また、アメリカ大豆協会認定の大豆油インキを使用しています。